

平成 2 5 年

第 8 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 開 会

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月10日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議員派遣報告	
・山形県町村議会議員研修会の報告	
・荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	3
議第 58号 平成25年度三川町一般会計補正予算(第5号)	5
議第 59号 平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	5
請願第 4号 過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する請願	23
請願第 5号 平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願	24

第 2 日 12月11日(水) 休 会

【請願審査委員会 開催】

第 3 日 12月12日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	28
---------	----

第 4 日 12月13日(金) 会議録第3号

議第 60号 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	94
議第 61号 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	100
議第 62号 三川町子ども・子育て会議条例の設定について	102

議第 63号	三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する 条例の設定について	107
議第 64号	三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	109
議第 65号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	109
議第 66号	三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定について	110
議第 67号	三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事（電気設備） 請負契約の締結について	110
議第 68号	三川町教育委員会委員の任命について	112
議第 69号	人権擁護委員候補者の推薦について	114
発議第 6号	特定秘密保護法に反対する意見書提出について	115
意見書第5号	過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について	118

平成25年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成25年12月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
五十嵐泉産業振興課長併 農業委員会事務局長 教育次長兼公民館長併	宮野淳一建設環境課長
成田弘農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉 議会事務局長	高橋朋子 書記	齋藤哲 書記
-------------	---------	--------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月10日（火） 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般報告 ・ 議員派遣報告

 山形県町村議会議員研修会の報告

 庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

日程第 4 議第58号 平成25年度三川町一般会計補正予算（第5号）

日程第 5 議第59号 平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算
 （第2号）

日程第 6 請願第4号 過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する
 請願

日程第 7 請願第5号 平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書
 提出に関する請願

○ 散 会

○議 長（成田光雄議員） ただいまから平成25年第8回三川町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 小林茂吉議員、8番 梅津 博議員、以上、2名を指名します。

○議 長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る12月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成25年度各会計補正予算2件、条例の設定及び改正7件、事件案件1件及び人事案件2件、以上12件があり、この他に諸般報告2件、請願2件、一般質問5名、議員発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から13日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告に引き続き、平成25年度の各会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に請願2件がそれぞれ上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となり、本会議は散会となります。

第2日目の11日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行います。その後、追加議事日程として請願審査委員会報告2件が予定されており、これで散会となります。

第4日目の最終日13日は、午前9時30分に本会議を開き、条例の設定及び改正7件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となり、次に人事案件2件がそれぞれ上程され、採決となります。次に議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、請願採択の場合は追加議事日程として意見書提出2件が予定されております。これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月13日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。
- 議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
諸般報告は、議員派遣の報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。
- 9番（佐藤栄市議員） 研修報告をいたします。

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成25年10月15日（火）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 山形市「山形国際交流プラザ」

5. 研修内容 「今後の政局・政治展望」

・現代政治と政局の行方

講師 日本大学法学部教授 岩井 奉信 氏

「環境問題の“ウソと真実”」

講師 中部大学教授 武田 邦彦 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成25年12月10日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊟

次に、

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成25年11月8日(金)
3. 参加者 三川町議会議員全員
4. 研修地 遊佐町「パレス舞鶴」
5. 研修内容 「議会活性化の実践と実績」
講師 北海道町村議会議長会事務局長 勢旗 了三 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成25年12月10日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ⑩

- 議長(成田光雄議員) 以上で、諸般報告を終わります。
○議長(成田光雄議員) 次に、日程第4及び日程第5の以上2件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5の以上2件を一括議題とすることに決定しました。
○議長(成田光雄議員) 日程第4、議第58号「平成25年度三川町一般会計補正予算(第5号)」、日程第5、議第59号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました議第58号「平成25年度三川町一般会計補正予算(第5号)」、及び議第59号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上2件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第58号「平成25年度三川町一般会計補正予算(第5号)」であります。既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,742万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を36億2,627万6,000円といたすものであります。

まず、歳出の主なものから申し上げますと、職員の異動等による調整及び時間外勤務手当等各種手当の見込み、並びに退職手当組合負担金の追加等にともない、職員の給料・職員手当・共済費等の人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をさせていただくものであります。

次に、2款総務費については、子ども・子育て会議委員の謝礼を減額し、報酬として追加補正するとともに、生活交通バス維持費補助金の追加補正、並びに戸籍副本データ管理システム整備委託料を減額補正するものであり、さらに、基幹統計調査費において、委託金の交付決定による追加、及び減額補正をいたすものであります。

3款民生費については、介護保険特別会計繰出金、放課後児童クラブ指導員処遇改善支援等事業補助金、及び保育委託料の追加補正であります。

6款農林水産業費については、経営体育成支援事業費補助金、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金、沖堰及び尾花排水機場管理委託料、環境保全型農業直接支払交付金、及び農地集積協力金交付事業交付金をそれぞれ追加補正いたし、転作畑対策事業負担金を減額補正いたすものであります。

7款商工費については、みかわ再生可能エネルギー導入促進事業について、電気自動車充電器設置及び太陽光発電・蓄電池設置に係る工事請負費の追加補正、並びに設計監理委託料、いろり火の里推進事業の工事請負費等を減額補正するものであります。

8款土木費については、境界立会業務に係る施設等管理業務委託料、山形県土木単独工事地元負担金、町道舗装補修工事及び道路施設補修工事請負費の追加補正であり、河川総務費については、歌枕排水機場修繕料、住宅管理費については、住宅リフォーム支援、住宅取得支援及び太陽光発電システム普及促進に係る補助金をそれぞれ追加補正いたすものであります。

9款消防費については、昨年度の常備消防事務委託料の精算にともなう減額補正であります。

10款教育費について、まず、小学校費においては、光熱水費及び体育施設等修繕料、小学校体育館天井等落下防止対策に係る調査業務委託料、特別支援学級教室設置工事に係る工事請負費、さらに、教育機器等整備費、高圧受電設備交換工事に係る設計監理委託料及び工事請負費を追加補正するものであり、中学校費においては、光熱水費及び中学校体育館天井等落下防止対策に係る調査業務委託料を追加補正するものであります。また、保健体育費においては、光熱水費とともに、アレルギー対策として調理器具の購入費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳入の追加補正費目にともない、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、18款繰越金、19款諸収入、及び20款町債について、所要額を計上いたしたものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、地域の元気臨時交付金の充当による地方債の減額により、既定の限度額2億8,880万円を2億6,130万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第59号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてであります。1款総務費の一般管理費につきましては、次期介護保険事業計画の策定に向け、補助事業を活用し、山形県高齢者等安心生活課題調査事業に取り組むものであり、その調査に係る印刷製本費、調査業務委託料等を追加補正いたすものであ

ります。

次に、歳入であります。歳入の追加補正費目にともない、5款県支出金及び7款繰入金について、所要額を計上いたしたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出に歳入歳出それぞれ162万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億8,334万円といたすものであります。

以上、議第58号及び議第59号について一括にご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げます。以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、4点ほど質問させていただきます。

最初に、一般会計の方ですが、8ページ、2款総務費、企画費にあります生活交通バス維持費補助金258万8,000円の追加であります。これは当初予算の中では148万円ほど計上されておりまして、その内容については説明を受けたところでございます。

ただ、その中で、時限的なものであるというふうな考え方が示されました。当初予算の中では25年9月までの分ということで、その後の分の追加というふうには受け止めますが、金額が拡大しているという点、なぜなのか。それから、258万8,000円はいつまでのものなのか、その辺まず伺いたいと思います。

次に11ページ、6款農林水産業費、その中の農業振興費にあります経営体育成支援事業、それから戦略的園芸産地拡大支援事業、二つが追加になっております。経営体育成支援事業につきましては、これはおそらく今年の秋から来年の春にかけての機械導入ということだと思っておりますが、その辺の確認。

それから2の戦略的園芸産地拡大支援事業、これは当初の中では予定されていなかった事業でございますし、金額も1,500万円というふうになっております。どういった事業が予定されているのか、その事業内容、それから全体の事業費、それから工期等、内容について伺いたいと思います。

次に12ページ、7款商工費にありますいろり火の里施設費、この中でみかわ再生可能エネルギー導入促進事業が行われております。今回、1,080万円ほど追加になるということですが、その内容を伺いたいと思います。この中で追加されているものについては電気自動車の充電機器の工事、最近の工事関係の単価が高くなっているということを受けてなのか、それとも事業そのものの計画変更、拡大ということなのか、併せて太陽光発電も同じであります。当初、1,900万円の事業に対して700万円というものが大きく拡大して追加されようとしておりますので、その辺の内容についてどういうことなのか伺いたい。

それから、逆に電気自動車充電器購入費150万円が減額になっております。当初、150万円でしたので、これがゼロになるということで、事業費の内訳の変更といいますか、どういうことなのか。

それに併せまして、歳入の予算のとり方、財源の関係ですが、今回、地域の元気臨時交付

金、これから732万9,000円ほど充てられていると思いますし、それからその他ということで充電器の導入助成金というものがあります。これは当初予算の中でもありましたが、雑収ということで受けておりますが、社団法人からの助成金というふうに伺っております。併せて、そのメーカーからの寄附金も若干ございますが、そういったものがさらに収入として入るといふことはどういうことなのか、その辺伺いたいと思います。

それから最後になりますが、14ページ、10款教育費です。学校管理費の中で、先程説明ありましたとおり、小学校の工事関係が追加となっております。特に、天井落下防止ということが今回調査の結果なのだと思いますが出てまいりました。小学校、それから中学校に関しても調査するというところでございます。

横山小学校に関して長寿命化対策ということで、今年、外壁を中心に長寿命化の工事がなされましたし、そういったことで、工事の関係の中で天井落下というものが出てきたのか、この工事をやることになった経過について伺いたいと思います。小学校、どこの小学校なのかということも含めて、その工事の内容について伺いたいと思います。以上、よろしく願います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。企画調整課関係については2点ご質問ございました。

まず第1点目の生活交通バス維持費補助金の内容でございます。当初予算では148万1,000円ということで、この金額につきましては24年10月から今年9月までの実績に対しての路線バスへの補助というようなお説明をさせていただいたところでございます。

今回、その金額につきましては、9月ですので確定いたしまして、69万8,000円という金額になったところでございます。しかしながら、先の新聞紙上でも賑わせておりました庄内交通の過年度分、19年度から24年度分までにかかる5ヶ年分の補助金に対しまして、国の補助申請しておいたものが過大に申請されておいたという部分につきまして、公共交通の形から町でも補助をしていかなければならないということになりまして、過年度分337万1,000円を計上し、合わせまして差し引きし、今回、258万8,000円を増額させていただいたところでございます。

当初予算でもお話しておりますが、25年4月からバスの運行を見直ししていただきまして、路線の整理統合をしていただき、国の補助対象になるような形で今現在ダイヤ改正をしていただいておりますので、来年度以降につきましては町での助成という部分については発生しないというようなことで今現在考えておりますが、収支の状況が今後どういうふうになるかで対応もまた変わってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから第2点目の再生可能エネルギーの内容でございます。再生可能エネルギーの関係の補正につきましては、設計監理委託、さらには電気自動車の設置工事費請負費追加、太陽光蓄電池の工事の追加というようなことになってございます。

一つ目の太陽光発電につきましては、梅津議員から話が出ましたとおり、実勢価格が非常に近年上がってきてございます。特に最近になりまして、その価格の上昇が多い部分があっ

たこと、さらには設置場所について、当初、昔屋の屋根を想定しておったところではありますが、屋根に設置する場合に施工費がより多くかかるという実態が出てきてまして、また、災害時の避難場所も、当初、昔屋、宿泊施設というようなことで考えておったところではありますが、より多くの方の避難ができるな花ホールの方に場所をある程度変更していきたいなど。当然、避難者がどのような状況になるかによって全施設を開放するというようなことになろうかと思いますが、そういった部分では配線等の距離が長くなったということが出てきておりまして、当初、設置しようとしておった場所と若干変更をみたところでございます。そういった形で事業費の増加が発生したというものでございます。

また、電気自動車の充電器の設置であります。当初予算には社団法人の次世代自動車振興センターの補助金もありまして、その要綱に沿って18節に計上したところではありますが、その制度が若干見直しになったということから、工事費に一括計上して進めていくというような内容になりまして、今般、18節を減額し、15節に組み入れたところでございます。また、これにつきましても、実勢価格が非常に上がってございまして、その上がった部分、さらには設置場所、当初、温泉もしくはな花ホールの正面というようなことで考えておったところではありますが、より利用しやすい場所ということで、マイデル前を今現在考えているところでございます。

そうしたことから、配線延長が長くなったというような工事の増がございまして、また、課金の方法につきましても、他の事例を見ますと、500円の協力金を徴収しながら行っておったところではありますが、道の駅というようなことで、その徴収の手間等も考えながら、現在、国の大きな自動車メーカー4社がいろいろ協定しながら進めております課金機能付きの充電器、要するに料金を徴しないでカードで充電できるような方式に改めたい。それによりまして、今後の管理運営に係る経費の削減も見込めるということから、事業費の増になったところでございます。

これに対しまして収入としましては、元気交付金につきましては、12ページ下のかっぱつ広場の交流促進整備工事という部分にあたる財源でございまして、それ以外の財源につきましては充當の項目については同様の形になってございます。

しかしながら、電気自動車の充電につきましては、社団法人の次世代自動車振興センターから今回の事業費の増によりまして390万円ほど補助が多くくるというようなことを伺ってございます。また、山形三菱自動車の方から寄附金を予定しておりますが、こちらの方も25万円ほど追加の寄附を行いたいという申し出もございまして、今回、歳入の財源につきましても補正をさせていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） お答えします。はじめに、経営体育成支援事業の件でございまして、この事業はご存知のように、人・農地プランによる中心経営体の認定農業者等が農業用機械等を導入する際、その費用を補助することにより経営の安定に資するというものでございます。

今回の12月補正をお願いしている内容と申しますのは、中心経営体に対する来年春作業

の機械までの要望調査がございました。その関係で希望あったものを今回の補正の内容に計上させていただいたというものでございます。

内容的には横川、青山、天神堂、小尺の方からご希望がございまして、一法人含め、4人の方が希望されております。トラクター、田植え機という機械の内容になってございます。

次に、戦略的園芸産地拡大支援事業の関係でございまして、この件につきましてはJA全農山形の方からこの事業の要望がございました。この事業の目的を申し上げますと、全農山形の園芸産地拡大研修事業構想により、地域に適合した作物の生産技術の習得と産地化を促進するため、新規就農者等の担い手の研修を受け入れ、さらにはJAグループ営農指導員等の人材育成拠点の整備を図るということと、有望新品種等の生産拡大に資する、このようなことが目的でありまして、特に水稻の育苗用のハウス、相当あるわけですが、その遊休パイプハウスを活用して、園芸農産物の振興を図ると。また、新規就農者の確保と農業後継者の育成を図る、これが大きな目的になってございます。

事業の内容的には人材養成研修、また、栽培研修、この栽培研修の中には栽培品種としてミニトマト、中玉トマト、パプリカ、ネギ等がございまして。これらの作物について、その栽培技術の確立、地域適合性、収量最大化、糖度最大化、6次産業化、新たな産地化、このようなことを目的にそれを実証研修するというようなものでございます。

研修施設は本町にあります庄内農機センターの事務所を使うということでございます。

パイプハウスの規模でございまして、25年度計画については7棟でございまして。4棟については水耕のトマト栽培、3棟については客土をしパプリカ、ネギ等をそこでやるというものでございます。

また、研修生を各農協等の協力いただきながら5名を受け入れる。これに対する技術職員、指導者等は全農の方で確保するというような内容でございまして。

事業費につきましては、25年度分については先程のパイプハウス7棟、それと客土工事、設備等を含め4,590万円、これに県の補助金、補助率が1/3となりますが、これが1,530万円ということで、今回の補正に計上させていただいたところです。

この事業については来年3月着工、完成ということでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） お答えいたします。今回、ここに上程しております天井落下防止対策調査業務委託料ということで、小学校管理費のところは25万2,000円、そして同じく中学校の方にも天井落下防止対策調査業務委託料ということで調査設計業務委託料16万8,000円という金額を提示しております。

小学校の部分の25万2,000円にかかりましては、小学校の体育館、3校ありますので、8万4,000円掛ける3校分ということで載せております。中学校の方16万8,000円に関しましては、屋内運動場と武道場を対象として考えているところでございます。

天井落下につきましては、昨年の後半の方に「公立学校施設について」ということで、「致命的な事故が起りやすい屋内運動場等の天井などについて対策を構ずるべき目標年度を示し、落下防止対策の速やかな完了をお願いしたい」というような国の通知が入ったところで

ございます。

しかしながら、これはお願いの通知であって、国の方でどういうスタンスでこれを施行していくのか、あるいは補助はどういうふうになっているのかということが皆目分からない状況の中で、早晩具体的なところが出てくるというような情報を掴んでおりましたので、それを受けて私どもの方で今年の8月になりまして、公立及び公立学校施設における天井落下防止対策の一層の推進という文書が入りまして、その中で「平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いする」という新たな通知が入ったところでございます。この中である程度具体的な期間、さらに「27年度までの速やかな完了を目指す」というところにもなって補助もある程度用意されるというような状況が分かりましたので、今般、あくまでも点検という調査業務委託料を今回補正予算をお願いしたところでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 申し訳ございません。先程の答弁の中で、生活交通バス維持費補助金の説明中、平成19年から24年までという表現で答弁させていただきましたが、19年から平成23年までの5ヶ年ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 生活交通バスの関係ですが、今の答弁ですと、19年から23年までの5ヶ年分の、要するに不足分について、庄内交通が国に補助を申請して、その申請そのものが過大であった、大き過ぎて国からおかしいのではないかとということで減額された分を周辺市町村が支払うというような大雑把な理解でいいのかどうか。

だとすると、過大に申告した方は過失としてならないのか。その分まで市町村が面倒をみなければならぬのか、その辺非常に疑問を持ったわけですが、その会社の責任というものをどう考えたのか、その辺も含めまして、またお願いしたいのですが。

それから、来年度以降、まずは基本的には支援はないということですが、最後、場合によっては会社の経営状況によってはあるかもしれないという答弁もありましたが、いつまでも補助すべきものではないと。これは町の方でも当然そのように思っていると思いますし、強く経営改善なり、あるいはスリム化といいますか、そういった見直しというものも当然やるべきだと思いますが、その辺の意見といいますか、町から会社に対する姿勢といいますか、そういうものを毅然とした形で申し上げるべきだと思いますが、その辺どう考えているのか伺いたいと思います。

それから、戦略的園芸産地拡大事業、これはかつてありました農業管理公社の跡地利用という形で私は受け止めたわけですが、それでいいのかどうか確認したいと思います。

それで今回、県の補助のみだったわけですが、三川町で、町の中で研修施設なりが運営されるということですので、あるいは新規就農者に対する研修、新しいこれからの園芸品目の拡大を目指した事業というふうを受け止めるとすれば、町からの支援というものも当然、多分要請されたのかもかもしれませんが、あって然るべきと私は思いますが、その辺の考え

方はどうなのか伺いたいと思います。

それから、小学校・中学校の天井落下防止の関係ですが、国からの要請に基づいて調査するのだというふうな話でございました。落下といった事故、あるいはどういう工事の中で落下というものが起こるのか、その辺、私は分かりませんが、中学校に関して、できたばかりで構造的な問題は私はないと思うのですが、その辺までやる意味はあるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 過大申告の過失、また、会社の責任と今後の対応というような内容のご質問でございました。今回、過大申告した部分につきましては、従来、スクールバスで通える距離の子ども達に定期券の購入の助成を従来はしておったところですが、その後、専用のスクールバスをチャーターしたということから、それも該当になるだろうということで会社の方で申請をしておったようでございます。

またさらに、これが他県の会計検査で類似の案件がみられまして、会社で独自に再度チェックをしながら国の方に自主申告し、申し出をしまして、申告の内容の違いが分かったということのようでございます。そうした部分におきましては、当然、会社の責任、過大交付を受けた責任という部分はございますが、故意な過大の申告をしたというものでもないようでございます。

また、そういった部分からしますと、今後の対応になるわけですが、当然、町としまして地域間の基幹路線として継続的に鶴岡・酒田間を結ぶ路線バスにつきましては、非常に住民の足としての公共性が今後必要であるというような判断をしておりますし、そういった部分では、今後増加していくようなことにならないよう庄内交通の方にも要請をしたところでございます。

そうした意味におきまして、今年の4月1日から一つの例でございますが、鶴岡からまっすぐ酒田に行く路線については赤字路線であります。イオンを経由して行きます路線については補助対象になる路線となつてございます。したがって、それをすべてイオン経由に変更していただきたい旨、申し出をしまして、4月からダイヤの改正があったというように承知してございます。できる限り市町村の財政負担とならないような形で、当然、会社にも責任をもって運営をしていただくといいこともございますし、町の町民の足としての支援も当然ながら町としては進めていかなければならないと考えているところでございます。

幸い、県の方からこういった内容につきましては、総合交付金の中に8割ほど算入されて市町村に返ってきますので、2割程度の負担で済むという部分に、今現在の制度としてはなつてございますので、それらを活用しながら今後そういった事態、過年度は別でございますが、現年度分につきましては、そういった制度を使いながら、有効な町民の足の確保を進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 戦略的園芸産地拡大支援事業の関係でございますが、この

パイプハウスの建設地というのは、庄内農業管理公社の跡地を使うというものと、もう一つが隣の庄内農機センターの空き地ということで考えているようでございます。

ご質問にありました。町の補助はどうかというご質問でございましたが、確かにこの事業につきましては県単事業ということもあり、市町村が1/12、さらに上乗せした場合、県の方も同様にさらに1/12を補助追加するというような性格の事業でございます。

この補助の件でございますが、当初、全農の方からもこの事業の説明があったときに要望がございました。内容等をいろいろお聞きする中で、必ずしも、先程言いました1/12というのは「できる規定」でなっております。そういった関係で建設地が確かに本町にあるわけですが、その研修生にあっては広く庄内、広域、あるいは内陸方面にもというような内容でございます。

この研修生について、本町に特化した形で事業をするというのではなく、広域ということもありました。1/12という市町村の負担の補助の考え方ですが、これはあくまでも広域での研修生を募集するというのであれば、庄内広域でどうかということで、庄内二市三町の担当課長とこの件について協議をしたところでございます。その結果、広域であれば、補助というものも考えられなくはないのですが、なにせ、全農という大きな組織でやる事業について、自治体の方で1/12になります、補助すべき性格のものかというような疑問視、そういった意見がほとんどでございました。そういったことで、市町村からの支援はいらないだろうという考えに至ったわけでありまして。

そういったことから、今回の事業については県の分の当初の1/3ということでの補助の事業ということで考えたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） ただいま中学校のお話が出ましたが、私も中学校はまだできたばかりで安全なのではないかという思いがあったのですが、しかしながら、設計等とお話をすると、今回、落下防止の基準が示されたところでありまして、その落下防止に合致するか、中学校に関しても点検をしてみないと分からないというお話がありまして、私どもとしては今今当然大丈夫だと思っておりますが、今回、点検を機に将来に万全を期して天井落下がないように実施してまいりたいという思いで今回上げさせていただきました。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 一般会計の9ページになりますが、経済センサス調査事業、工業統計調査費、消耗品等を見ると、当初一緒にやる予定ではなかったのかと思います。実際、これは何年に1回やられるものなのか。そして調査員の報酬が1万円少なく済んでいるということで、当初からやる場合、消耗品、通話料等はみておくべきものではないのかと思われまます。どうしてこういう形で出てきたのか。そして、通話料等は細かく明記されておりますので、通信費も明記されておりますので、消耗品の考え方を伺いたいと思います。

続きまして、介護保険の4ページになります。今回、新たに委託料という形で出ました。

この調査の内容はどのようなもので、目的は何なのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 経済センサス、それから工業統計調査費関係についてのご質問でございました。経済センサスにつきましては5年に一度の統計でございまして、24年2月1日を基準にしたものでございます。また、工業統計につきましては25年1月1日を基準にした統計でございます。

経済センサスにつきましては24年の内容でありますので、これについての統計を主にしながら、その残務整理を25年度にするというようなことになってございます。したがって、統計調査員の報酬については計上してございません。当初予算には需用費が6,000円ほど計上してございました。当然、その内容としましては、事務用消耗品として計上しておったところでございます。

また、工業統計につきましても、これは25年1月1日現在でございまして、その後の整理等もございまして、報酬を計上しているところでございますが、これも需用費については1万7,000円ほど、また、役務費については3,000円ほど当初予算に計上しておったところでございます。今回、各調査費の補助金が確定しましたので、その内容について同じ消耗品、もしくは役務費等で、特に調査に使う内容としましてはコピー機械、もしくは郵送料関係で使いますので、その事業に充てたということでございますので、その消耗品の考え方というよりも、事業の内容に沿って、今回補正をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 介護保険関係の高齢者等安心生活課題調査の関係につきましてご答弁申し上げます。

介護保険の事業計画につきましては、ご存知のとおり、3年を1期として事業を執行しているものでございますが、現在の第5期につきましては、平成24年・25年・26年というスパンになってございます。

平成27年が第6期ということで、国の考え方としましては第6期の計画そのものが第6期のみならず、団塊の世代がすべて後期高齢者となります2025年、そこまでを見据えた形で計画づくりを今検討しているところでございます。

そうした中におきまして、第6期の計画策定に備えて、国では日常生活圏域ニーズ調査という名称になってございますが、この調査につきましては都道府県の地域の実情、あるいは市町村の地域の実情、そういったものも加味しながら調査項目を設けてもいいということになってございまして、山形県でも国で雛形を作った調査の項目に、さらに山形県として例えば雪対策であるとか、住まいの対策、それから生活支援、就労支援、生きがい、そういった項目を若干付与しまして、今回、県の補助事業という形で高齢者等安心生活課題調査事業という形で県がまとめ上げていると。さらに、町としましては、認知症の調査部分、これも少し付与しまして、今回、そういった一つの括りの中で調査の事業をやるということで考えているところでございます。

この調査につきましては、1月1日現在、本町に住所を有し、平成26年3月31日において満65歳以上の方とするということで、県の事業採択になった場合につきましては、悉

皆調査ということで、本町の場合、施設入所されている以外の方すべての方を対象にしてこの調査をやるという構え方をしているものでございます。

この調査の結果につきましては、まとめて後で分析をしなければいけないという形になるわけですが、今回そういったノウハウのある業者の方に入力、あるいは集計という形で委託していこうという捉え方をしております。

この結果そのものにつきましては、今後、介護保険サービスの見込み量の設定作業、そういったものに役立つというふうに捉えておりますし、それから保険料の仮の設定、そういったものにも役立つ一環となるのではないかと捉えております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時34分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時55分)

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 介護保険の調査の方ですが、先程の答弁で各自自治体が項目を付け加えることができるということで、三川町は認知症ということでしたが、その際、あるいは国・県の指導等により、こういうものも付け加えることができますというものが通知があったのか伺いたいと思います。

13ページの住まいづくり支援の太陽光発電の方ですが、先の報道によれば、北海道電力ではこれ以上個々のものとか、そういうものを入れると、利用者に安定した電気供給ができないということで、買い取りはこの価格でこれ以上は無理ですという報道もありました。このように一生懸命普及促進やっているわけですが、やったら例えば東北電力も利用者に安定供給するには現在の価格では買えないという状況も想定されますが、その点の考えはどうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） この調査につきましては、介護保険法の中にも規定されていることとございますし、また、国の指導というような立場で介護保険事業計画の作成に関する基本的事項の中におきまして、要介護者等の実態の把握を行いなさいと。項目としては、被保険者の心身の状況、それからその置かれている環境、その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査を行いなさいということで、全国に共通するような調査項目につきましては、当然、国でその調査項目を示しているところでございますが、やはり全国の地域性を捉えれば都道府県ごと、また、市町村ごと、いろいろ個別に違いがございますので、それは地方自治体の方で必要な調査項目につきましては付与しなさいと、その程度の指示でございます。

ただ、普通の調査と違いまして、特に指示がありましたのは、調査を実施した結果、回答のなかった高齢者について、特にこの調査につきましては支援の必要があるハイリスク者が回答のない高齢者に含まれる場合があるので、それについては未回収者への対応方法なども併せて検討していただきたいという指示はございました。そのようなことで本町としましては、民生委員の皆さまにその任をお願いするというところで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 太陽光発電に関する買い取り価格を維持できるのかというところでございますが、それぞれの電気事業者におきます買い取り等につきましては、それぞれの電気事業者の経営等にかかわることでございます。その部分について、今後、現在のそれぞれ買い取りしている価格、今後とも維持できるのか、その細部まで町の方で聞いているところではございませんし、細部、今後どういうふうになるのか現在町の方で把握しているところではございませんので、ご了解いただければと思います。

○議 長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 8ページでございます。この中に子ども・子育て支援事業でございますが、これは新事業でありますので、調査期間の計画策定はどのように進行しているかお聞きしたいと思いますし、当初予算もそうですが、今回の補正の報酬ですが、13人分の会議委員会について、報酬は果たしてこれは報酬と言えるのかお聞きしたいと思います。

それから11ページでございます。振興費、先程も同僚議員からの質問ございましたが、この事業の申し込みですが、農政課からの発送が12月6日、提出期限が12月11日であります。申し込みの期間が短いようでございますし、これは急に国から補助事業だったのかお聞きしたいと思います。

また、本事業は国の補助事業であるため、会計検査院の検査対象となるということです。対象にならない場合は助成金の返還もあり得るということでした。このような厳しい条件の中ではございますが、横川、青山、天神堂、小尺、申し込みがあるということでございます。もし、この補助金に対して支援事業というよりも補助金、使いこなせない場合はどういうことになるのかお聞きしたいと思います。

それから13ページでございます。住宅管理費でございます。当初予算も住宅リフォーム、住宅取得、太陽光発電、当初予算もある程度金額は乗せましたが、それに近い補正でございます。この3点、どのように各事業がなってきた、またこのような補正になったのかお聞きしたいと思います。以上、3点お願いします。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 子ども・子育て支援事業の計画策定でございますが、これまでの状況としましては、推進本部を設置し、また、事務局会議を開催しまして、方針等を確認しながら、今現在、保護者関係のニーズ調査を実施し回収中でございます。これらのニーズ調査をもとにしながら、今後、子育て会議に諮りまして、意見審議をしていただくというようなことで計画をしております。

2点目の、報酬でよろしいのかという内容でございますが、従来、次世代育成につきましては、あくまでもその計画の委員として謝礼を計上し、支払いをしてございました。今回も当初予算では委員の謝礼として計上しておったところでございますが、今回、国の関連三法の成立によりまして、その中の子育て支援法によりまして、審議会の設置努力を義務付けられております。そうしたことから、今回の議会に上程しておりますが、子ども・子育て会議の設置条例を作りまして、審議会として位置付けをし、それによりまして報酬として組み替えをすることでございます。

そうしたことから、支援計画の変更、当然、計画策定もそうでありますが、変更があった場合も子ども・子育て会議に諮りまして審議をしていただくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 経営体育成支援事業の件のご質問でございましたが、はじめに、今回の補正に係る、あまりにも調査期間、とりまとめの期間が短かったのではないかというお話でございましたが、この件については当初、6月補正で秋作業機械について調査希望し、その後、国の方からの指示がありまして、これも非常に急だったわけでありまして、こちらではできるだけそれを分かりつつもやむを得ずということで、速やかに関係する認定農業者の方に周知し、とりまとめの期間も非常に短かったわけですが、そのような形で国の方のとりまとめ期間には間に合うような形で出さざるを得なかったということで、本当に短かったわけでありまして、この件についてはご了解いただくしかないのかなと考えております。

当初、春作業分の機械については、国の方から調査のとりまとめをやってほしいという知らせが来るのかなということも、私の方でもはっきり分からない状態のまま進んでいる関係上、このような形で非常に期間が短い形でならざるを得なかったということでございます。

それから、補助金の残額の件でのご質問ございましたが、基本的には先程申し上げました希望者の分というのはあくまでも希望調査をまとめた結果のものでありまして、事業採択とは全然別であります。

ただ、ご承知のように、予算的な裏づけがないと実施計画も上げることができない、こういう性格になっておりますので、まず私の方でも希望あったものについてはまだ計画書は出しておりませんが、これからこの部分について計画を上げ、国の方の採択を待つというような状況になります。

当然、会検の対象にはなりますし、この事業のみならず、事業主体のそれに対する指導、こちら側の対応というものも常に想定しながら事務を進めているところであります。

補助金が余るという考え方の件でございますが、あくまでもこれは予算でありまして、これから採択になった事業主体においてはその機械の入札をするわけです。当然、概算見積もりでこの数字を上げておりますので、多分それ以下になるのではないかと思います。それはそれで申請の中で最終的な実績報告で最終的な額が上げられていきますので、まずはこれは予算を確保するという形での今回の補正のお願いとなるものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 住まいづくり支援事業の関係でございます。当初予算におきましては1,100万円ということで、住宅リフォーム、住宅取得、太陽光等、予算計上しておりましたが、来年4月からの消費税の増税ということもありまして、現在、申し込みの方が当初予算に比べるとほぼ倍に近いほどの申し込みがきている状況でございます。

住宅リフォームにつきましては、当初予算におきましては30件ほど予算をみておりましたが、現在既に39件の申し込みがきておりますし、住宅取得については15件ほどみてお

りますが、既に27件の申し込みがきているところでございます。太陽光についても、当初は5件ほどの利用ではないかということで想定しておりましたが、既に10件ということで申し込みがきているところでございます。

現在につきましては、住まいづくり支援事業のリフォームについても予算の方がほぼ底をついたということで、住宅リフォームについて13件ほど現在保留ということでしてるところでありますし、住まいづくり支援事業の中の住宅取得事業についても9件ほどは保留をさせていただいているところでございます。同じく、太陽光についても保留しながら本日補正予算の方をご可決いただきましたら、すぐに申請を受理するというところで対応したいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 今の住宅管理について確かに消費税がございしますので、駆け込みあったろうと思います。また、丁寧にご答弁いただきまして、どうもありがとうございました。

それから、木造住宅の耐震改修について補正の方はないようでございますが、この点について当初予算はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

また、振興費でございます。経営体、これも当初予算880万円ほどございました。この事業の中での支援、当初予算での利用件数、利用金額、教えていただければありがたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 木造住宅の耐震改修事業費の補助でございますが、こちらの方については一般の住宅の木造住宅について所定の耐震性をもたせるということで支援するものでございますが、1件、当初予算では120万円ということで予算計上しておりましたが、現在、まだ申し込みがないところでございます。今後、3月まで申し込みの方、あるかまだ分かりませんが、いろいろな場面で事業の内容についてPRしているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 経営体育成支援事業のこれまでの経過というお話でございましたが、今回の12月補正でお願いしている金額というのは、これまでの既決でいただいております1,480万円の予算になっているわけでありまして、このたびのこれまでやった秋作業分の機械についても当然金額的には確定しております。それに今回の12月補正分の事業費を加えた形での不足額といいますか、そういった金額で731万7,000円を計上させていただいたところです。

個々の利用金額、使用金額等については手元に資料がございませんので、答弁することはできませんが、そのような形で実質的な予算の残額に今回の12月補正で必要とする分を差し引きしまして、その不足額というような形での計上でございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 質問させていただきます。まず歳入の5ページ、地域の元気臨時交

付金、これは国の24年度の経済対策の一環として1兆3,000数億円の予算規模で最初計上されておりましたが、その後、事業採択、また、そうした認定において25年度にずれ込むというお話は前々からその情報はいただいておりますが、他の市町村の中でもかなり早めに6月議会の中でも補正している自治体もございますし、本町の場合、ようやく4,200万円ほどの元金臨時交付金が交付された。この時期的な遅れ等々について、この申請のあり方、事業の採択、それらについて何か不手際、不都合がござったのかどうか、その辺、事務的なことですが教えてください。

それから先程、同僚議員からも出ておりました地域公共交通確保事業の件でございますが、お話を伺っていると、非常に遡った、過年度分の19年から23年分に遡った負担のことについてでございますが、これはバスの定期券が云々とかなんとかおっしゃっていましたが、これは事務的にそうした補助金を申請する段階の事務的な不手際かなと認識しております。

これまでも地域公共交通の確保については、課長の答弁のとおり、地元、また町民の皆さん方がそのことについては交通機関として確保していかなければならないというふうな捉え方をしておりますが、これまでこの交通機関に対しましては、本町の場合は2路線、1路線は補助事業から外れるということで、そうした応分の負担をやってきたわけでありまして。

今回、ダイヤ改正も含めながら、そしてまた運行経路、イオンを経由していく、そうした運行のあり方についての方法も示されておりますが、こうした言ってみれば赤字路線、赤字路線を自治体がお金を出し合ってそしてなんとか交通確保していく、これがずっと続いてきたわけでありまして、先程の答弁を伺いますと、来年度からの負担は考えていないようなお話をしてみたり、一部、総合交付金の中に8割はみていただけというお話をしてみたり、今後の本町における公共交通に対する姿勢、これはこれからの南部自立圏構想、それから北部、そうした隣接の市町村との話し合いはどの程度この件について話し合われているのか、少し情報がありましたら教えてください。

それから10ページに学童保育の指導員の処遇改善出ておりますが、これは資格の取得の事業なのか、それとも今、有資格ある指導員の処遇改善、いわゆる賃金、そうした改善に向けていくのか、どちらを向いているのか教えてください。

それから単純なことですが、14ページ、小学校・中学校の光熱水費が補正されておりますが、確かに電力料金も上がってまいりましたし、かなり光熱水費については当初からみれば当然補正を組まなければならない現状にあると認識されますが、小学校の場合、当初予算現額の10%ほど、今回補正されておりますし、かたや、中学校においてはそのちょうど半分、5%、これをみているわけです。電力料金の値上げについては、等しくどの場所においてもその影響を受けているわけでありまして、当初予算現額に対する10%の補正、それから5%、その10%・5%の違いについてどのように整理されているのか伺いたいと思います。

それから介護保険、いろいろこれから高齢化社会の実態・あり方を調査していくことは大変大切なことだと思います。本町の場合も高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画、これは非常にうまく調和して一体性をもって今までずっとこられておりますし、また、総合計画の

事業そのものを支えているというふうに私は認識しております。

新しい調査を進めた段階において、本町の場合に65歳以上の高齢者の皆さん方からどのような意見が出されてくるか、そのことによって新しい事業メニューが発生して、それを新しいこれからの第6期の計画の方に採用していくのかどうか、その辺の判断はいろいろあるかと思いますが、私はこの事業を仕掛ける県の補助事業でもございますので、県の持っている山形県保健事業計画、これらと密接に関係してくるのではないかと思います。本町独自で計画を策定し、そしてその事業をメニュー化して突っ走るということはなかなか至難な部分もあろうかと思えます。今後この調査を踏まえて、出た結果によって、山形県が持っているいろいろな医療給付計画とか、そうしたものととの調和をどのように図っていくのか、どのような体制で県はその事業メニューを出された市町村にどのような支援体制をとってくるのか、その辺の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 地域の元気臨時交付金の確定の今回予算化したその時期的なもの、また、その内容に関するご質問でございますが、この地域の元気臨時交付金につきましては、取り組みの中では最初は本年の3月議会におきまして、社会資本整備総合交付金において一般財源として残る部分、町の一般財源を充てる部分について元気交付金、これを充当できるというようなことから、そういった補正予算を3月議会に出させていただいたところでございます。その後、この元気交付金の充当の仕方について、県とのやりとりの中でそれができないということが判明したことから、専決処分によりまして5月議会において報告させていただき、議員からもご質問をいただいたところでございます。

これにつきまして、当初は道路の舗装点検、それから道路施設等の点検、それから除雪機械、こういったものの購入費用に充てるということで県とは合意に達しておったと思っておりますが、今年度に入りまして、そういった道路関係、除雪関係の補助には充てられないものである、この元気交付金についてはこういったものには充てられないということの連絡を県から受けまして、再度、元気交付金の活用について、私どもといたしましても調査検討、また、県とも協議した結果、結果といたしましては横山小学校改修工事ということで今年度耐震長寿命化ということで体育館、それから給食棟の屋根、外壁補修の工事を行ったところでございますが、これへの充当、それからいろり火のかっぱつ広場改修工事、さらに横川横山線舗装改良工事、この3件についての充当は大丈夫だという県からの協議の結果が出まして、合計額で4,261万8,000円、これを今回歳入として予算化させていただいたところでございます。

時期的には確かに遅くなったということもございますが、その経過につきましては先程申し上げましたような関係で、県とのやり取りの中で1回でその内容を詰めることができなかった、そういう事情があったことでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 地域公共交通の関係でございます。これは小林議員がご指摘のとおり、庄内交通の事務的ミスによる補助金の過大交付のようでございます。その過大

交付額全体でいいますと4億4,800万円ほどの過大交付になっているところがございます。

しかしながら、庄内交通、庄内唯一の定期バスを運行している事業者としまして、年間86万1,000人の利用者があるというふうにお聞きしているところがございます。その運行状況については補助金の交付を経ましても、なおかつ、23年度の決算では5,600万円ほどの赤字経営が続いているという状況にあるようでございます。

そうした部分で過年度分の内容を全額返済するということになりますと、相当の経営悪化が予想されるということで、県でもこれを国の補助要綱に従いながら、なんとか対応していきたいということで、本来、補助事業でない場合の県の支出等を考えながら、県でも補助金の交付を実施するというようなことで決定をみたところがございます。

経過としましては、25年7月に庄内交通の方から県の方に要請をしておるようでございますし、本町においても同月に来庁いただき、要請を受けたところがございます。それらを踏まえまして、関係市町が今年8月に協議をし、差額補助を実施するというところで合意をし、今回の補正に至ったところがございます。

今後の姿勢ではありますが、予想人員減少の中で、地域住民の生活に必要な路線バスの維持が困難となっている状況に鑑みまして、国の方でもそういった交付要綱を制定しながら、生活路線としての広域的、幹線的なバス路線の運行の維持等を図るために助成しておるところでございますし、本町でもそういった内容に沿いまして、今後もしそういった事態になった場合には助成を行っていくということで考えているところがございます。

しかしながら、先の答弁でも申し上げましたとおり、24年4月現在では、本町に関します路線としては3路線ございます。酒田光稜高校が新設されたことにともないまして路線が1路線増えたところがございますが、その部分を除きますと、従来2路線あった部分の1路線については補助対象になる内容であり、もう1路線が補助対象にならないというような状況にあったところがございます。それらを補助対象になる路線に整理統合しながら、より合理的な運行を行っていただくような要請をし、今年4月からそういった形でダイヤ改正をしているところがございます。

そうした意味においては、本町でも公共交通を確保しながらも、さらに負担の軽減に努めながら、弱者等の利用可能なバス路線の維持等を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 2点ご質問ありましたのでお答えいたします。最初の1点目の学童保育支援事業の補助金の絡みですが、今回、指導員が資格を取得するために研修参加に係る代替職員の経費に対する補助と、それからもう一つは指導員の生活支援のための処遇改善というような、二つの補助メニューがあるのですが、今回ここに上程いたしました49万5,000円に関しましては、あくまでも資格を持っている指導員の生活支援のための処遇改善ということで計上させていただいたものでございます。

それから、2点目の光熱水費の考え方というお話でございましたが、当然、小学校・中学校の光熱水費につきましては、来年3月までの需要見込みを立てまして、どのくらい足りる

のか、足りないのかということやってくるわけですが、今回、ご存知のように、9月に電気料金が値上げしたということで、同じように小学校・中学校も積算したわけですが、小学校の光熱水費につきましては電気料金につきまして最終的に足りないということで、これは需要の見込みも立てておるわけですが120万円という計上をさせていただいたわけでございます。

一方、中学校に関しましては、一応、当初の金額で積算していくわけですが、概ね足りるのではないかというようなことで考えております。ここに上げておりますのは、中学校は特にガスを使いますので、今回、ここに40万円計上したのはガス料金でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 介護保険の関係でございますが、ご案内のとおり、介護保険、これから大きく様変わりするというところで、先週の国会におきましてもプログラム法案が成立したという中におきまして、介護保険につきましては、先程も申し上げましたとおり、2025年を一つの目標年として地域包括ケアシステムを段階的に確立していくということで国では考えられております。

そうした中におきまして、厚労省の社会保障審議会の介護保険部会におきまして事細かに現在いろんな議論がなされているという状況でございます。

先程ご質問ありましたとおり、今回、介護保険に係る調査、補正をお願いしているわけですが、项目的に国で作った調査項目プラス県の項目、町の項目を足しますと116項目ほどになります。ただ、数だけ聞きますと、大変ボリュームがあって、高齢者がそれを書けるのかという疑問があるかもしれませんが、既に本町におきましては2次予防の対象者の把握事業の中におきましてチェックリスト、これは毎年やっておりますし、質問の項目も「はい」、「いいえ」という形での簡単な項目になってございます。

それで、地域性を反映した調査ということで、先程ご質問ありましたとおり、それを受けて本町独自のメニューで事業化云々、そこまで入るのかというご質問であったかと思えます。それにつきましては、当然、県の体制としては国の指導を受けて、それで市町村にコーディネートしていろいろ情報提供していくという姿になっております。

ですから、平成26年度につきましては6期の介護保険事業計画の策定するための1年間になるわけですが、やはり国や県の指導、そういったもので捉えきれない事業、そういったものにつきましては町として柔軟な発想を持ちまして事業化していくことが必要であろうと捉えております。

当然、介護保険の事業計画の運営委員会等、いろいろ組織がありますので、そういったところの意見も聞く、あるいは計画の最終的にまとめ上げる段階におきましてはパブリックコメント等、そういったもので計画を策定していきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決いたします。各会計補正予算2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第58号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第58号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第59号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第59号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第6、請願第4号「過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 請願受理番号第4「過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」について提案理由を申し上げます。

厚生労働省の発表によりますと、過労自殺に係わる労災請求件数はリーマンショック後増え続けております。また、労災申請に至らない過労死・過労自殺や過重労働に起因する労働者の健康被害の広がり大きな社会問題にもなっております。

そのために、日本学術会議の「労働・雇用と安全衛生」に関する提言においては、「国は、過重労働対策基本法または過労死防止基本法を制定し、過重労働対策の基本を定め、過重労働に起因する労働者の健康被害の実態を把握し、過労死・過労自殺等の防止を図る」必要を求めております。

交通事故と過労死とは原因も責任もまったく異なりますが、この車社会において交通事故の死者数が減少してきたことは注目されます。これは、飲酒運転に対する罰則強化、シートベルト着用の義務化、道路交通法の遵守義務の強化、車の安全設計の改善が進んだように国が交通安全対策基本法の理念を生かした結果と考えられます。

現在の日本には原子力基本法をはじめスポーツ基本法まで40の基本法がありますが、労働に関する基本法は一本もありません。過労死は個人の責任ではなく、社会のしくみの問題であり、労働基準法や労働安全衛生法にすべてを委ねるだけでは、“百年河清をまつ”にひとしく、過労死の防止は何年待っても困難であります。

職場において、ノルマ管理や予算管理が厳格に行われ、効率重視、即戦力重視の風潮が強まる中、疲労困ぱいのうえ亡くなる若者の増加は社会的にも大きな損失をもたらします。これはなんとしても防止しなければなりません。

労働者の命と健康は、何ものにもかえがたいものであります。

家庭的で人を育てるといふ日本らしい風土を、行政、自治体、企業、労使が一体となって、労働の現場から過労死等を根絶する実効性のある施策を強力に推進することが、今ほど求められているときはありません。

以上申し上げました件を踏まえ、議員諸兄のご理解ある審査とご賛同をお願いし、請願の趣旨説明といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、日程第7、請願第5号「平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されています請願受理番号5「平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願」について趣旨説明いたします。

安倍内閣は10月1日、消費税8%への増税を決断したと発表し、その税収から経済対策に5兆円を支出すること、また、経済成長のためにということで復興特別法人税を1年前倒しで廃止することも行おうとしています。

消費税は社会保障のために引き上げすると言われていましたので、公共事業やゼネコン、大企業を中心の法人税減税では納得いきません。当面、4月実施を延期してもらいたいということが請願の趣旨であります。

年度始めは入学、就職、事業開始、諸物価の値上げ直後でもあり、既に郵便やはがき、公共料金の消費税分値上げなども計画されるなど、家計への直撃も避けられません。昨年可決された消費税法の附則第18条には「経済の動向をみながら増税の中止も含めて検討する」と示されており、未だに国民の経済動向は良くなっておりませんので、4月実施の延期を国及び関係機関に要請していただきたいというものです。委員会及び議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。以上、趣旨説明とします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第5号について、会議規則第91条第1項の規定によ

り、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

(午前11時45分)

平成25年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成25年12月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
成田弘教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉 議会事務局長 高橋朋子 書記 五十嵐章浩 書記
齋藤 哲 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月12日（木） 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 請願審査委員会報告（産業建設厚生常任委員会）

請願第4号 過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する請願

日程第 3 請願審査委員会報告（総務文教常任委員会）

請願第5号 平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。

ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

- | | |
|---------------|--|
| 1. 交通安全対策について | 1. 両田川橋架け替えの早期実現に向けての取り組みを。
2. 県道余目加茂線で狭あい地帯の拡張と、防雪柵改善を早急に。 |
| 2. 少子化対策について | 1. 少子化による人口減少は、今後の地域社会弱体につながる。婚活活動のさらなる充実と、住宅用地の開発を促進すべきでは。 |
| 3. 学校教育について | 1. 少子化により競争力低下が取りざたされている。学力、体力を含めた総合的なレベル向上に向けての対策は。 |
| 4. 豪雨対策について | 1. 国営管理について
大山川下流より赤川新川の整備改善計画は。
2. 県営管理について
河川と県道法面管理の充実を。 |

平成25年第8回三川町議会定例会において通告に従い質問します。

1、交通安全対策について。1、両田川橋架け替えの早期実現に向けての取り組みを当局の所見をお伺いします。

2、県道余目加茂線で狭あい地帯の拡張と、防雪柵改善を早急に、お伺いします。

2、少子化対策について。1、少子化による人口減少は、今後の地域社会の弱体に繋がる。婚活活動のさらなる充実と、住宅用地の開発を促進するべきではないか。当局の見解をお伺いします。

3、学校教育について。少子化による競争力低下が取りざたされています。学力、体力を含めた総合的なレベル向上に向けての対策は、当局の見解をお伺いします。

4番、豪雪対策について。1、国営管理について。大山川下流より赤川新川の整備改善計画をお伺いします。

2、県営管理について。河川と県道法面管理の充実を。当局の所見をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項3の学校教育につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、交通安全対策について、二点のご質問であります。関連がありますので、一括にお答えいたします。両田川橋は庄内空港の開港や大規模商業施設のオープン以降、通過交通量が大幅に増加する状況にあることから、歩行者や自転車通行の安全対策が喫緊の課題であり、これまでも「庄内地方重要事業要望」など各種要望の機会を捉えながら県当局にも要望してきたところであります。

しかしながら、現在、両田川橋に関する改築事業等の整備計画につきましては、年次的な目途が立っていない状況にあることから、当面の安全確保対策として、本町と県公安委員会との協議により、大型貨物車等の通行規制が平成22年10月から実施されているところであります。

当地域においては、道路が坂道である道路部と当該橋梁区間については、狭隘な道路幅員となっており、歩行者や自転車等の安全な通行が十分確保されているとは言えない道路環境下にあります。また、当該橋梁は昭和37年の竣工で既に50年以上経過し、その主要構造体の一部に劣化が見受けられる状況にあることに加え、当該区間については、災害時における第二次緊急輸送道路として指定される重要な道路ネットワーク上に位置することから、道路管理者である山形県と十分な連携を図りながら、当該路線の改築事業等に関する要望活動を積極的に展開してまいりたいと考えているところであります。

次に、余目加茂線に係る防雪柵の改善等についてであります。ここ数年は記録的な大雪や低温に加え相次ぐ寒波の到来などにより、本町におきましても、猛烈な地吹雪による吹き溜りが同時に発生したことから、県道や町道におきまして車両が立ち往生するなどの交通障害が頻発したところであります。特に、県道余目加茂線の天神堂猪子間については、西側に水田等の平坦地が広がり、季節風を遮断する建物等が何もないことから、通行止めなどの交通障害がたびたび発生しているものであります。

このような状況を踏まえ、山形県においては当該区間を吹き溜りによる通行止め等交通障害の発生頻度が高い路線として位置付けし、基礎調査とともに除雪体制全般の見直しを進めていくとの方向性が示されましたので、本町といたしましても、当該路線における防雪柵の

増強や更新等について、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の少子化対策についてご答弁申し上げます。

先に国の機関が西暦2040年にはすべての都道府県で人口が減少するようになるとの推計値を公表したところであります。これは地域社会のみに止まらず、全国的な減少傾向に進むとの予測から、国や県でも人口減少は大きな課題として捉え、社会保障の負担増加や労働力の減少にともなう経済の衰退、日常生活にわたる様々な影響を想定いたしております。

本町では土地開発公社を中心にしながら人口増加策としての住宅地の造成分譲を進めてきたところであり、土地開発公社の住宅団地の造成とともに、民間の開発による宅地分譲についても促進してきたところであります。現在、民間事業者からは事業の拡張を検討している旨も承っているところであり、また、東郷小学校の跡地である神花ニュータウンにつきましても、全31区画のうち29区画の販売が確定しており、現在、完売に向け取り組んでいるところであります。

また、未婚・非婚者への対策についてであります。本町の「次世代育成支援対策後期行動計画」に掲げておりますように、広域的な出会いの場の創出と情報提供を実施していくこととしており、担当部署を特定せずに、各課等で出会いの場を意識した事業内容にしながら結婚活動に繋げているところであります。また、昨年締結した庄内南部定住自立圏形成協定による鶴岡市との連携事業によって、今年度から構成市町が広域的な出会いの場をつくり、圏域内の若者が参加できるよう事業実施していくこととしており、本町でもこの12月に実施する予定であります。

今後とも、各市町と連携事業の実施状況を評価しながら、出会いの場の創出に向け取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、豪雨対策につきまして、赤川新川の整備計画に関するご質問であります。赤川における治水の歴史は古く、江戸時代初期には赤川の流路を変える工事が行われており、また、大正時代は国直轄の河川改修事業として、赤川放水路の開削や堤防の整備など、様々な治水対策が行われてきました。しかしながら、赤川流域におきましては、大規模な洪水にたびたび見舞われてきたことから、何度かの河川整備計画の改定を行いながら、月山ダムの建設をはじめ、堤防の整備や河道掘削などの実施により、流域における洪水被害は着実に軽減されてきたところであります。

このように、赤川では段階的に治水対策が進められてきたところではあります。未だに未改修区間が残されていることから、近年においても昭和62年8月洪水、平成2年6月洪水及び平成23年洪水などにおいては、家屋や田畑に浸水被害が発生したところであります。このため国におきましては、赤川流域における観測史上最大である昭和15年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることができるように、赤川中流部河道掘削事業等の整備を実施してきたところであります。今後とも、赤川流域の河川整備がさらに促進されるよう、庄内地区道路河川団体合同要望会など、いろいろな機会を捉えながら、河川管理者である国に要望してまいりたいと考えております。

次に、県管理河川及び県道法面の管理についてであります。まず、河川管理については

洪水等による災害の発生を防止し、国民生活に不可欠で多様な水利用の公平と安定を確保するため、河川環境の整備と保全が適正に行われるよう総合的に管理することを目的として実施されるものであります。また、道路の管理については、道路が持つ多様な役割を十分に発揮できるよう、常に良好な状態を維持することにより、安全、円滑で快適な交通を確保するとともに、健全な市街地の形成に資することを目的としております。

河川や道路の維持管理につきましては、申すまでもなく管理者である国や県がそれぞれの権限に基づき、当該施設に関する管理の責任を果たすべきものであることから、当該河川や道路の重要度に応じながら、国と地方がそれぞれの管理者として、その役割を分担しつつ管理作業を行なっているものであります。

当該施設の整備目的を考えた場合、国や県が本来果たすべき責務は大きいことから、それぞれの施設管理者と十分連携を図りながら、適切な維持管理がなされるよう引き続き強く要望してまいりたいと考えているところであります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

少子化に対応する学力、体力を含めた総合的なレベル向上対策についてのご質問であります。この問題は本町のみならず全国的な課題であり、本町教育委員会としても、少子化の影響として、子どもの切磋琢磨の機会の減少、競争心の希薄化などを問題として捉えております。しかしながら、本町には、このような問題の対策として、横山・東郷・押切の3地区を対象とする幼保一体施設としてのみかわ保育園・幼稚園が設置されております。みかわ保育園・幼稚園では連携を密にし、相互の機能を活かして、子育て環境の充実を図るとともに、より質の高い幼児教育の提供に努めているところでございます。

また、学校においては、子ども達一人ひとりの理解や習熟度に応じたきめ細かな指導が行なえるよう、学校教育支援員を各小学校へ配置するなど、逆に少人数の良さを積極的に活かす本町独自の支援を実施しているものであります。さらに、未来に生きる三川町の子ども達が、基本的な生活習慣と確かな学力を身につけ、情操豊かで充実した生活をおくるため、「聞く力」「がまんする力」「体力」の育成を共通項目として保育園・幼稚園、小学校、中学校が重点的に取り組めるよう、三川町教育研究所の活動を通して、本町が進める保・幼・小・中の連携した教育のさらなる充実を図ってまいりたい所存であります。

ご質問の学力、体力の総合的なレベル向上には、ただいま申し上げた取り組みの他に、家庭教育はもちろんのこと、地域の方々からの教育活動への参加、理解と協力を得ることが不可欠であると思っております。

今後も、学校、家庭、地域、そして行政が一丸となって未来を担う子ども達の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 来たる11月1日、田澤県議会議員と県職員建設部長の渡辺善彦氏と議会議員全員との懇談会の中で話されましたように、日中1日4,500台の車の通行があります。また、橋脚の骨材が塩害等により腐食している写真を見せてもらいました。

自歩道橋の建設ではなく、田田大橋と同等のものを建設するべきであるとのことであります。建設促進期成同盟会を設立し、立て看板を設置し、運動すべきであるとのことであります。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 先の建設部長と田澤県議との会議の中で両田川橋の架け替えに関するいろいろな話し合いがなされたということでお聞きしております。庄内総合支庁の渡辺建設部長とは夏頃にも一度お会いしまして両田川橋の架け替えの関係、今後の方向についてお話をさせていただいたところでございます。

そういった中で、期成同盟会等、町としてそういった動きの部分、現在は同盟会としては県道東沼長沼余目線の整備促進期成同盟会ではありますが、そういった部分と同じような形で運動ということの話も出たところでございます。

新年度、26年度予算におきまして、期成同盟会等の要求に向けて需用費的なもの、それから調査費的なものを要求しながら、期成同盟会と整備促進に向けて動きを進めてまいりたいということで現在予算要求をしているところでございます。同盟会等については県道の東沼長沼余目線と同日の開催を含めて、近隣の市町村と設立準備に向けて今後話し合いを進めていきたいということで、現在考えているところでありますし、情報交換を行っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初代の両田川橋は旧郡道として押切猪子間に木橋を建設し、一部を自費拠出してできあがったものであります。また、庄内空港開設時、県とすみやかに建設しますと青写真も作りながら、文面を取り交わしていました。しかし、その後、田田大橋を県道のないところに建設するので、先に取り組まなければならないとなり、原田町長のときから進めてきました。後に田田大橋は開通となりました。その後、両田川橋建設決定を1日も早く望むところであります。当局の説明をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員からは両田川橋の架橋の経緯についてのご説明がありました。本町における両田川橋の改築ということは、まさしく庄内空港の開港ということも視野に入れた計画というようなことで、私も同様な認識をいたしているところであります。その段階における橋の架橋の位置というようなことからすると、確かに青写真はあったわけではあります。その青写真の中でどの箇所という段階での決定が現在の田田大橋というような法線になったというような状況でもありました。

このようなことから、先程答弁申し上げましたように、県道余目加茂線、そして空港立川線という主要な路線における両田川橋の役割というのは大変大きなものがあるということは私が申し上げるまでもないと思いますし、特に猪子、あるいは押切の町内会の皆さんからすれば、生活に不可欠な橋というようなことで改築を望む声というのは十分理解をしているところであります。

ただし、田澤県議、また、渡辺庄内総合支庁の建設部長との意見交換のときにもあったと

と思いますが、なんとといっても、先立つものは予算というようなことで、なんとか予算確保のための同盟会というのはできるだけ早く立ち上げたいというような思いではいるところでもありましたが、議会議員との懇談の中において、やはり橋の現状というものを説明いただいたということは県も架け替えというような判断ということは、そういう方向性に行くということで、ある面においては期成同盟会の設立というのはタイミング的には非常にいいというような判断をいたしたところでもありますし、今後、そのような段階の中において、関係者の方々からのいろいろなご支援をいただければというふうに思っているところであります。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それから、こういうことがありました。自転車での通行に罵声を浴びせる若者が見られました。また、大型車が通行規制を見て、はっと思ったのでしょうか、交差点で無理やりUターンしているものを見かけます。非常に危険であります。また、子ども達は全面的に通行禁止となっております。これは不便でかわいそうでもあります。是非、1日も早い実現をお願いして、2番の県道余目加茂線の防雪柵についてお伺いします。

県道西側に農道のA線というものがあります。そこに風囲いの設置をすることはどうかと思います。設置をお願いしたく、それは風囲いの風上・風下に二つの吹き溜まりができます。そうすると、今のところに今の半分くらいの吹きが抑えられると思います。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 現在、猪子と天神堂間の小学生の通学路につきましては、県道の余目加茂線、猪子天神堂間の歩道を通行して東郷小学校の方に通学しているかと思えます。その部分をA線ということで、その県道の西側にあります町道になりますが、そちらの方につきましては現在防雪柵の小浜猪子線、庄内空港立川線のそちらの方で封鎖はなっているところではありますが、そちらの方も当然西側にありますので、風も強いという部分もございします。そういったところを、防雪柵を設置する、そこを通らせるということについては通学路の関係は教育委員会の関係でもございしますが、そこを通らせることが安全なのか、そういった部分の検証も必要かと思ひますし、県道の防雪柵の部分の封鎖になっている部分ございしますが、いろいろな安全度、それから気象条件、いろいろなものを総合的に踏まえて判断する必要があるかと考えているところでございします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今の自分の質問の仕方がまずかったのかと思ひまして、A線に風囲いを作って、防雪柵でなく、あそこで一旦風囲いを作ると、風上・風下に吹き溜まりができて、今の通行しているところに吹きが半分くらいしかなくなるという意味で、今言ったのであります。

それは実際、自分の家でだいぶ前なのですが、猪子バイパスが成田新田の方にできたとき、そのとき最初にできたときはすごい吹雪で全然通行、通れなくなったのです。それが防雪柵を猪子バイパスに作って、その後7号バイパスが西側にできて、そこにまた防雪柵ができて、国道の防雪柵で風上・風下に吹き溜まりができて、猪子バイパスに風上・風下に吹き溜まり

ができて、4ヶ所に吹き溜まりができるようになったらば、うちの方に来る吹き溜まりが、その前は3m・4mくらい吹き溜まりが来たのです。それがほとんど来なくなって、道路も西側に入出入りする道路も通られるようになったという実感がありますので、まず、今のA線に風囲いをかけるということは、そんな立派なものでなくてもいいので、とにかく柱だけ丈夫なものにして、暴風ネット、ああいう安いもので結構ですので、冬期間だけぱっとかける、春になったら外すという方策をすると、あそこの今の天神堂猪子間のところに吹きが半分になるのではないかと自分は思ったのです。どうでしょう。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） A線の方に雪囲いということで吹き止め柵かと思いますが、木製の支柱で、今、町内会の方でも3町内会、町道への吹き溜まり防止ということで資材を提供してやっている部分がございます。その部分を例えば路線の延長もあそこは相当ございます。そういった部分、県道の防雪、雪を防ぐという目的で距離的な部分もありますが、そこに町の町費を投じてという部分が果たしてどうなのかという部分と効果の部分も少しまだ分かりませんが、例えば地元の方で設置について協力がいただけるとか、そういった部分があれば、また経費の部分削減できるかと思いますが、現在、防雪柵については、先程、町長の答弁にありましたが、防雪柵の増強、もしくは更新に向けて県の方に要望しているところではございますが、それまでの間ということで、その対策ということで、今言われました雪止め柵の部分の部分が果たしてどれだけの効果があるのか検証する必要があると思っているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） よろしくをお願いします。

2番目の少子化対策についてお伺いします。国には少子化担当大臣がいます。本町でも少子化・婚活担当課長、もしくは係長を置くべきでは。

昔のような世話好きおばさんを多くの人にお願ひして作っては。当局の見解をお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 少子化対策に対する町の体制整備というようなお話でございしますが、以前もお話しておりますが、かつて農業委員会の部局に後継者育成ということで結婚相談員等を設置いたしまして対応してきた時代がございました。なかなかプライバシーに係わることで非常に効果が出なかったということで廃止した経過があるわけでございますが、少子化対策、後継者育成ということで、非常に行政でどこまで対応すべきかということで非常に行政内部でも検討してきたところでございます。婚活事業を行っても、なかなか町内の未婚の男性・女性の参加者が少ないとか、広域的な取り組みがベストであろうというようなことで、一定の支援策というような形でとどまってきたところでございます。

そういうようなことから、行政内部での担当部局ということで、現在は企画調整課が窓口になりまして、県の支援センター等の連携を図りながら婚活事業を進めているところでございますが、窓口を一本化した、あるいは担当課長・担当係を置いたからすぐに効果が出ると

いうものでもないかと思ひますし、行政全体の行政需要に応じた係体制ということで、現在、事務部局の係制を敷いているところがございますので、現時点では設置する考えは持っておらないところがございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） それから両田川橋の建設に絡めた拠点都市地域に今度こそ住宅用地を作っては。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。拠点整備に係わりまして中央拠点としての位置付けの中に住宅用地の開発計画があったところがございます。町といたしまして、先程、町長の答弁にもございましたとおり、人口の増加策ということで土地開発公社を中心にしながら、住宅団地の造成を進めてまいったところがございます。

おかげさまで、住宅団地に入った関係で、人口増加、転入者の増という部分がみられたところがございますが、それにともないまして、地域の出生率の低下というような要因も含めまして、今現在の少子化の状況には変わりがないところがございます。減少に歯止めがなかったという部分では少子化の効果があつたところがございますが、少子化の減少傾向については鈍った程度で増加という部分までには至らなかったところがございます。

今現在、土地開発公社でも旧東郷小学校跡地に神花ニュータウンを造成しており、全31区画の内、29区画が販売が確定しているところがございます。これのもう2区画の残、さらには産業団地が1町2反ほど今現在残地がございます。そうした部分を含めると、土地開発公社としても非常に運営的には厳しい状況にあるという状況でございます。すぐ他の住宅団地を行政サイド、もしくは土地開発公社サイドで造成を行っていくという状況には今現在ないのではないかという判断をしているところがございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今の答弁、分かります。しかし、拠点地域の宅地造成は今、猪子地区の大堰端地区の開発がロックで開発して、住宅、今建っております。あそこが開発なる前から、今のこの土地に住宅地をとということで、それもロックでやるということで取り向かったと記憶しています。それが当時、だいぶ昔なものですから、土地の評価が高く、7号線バイパス、また、ジャスコ等の価格等と折り合いがあわなかったものですから、あの当時、あそこは地権者よりできないということで廃止になったと記憶しております。それを今回また時代もかなり流れてきてまして、また、開発公社とかこだわらないで、造成組合とか、または業者等の勧めで開発という考え方はどんなものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 猪子地域の住宅開発ということで、拠点地域の本町分の計画の中に、約7.5haほど、高倉地域でしょうか、エリアとして指定されていたということで、拠点計画につきましては白紙に戻ったということがございます。

そのようなことで、7.5haほどの土地に、かつては町の方で青写真を作り、住宅開発という計画もあつたわけですが、やはり開発には相当な労力を要するというので、農地法の規

制もございました。それから、都市計画区域の用途指定がなっていないということで、民間開発をした場合においては、建売住宅にしかできないというような部分もございまして、区画整理組合等での開発は可能ということでございますが、なかなかそこまで至らなかった。また、土地開発公社での開発には相当なリスクが、あまりにもリスクが大きすぎるということで頓挫した経過がございます。

現在、神花ニュータウンの話も先程企画調整課長の方からありましたが、非常に長期間保有しなければならないということで、民間開発に委ねる方が私はベターだと思います。ですので、民間開発の民間事業者が参入してやれるような条件をどのように作っていくかという部分がこれからの課題だと思いますので、地元の熱意等もあろうかと思ひますし、また、地権者の思いもあろうかと思ひますので、その辺を十分熟度を確かめながら、今後検討していくべきと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ありがとうございます。次に、学校教育についてお伺いします。教育レベルは三川より鶴岡・酒田、これより山形・仙台、より東京と、大都市になればなるほどレベルが高いとされています。しかし、小規模でも良いところはたくさんあります。

先程、教育委員長よりもありましたが、一人ひとりの個性を伸ばし、その子の良いところ、向いているものを探してやり、気づかせ、心より褒めてやればやる気になると思ひます。また、庄内、三川の良さをもっともって伝えていき、地元に残れる人材の育成に繋がればと感じます。当局の見解をお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 学力向上、先程、三川よりは鶴岡、鶴岡よりは山形というふうな話が出ましたが、それは置かれた環境状況もあります。でも、やはり教育で一番問題なのは持てる力を十分発揮させるということが一番であって、それは当然、底上げも必要ですが、そういう学習の環境を整備してやって、そしてその子の内在する力を発揮させたい。それは三川でも十分やっております。あとは親の努力も必要でしょうし、私は三川の教育に対するいろんな学校教育を補完する制度というのは非常にいいものです。それをなるべく実現したい、親の意識も変えたいというふうに思っております。

それから人材育成、これほどでも三川に残れるようなということで、これは教育だけではなく、三川町全体として住んで良かったな、この土地でもう一度頑張ろう、子どもの時代もいきいきとびのびやっただけでも、大人としても暮らしやすい、これは教育だけではなく、全体の施策、そういうものが子どもに影響するのではないかと思ひます。

教育に関しては、先程、体力、あるいは学力的なものも委員長の方からも話がありましたが、いろんな形で教育委員会は鶴岡・酒田に負けないくらいのいろんな形での学校教育を支援する、そういう体制が整っていると私自身は自負しております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ありがとうございます。続きまして、豪雨対策についてお伺いします。赤川新川の床止め3段目を撤去してもらいたい。これにより、大山川の水位が下がり、

豪雨のとき、特に効果があり、冠水防止に繋がります。

それと、国営の成田新田排水機場がかなり年月が経って古くなっております。また、自然流下と強制排水が同時にできるような機能を持っておりません。なので、でき得れば更新の考えはと伺います。

また、運転者への騒音がとても大きいのです。体に悪影響になります。騒音防止対策を望みます。当局の見解をお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 最初に、赤川新川の関係での改修ということで、床止め工の関係かと思えます。この部分につきましては、赤川の今から数年前、本町でも行いました赤川の整備計画のいろいろな住民からの意見の聞き取りのパブリックコメントを行ったときにもこういった話が出されたかと思えます。現在、2ヶ所の黒森と第四床止めということで計画に上がっているようでございます。

この計画につきましては本町の方も町長が参加しております赤川河川整備の懇談会、こちらの中でも計画の方に示されておりますが、今後30年の計画の中で整備をしていくということで概要が示されたところであります。

酒田の河川国道事務所の方からお聞きしますと、床止めの撤去の場合については日本海からの塩分、そういった遡上の部分もあるということで、その工法的なものも含めて、どういった形ですか、国土交通省の方で整備手法については今後検討していくというようなお話でございました。

それから成田排水機場の関係ですが、成田排水機場につきましては、現在強制排除というような形に、大山川の河川の水位が成田排水機場の方に流入する水位より高くなって、逆転した場合に稼働するというような取り決めになって運用しているところでございます。本町で一番新しい尾花排水機場の場合は強制排除と二つの排水ポンプの形態がございまして、自然流下させながら強制排除というような部分も可能ではありますが、成田排水機場については一形態になってございまして、水位が逆転した場合に稼働ということでなっております。設置してからの年数も経過しているところでございますが、国土交通省の方でも、先程話にありました赤川の河川の整備計画、いろいろなそういった中で検討されていくものと判断しているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それから、県営管理について、大山川、県管理地域の雑木撤去をお願いします。特に県道空港線、浜中小浜線、それぞれの法面の草刈り管理を。この周辺は大型商店街地域であり、ここ4年ほど手を入れていなく、どんどん荒れてきました。多くの来客者があります。景観も悪いのです。きれいにしてください。

また、豪雪時に排水が非常に悪くなっています。また、この区間は4年前までは当町内会の役員会で法面をきれいにしておりました。それはイオンより金銭的な援助をもらいながらやっておりました。ところが、役員構成が変わって、メンバーが草刈り等をできなくなって

からここ4年間ほど手を入れていないのです。これがイオンにもお願いしました。また、県にも建設管理を通して何回も訴えております。また、近隣の農家の人達は法面をほとんどきれいに刈っております。是非とも、県でもこの部分を県道の法面を全部刈ってくださいますと言いませんから、景観の悪い、人のいっぱい来る地帯だけでもなんとかお願いします。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 県管理河川、大山川、藤島川、京田川等でございます。こういった部分の草刈り等については、現在、町内会の方をお願いしながら河川除草業務委託ということで、県から委託を受けて刈っている部分もございます。

それから大山川の先程話があった部分については国の直轄部分、それから県の管理する部分ということで、その管理の程度が温度差があるということは承知しているところでございます。県の大山川の管理している部分についても、特に支障木の部分について撤去なり、伐採について引き続き県の方には河川の要望、庄内支庁、それから県の県道整備部の方に要望の際にも庄内の各市町村の方から強い要請を県の方にも申し上げているところでございます。引き続き、そういった部分については現場の写真等も添えながら要望してまいりたいと考えておりますし、県道の法面等の管理につきましても、先程の町長の答弁にありましてとおり、それぞれの管理者が実際管理しているところでございますが、現場の方を見ますと、庄内空港立川線の法面等の管理について、樹木が繁茂している部分もございますし、そういった部分については状況の写真、県の方に、庄内総合支庁に持参しながら県の庄内空港に下りてからのメイン道路でもあるということで、なんとか伐採をお願いしたいということで事あるごとに要望しているところでございます。引き続き県の方に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） よろしくお願いします。

これで自分の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時28分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時45分)

○議長（成田光雄議員） 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）

1. 学童保育の今後のあり方について 1. 今後の入所児童数の推移について、どのようなシミュレーションを立てているのか、当局の見解を伺う。

2. みかわ学童保育所の耐震・老朽化対策の考えは。

- | | |
|------------------|--|
| | 3. 指導員の処遇改善、労働条件、福利厚生の上昇の見通しの考えは。 |
| | 4. 子ども・子育て支援の新制度に向けて、学童保育をどう位置づけし、進めていくのか、当局の見解を伺う。 |
| | 5. 学童保育所増設の考えは。 |
| 2. 介護保険制度の充実について | 1. 社会保障制度改革推進法で介護保険制度における支援及び入所要件などが後退させられようとしているが、当局の見解を伺う。 |
| | 2. 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の待機者対策の考えは。 |

私は平成25年第8回 2013年12月議会にあたりまして通告に従いまして一般質問いたします。

質問の第1は、学童保育の今後のあり方について5点伺います。

1998年4月、児童福祉法で学童保育が法制化となり、第2種社会福祉事業として位置付けられました。それ以来、年々学童保育数、入所児童数が増加し、全国では現在2万1,635ヶ所、児童数およそ89万人、山形では270ヶ所、児童数1万549人の登録児童が学童保育所を利用しています。我が町三川学童保育所においても、年々児童数が増加し、来春に入所予定の小学校1年生は20数名となり、1年生から6年生まで合わせて70名を超える大規模化への状況にあります。

2007年4月、国が学童保育を生活の場として、児童の健全育成を育むための重要な観点から、学童保育の質の向上を目的に放課後児童クラブガイドラインを策定し、制度の見直しを図りました。

2012年8月に国会で子ども子育て支援法が制定され、児童福祉法が再び改定され、学童保育の対象児童を6年生まで引き上げることになりました。また、国としての学童保育の基準を決め、市町村も条例で基準を定めなければなりません。本格実施は2015年4月予定されています。

これを受け、山形県では国が定めた放課後クラブガイドラインを基本とし、2012年9月、山形県放課後児童クラブ運営指針を策定し、全国に先駆け県として優れた学童保育への施策を展開しています。このことを踏まえまして具体的に質問いたします。

1点目として、今後の入所児童数の推移について、どのようなシミュレーションを立てているのかお聞きします。

2点目として、今後の三川学童保育所の耐震、老朽化対策のお考えをお聞かせください。

3点目として、今後の指導員の処遇改善、労働条件、福利厚生の見直しはどうなっていますでしょうか。

4点目として、子ども子育て支援の新制度に向けて、学童保育をどう位置付けて進めていくお考えでしょうか。

5点目として、今後、学童保育所増設についてどうお考えか、以上、5点、当局の見解を伺います。

第2は、介護保険制度の充実について2点伺います。

第2次安倍政権は、先の国会で社会保障改革、プログラム法案を十分な議論もせず数に力で可決成立させました。その内容は2017年までに医療・介護・年金などの給付を大幅に切り捨て、制度を解体するスケジュールを定めました。

介護では、150万人が利用する要支援者向けサービスを全廃する方向で検討していましたが、市町村や国民の反対に押されて全廃は取り下げたものの、ボランティアを活用して効率的なサービスを行う必要があるとして、訪問・通所介護は市町村が行う事業に移し、需用費には上限を設け、厳しく利用を抑えようとしています。また、特別養護老人ホームの入所については、要介護度3以上に限定する一方、認知症の人を抱える家族からの批判を受けて、特養以外での生活が著しく困難な場合は、例外として入所を認める方針に転換しました。

このような状況の下、1点目として、社会保障制度改革推進法で介護保険制度における支援及び入所要件などが後退させようとしているが、当局の見解を伺います。

2点目は、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の待機者対策の考えについて伺います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

はじめに、学童保育の今後のあり方について、5点のご質問であります。関連がありますので一括にお答えいたします。なお、ご承知のとおり、本町の学童保育の運営主体につきましては、あくまで「みかわ学童保育所運営協議会」であることから、町の立場でお答えできる範囲についてご答弁申し上げます。

学童保育については社会情勢の変化に対応し、児童の放課後等における安全安心な場所であるとともに、児童の健全な育成を図る上で極めて重要な役割を担っていると認識いたしております。

今後の入所児童数の推移であります。今年度の学童保育の登録児童数は63名と伺っておりますが、近年は60名前後で推移していることから、今後につきましても、同程度の児童数で推移するものと推測いたしております。このことから学童保育所の増設につきましては、児童数、本町の立地条件並びに運営主体などから、現時点においては困難ではないかと考えております。また、現在、学童保育所として、町が無償貸与している児童交流センターにつきましては、快適に使用できるよう、トイレ改修やエアコン設置などを図ってまいりましたが、今後の施設整備については、「みかわ学童保育所運営協議会」と協議を重ね、方向性を見出したいと考えております。

また、指導員の処遇改善等に関わるることとして、本町では保護者の経済的負担に配慮し、運営費に対する町の補助金を増額するなどの支援をしております。学童保育所の運営の安定化を図るため、今後も支援を継続してまいりたいと考えております。

最後に、子ども・子育て支援新制度についてのご質問であります。現在、この新制度を受けて、本町の子ども・子育てに関するニーズ調査を実施いたしております。今後の進め方といたしましては、本定例会に条例設定として提案しております「三川町子ども・子育て会議」において、学童保育も含めて協議をしていきたいと考えております。

次に、介護保険関係についてお答えいたします。

まず、第1点目の介護保険制度の関係につきましては、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置として、いわゆる「社会保障プログラム法」が今国会で成立したところであり、その中においては、「講ずべき社会保障制度改革の措置等」として、少子化対策をはじめ医療制度、介護保険制度及び公的年金制度において、健康で年齢等にかかわらず働くことができるよう、自助・自立のための環境整備等に努めることが規定されております。

ご質問の介護保険制度の改正においては、国では、介護サービスの範囲の適正化等により介護サービスの効率化と重点化を図り、「地域包括ケアシステム」を構築することとしており、必要な介護サービスを確保するために介護報酬等の適切な在り方などを規定するなど、今後の改正のための「工程」を示しているところです。なお、実際の対応については、「介護保険法」などの個別分野の法律の改正を要するものであり、制度改正の具体的な内容に対しては国の動向を見極め適切に対応してまいりたいと考えております。

第2点目の特別養護老人ホーム及び老人保健施設の待機者対策であります。超高齢化社会にあって、今後とも待機者の増加が見込まれるものと思われ、

町では、保健活動、健康増進事業及び介護予防事業の充実を図るとともに、福祉員、民生委員、保健委員等関係機関団体と連携して地域の見守り活動などに努めているところであります。国においては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが可能となるような社会をめざして「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしており、特に地域の将来を見据えた在宅医療・在宅介護連携等のあり方は、今後の施策の大きな柱となるものであり、国の動向を見極め、「次期介護保険事業計画」の中に反映させ、計画策定に取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、答弁をいただきましたが、再質問させていただきます。今後の入所児童数の推移についてどのようなシミュレーションを立てているのか、当局の見解を伺いたいということで、シミュレーションなわけですから、5年・10年先に町としてどのように考えているのか、近年は60人前後で推移していると町長おっしゃいましたが、来春に入る子ども達は70名を超えました。70数名。正確に言うと73名の児童数が入ってきます。今後、学童、町では先程もお話がありましたが、神花ニュータウンが29区画が売れたと。その中にはおそらく核家族の人達、あるいは新しく家を持つ若い世代含めて、三川町

が自分の住むところということ、子育ても含めて選んで来ていると思うのです。そういう動向。

それから蛾眉橋ニュータウンとか、それから城下のニュータウン含めて、そういうところのこれからの様子を含めまして、どのくらい町としてこれから学童保育所に子どもたちが入所してくるのか、そういうビジョンというのがないと、これから先、学童保育所はどのような方向に進めるかというのも分からないと思うのです。その辺もう一度お聞きしたいと思うのですがいかがですか。

○議 長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） お答えしたいと思います。最初に、町長が60名前後で推移するというようなお話をしておりますが、そのとおりなのですが、26年度、73名というようなお話でしたが、私どもが伺っているのは74名ということでございました。

ただ、74名の内訳なのでございますが、74名の内、常時登録をしている方はその内の61名ということでございます。というのは、あとの13名は長期の休業時をお願いするというような方というふうにお聞きしております。

今までと少し変わりました、長期でお願いする児童が、去年は4名ということで、かなり大きくなったのかなというふうに思っています。

63名、あるいは今回常時61名というような登録でございますが、その中で当然登録しているからといって全員が来るわけではございません。私どもの方で1日あたりの平均ほどのくらいのかなというのをとっているのですが、例えば24年度では1日あたり29人、それから23年度は25人、22年度は26人というような推移をしているわけです。これは最初は確かに人数がかなり多くなるのですが、後半の方に来なくなるという方もいらっしゃるというふうにお聞きしています。

それから2点目のシミュレーションを立てているのかというお話でございますが、非常にシミュレーションは難しいというふうに思っています。ただ、いろんな、今言ったように、施策の部分で変動するということが考えられますので、非常に難しいというふうに申し上げておきます。ただ、一応、考えられる中で、私どもの方としては児童数の推移を約5年間くらいのスパンで推計を出しております。その5年間のスパンでいきましたら、大体60名前後というようなことで、町長が答弁申し上げているという次第でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今、答弁いただきました。それで、平成24年は1日平均29人だと言いますが、一番学童保育所で重要だというか、私自身も学童保育指導員として一番思っていることは、夏休みの長期休み、そこを子どもたちが一斉休みです。お父さん・お母さんは働いていた。そこに最大限の子どもたちが集まってくるのです。私がやったときも例えば60人いたら60人に近い子どもたちが夏休みを過ごすのです。それに耐え得るような安全で安心できるような学童保育所の中身、それと施設でなければいけないと思うのです。そういうことが一つあると思うのです。

それと、私も以前婚活のときに言いましたが、町では第3次三川町総合計画ということで

計画目標として8,400人を出しているわけです。そこでもって町で人口を増やして、これからのまちづくりをやっていくというところの目標であります。そのために宅地造成して、新しく鶴岡や酒田や近隣の人たちが三川町に住んで子育てをしていくということであるならば、この8,400人を合わせたシミュレーションというのはできないものでしょうか。そこを少しお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 先程、私が例を出して1日あたりのことを申し上げましたが、毎月どのくらいの数が利用しているかというのは、私どもの方にも学童保育の方から書面でいただいている状況でございます。毎月の流れを見ましても、私の感覚というか、私が見た感じでは、最高でも50人くらいというようなことで、毎月動いているなど。マックスで50人くらいということだと思います。

それで、当然、人数が8,400人というお話がありました。これは見解の相違があるかもしれませんが、私どもの方としては、学童保育所の今の指導体制は、他のところと比較しても人数は多いというふうに理解しているところでございます。指導員が3人、それからパートの方が2人、さらに臨時の方も1名ということで、6名体制というようなことで、約60人の方を6人でみていると。幼稚園・保育園の話はここではいたしません。他のところと比較しても、十分ある程度の人数には耐え得る人数だと私どもとしては理解しております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も指導員体制については、6人というのは近隣の学童保育所、自分がやっていた学童保育所と比較しても本当に子どもたちがみれる人数だと、そういうところはすごく町としても、三川町の学童保育所は優れているところだと私も思います。

次に、三川学童保育所の耐震老朽化対策の考えということで、先程、三川町の運営協議会と話してみなければ分からない、施設とか設備のことを含めてそういうご答弁でしたが、私が一番思っていることは、三川学童保育所、元々は旧押切保育園、それで設立年度が昭和48年なのです。築ちょうど40年、この40年の建物というのはかなり老朽化されているという建物だと私は思います。そして、町の方の耐震長寿命化改修計画の中に旧押切保育園、三川学童保育所、交流センター、この耐震計画・長寿命化計画も載っていないのです。平成33年までの計画なのですが。ということは、本当に三川学童保育所のこれからの先をどういうふうに考えているのか、私はそこをもう一度お聞きしたいのですが、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 前にもご答弁した記憶もございますが、確かにかなりの年数が経ってございます。それにともないまして、私どもとしては、先程、町長も答弁いただきましたが、快適に利用できるように、先程、エアコンとか、トイレ改修の他にもいろいろと修繕等は行っているところでございます。建物としても、一応、平屋だということもありますので、今のところはそこを利用いただいていると。

しかしながら、私どもの方としても、学童保育所の皆さんとお話をして、そういうこともお話をしていきたいということで、7月に保護者の方とそういう話をしてきました。そのときの私が受けたのは、あまり老朽化に関して保護者の方はそんなにこれをしてほしいとか、もっと早く建て替えてほしいとか、そういう話はまったくありませんでした。当然、新しいのには越したことはないと言いながらも、今の施設にさほど不便さとか感じていないというふうに感じたところでございます。

しかしながら、田中議員おっしゃるとおり、間違いなく年数は経ってございますので、これにつきまして、再度学童保育所運営協議会の皆さまとまた協議を重ねまして、最終的には方向性を見出してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私が一番おそれているのは、東日本大震災もありましたが、やはり地震というか、そこの強度は40年経って、建て方は分からないのですが、そこのところは本当に大丈夫なのか。かつて新潟地震、あのくらいの規模で今の三川学童保育所が本当にもつのだろうか。そのときに子どもたちが生活して過ごしたときにそういうことがあればということがふとよぎります。そういう意味では、本当に耐震化のことについてどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 田中議員がおっしゃる思いは私ども町も同じでございます。繰り返しになりますが、今後も学童保育所と協議をいたしまして、方向性を見出してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） その辺は本当に命に係わる問題なので、そこのところはもう少し力を入れておいてほしいと思います。

それでは、3番目の指導員の処遇改善、労働条件、福利厚生の上の見直しのお考えはということで、補正予算の方でもありましたが、49万5,000円の内訳というのがどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 49万5,000円の内訳でございますが、資格を持っている指導員3人分の金額でございます。1ヶ月1万5,000円ということで、2人分が12ヶ月分ありまして、もう1人の方は1月に産休に入るということでございましたので9ヶ月分をもちまして、それで49万5,000円というような数字を計上したところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 分かりました。それと、3月議会ของときにも県の方の今言った指導員の処遇改善のお金の方は質問しましたが、そのときにもう一つ、資格取得、その辺のところは今どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 私どもの方では、今回、これは県の100%補助ということで

ございますが、この補助関係がありましたときに、今おっしゃられました指導員が資格を取得するための研修参加に係る代替職員経費に対する補助、そして今申しあげました今回上程してあります資格を持つ指導員の生活支援のための処遇改善ということで、この補助がありますよということで学童保育所運営協議会の方に繋げたところでございます。それをもって学童保育所運営協議会の方からは、この生活支援のための処遇改善の補助申請が上がってきたということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も県の方の学童保育に対して施策というのは今回の処遇改善のこれは山形県が一番先なのです。これからの方向としては、県の方で指導員に関しての処遇改善、それから人材の採用を含めて進めていくということで、なぜ処遇改善がついたかという、山形県学童保育所連絡協議会というのがあります。民間団体なのですが。そこが毎年、指導員や各学童保育所の要望を県と折衝しまして、それでもって県の方で取り上げたという形で決まったものなのです。

私もこの間、10月に上山であったのですが、山形県学童保育連絡協議会ということで、35回の研修会ということで上山でありまして、そして学童保育所に入っている保護者、指導員、それから各町々の本当に地域の人たちが一斉にこぞって学童保育の研修会にいます。350人の方々が県内から集まって、本当に進めているという集まりでした。そこには、今、学童保育が注目されていまして、子育て、それからこれからのいろんな取り組みになっていく、そういうところがありまして、国会議員の方も超党派でもって来ていただいている。そして県内状況の中で、天童の市議員は全員が学童保育所応援団みたいな形で市議の人たちが応援してくれている。そしてその中には本当に子育てを応援する、そういうところの集まりがありました。

私もそここのところはできれば本当に学童保育所について、町長、関係者の人たちと行政の方と保護者、それから協議会の方もありますが、とにかくそこは膝を交えて、どういような学童保育所を作っていくのかみたいなどの話をできないかなと思っています。それについてはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 先程も触れたわけでございますが、7月に学童保育所の保護者の皆さまとお話し合いを私どもでさせていただきました。近年はつい先日の話ですが、学童保育所運営協議会の会長と役員の方ともお話し合いをしています。非常に有意義な話し合いができたと思っています。

今、学童保育所運営協議会の会長が交代しまして、また新たな役員も加わって非常に組織の見直しというのですか、そういうお話も私ども承っております。今、指導員とそして保護者、そういう方たちと信頼関係をもって、見直しを図りながらいい保育所にしていくのだというようにお話を承っていますので、私の方としてはそういうお話を聞いて期待をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 運営委員会、私も本当にこれも3月議会のときでしたか、周りの町内会はじめ、各小学校の校長先生はじめ、教頭先生はじめ、いろんな方が運営委員会に入ってほしいみたいなことを発言しました。なかなか学童保育というのは分からないというか、核家族の生活が分からない、三川町もやはり3世代が多くて、私自身も3世代の経験がないものですから、私自身は3世代のことはよく分からない。でも、核家族の切実な生活状況、本当に朝はばたばたし、夜は帰ってきてみんな疲れている。ましてや、子育てがなかなか思うとおりにいかないみたいな、そういう状況の中で、今、私思うのは、本当に先程も出ましたニュータウンの20代・30代・40代、働く、これから軸になっていく、そういう若い世代の方、次世代のそういう人たちの子育てのそういうところを汲み取っていただけるような、そしてまた、話を聞いてもらえるような、そういうアプローチといいますか、その中でその方もやはり三川町のことが分かるのではないかと思います。

私自身も三川町に住んで18年になりますが、なかなか分かりません。だから分からないところは聞きたいと思いますし、そのことは今ニュータウンの方たちも同じだと思うのです。町の方で門戸を開いて、町長が関わって気さくに話せるような、そんな雰囲気学童保育所にもほしいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中議員もご承知のとおり、本町の学童保育の運営に関します協議会の設立の経緯からいたしますと、やはり学童保育のニーズというのは核家族化の進展によりまして、当然、国、あるいは地方の公共団体等においても必要な施策という形で進んできたわけでありまして。

このような経緯の中において、先程から答弁を申し上げますように、学童保育所運営協議会がいろいろな経緯の中で指導員と保護者のそれぞれの意思疎通をいかに図るべきかというのが一番大きな課題であったというふうに思うところであります。

設立当初の保護者会長の方からは「三川町に住むというようなことになったときに、学童保育もないような町に私は住みたくない。」と言われました。その保護者会長であった方が今、学童保育所、自分の子どもが成長して、学童保育所を客観的な視点で今の運営を見たときに、やはり保護者の学童保育に対する協力、あるいは理解というものが必要だというようなことをおっしゃってございました。他の学童保育所をいろいろな機会に視察、あるいは研修においても、やはり本町の学童保育所運営協議会との比較をするときに、そこには保護者がどのような係わりをもっていくかということが一番重要なのだということをおっしゃってございましたし、田中議員はその辺りは十分ご承知だというふうに私は思うところでもありますし、その点について今後の運営にあたっては施設、あるいは条件というのは町も一緒になって検討させていただくということは、これはこういうふうに進めていかなければならない施策として考えております。ただし、運営に関しては指導員、運営協議会、そして保護者がより共通理解のもとに進めていくということが重要ではないかと思うところであります。

学童保育所というのは、やはり、子どもの健全な活動の場ということをどういうふうにごこの3者が理解をしていくかということが重要ではないかと思っておりますし、町としてもそ

の点については十分今後の推移を見据えながら対応してまいりたいと考えているところであり
ます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 本当に町長の話聞きまして、私も相互を理解するという形をどう
作っていくか、特にニュータウンの方々、若い世代の方が本村の方との関係を作っていく上
でも、私は学童保育所の運営に係わるというか、学童保育所が三川町に来た人たちにとって
は鍵を握っているのではないかと思うのです。本当にそういうことの、今言ったように、保
護者自ら地域の人たちに学童保育所はこういうものだということを唱えていかなければいけ
ない側面も確かにあります。そしてそのもとでもって「そういうものか、学童というのは大
事だな。」というものを作っていく、私自身も必要として感じています。だからそういう面
でも、学童保育はこれから先にどのような見通しをもってやっていくのか、そのところ
を5年・10年先、どういう学童保育所を作っていくかみたいところが大事になってく
ると私は思っています。

次の質問にいけますが、子ども・子育て支援の新制度に向けて学童保育をどう位置付けし、
進めていくのか、当局の見解を伺いますということで、既に子ども・子育て支援法というこ
とで、先程、今回12月の条例がかかると。これは子ども・子育ての会議を持つことを条例
で決めなければいけないということで、条例なわけです。

問題はそれから先なのです。先程出ました子ども・子育てに係って、12月中にはニーズ
調査をしているというお話がありました。どのようなニーズ調査をしているか、そこをお聞
きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。ニーズ調査につきましては、子どもを
持つ家庭の保護者、当然、兄弟がいる場合についてはどちらかの方というような形で進めて
おりますが、各施策全体についてニーズ調査を実施しております。

子ども・子育て支援事業の中で、対象の事業となる内容が13項目ほど必ず法的には入れ
ておかなければならない必須記載事項、さらには各市町村が任意で記載できる事項、そうい
った区分もありますので、当然、必須事項につきましてはそれなりのアンケートをしてござい
ますが、それ以外にも町独自の施策に対する意見等のアンケートも併せて任意記載できる
項目についても調査をしているところでございます。それ以外に、その他の項目として任意
にアンケート者の意見を聴取する内容も記載してございます。

今現在、締切日は過ぎまして、これから集計に入るという段階ではありますが、若干締切を
遅れて発送している保護者の方もありますので、集計するというのは年が明けてからある程
度の内容が把握できるのかなというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 他のところと比べて若干三川町のニーズ調査は遅れているかなと
いうところは、私、あると思うのです。それでも、とにかくそれをまとめながら、来年に繋
げていくということだということでした。

学童保育の最後の方になってくるのですが、先程、学童保育所の増設の考えはないというお答えでしたが、私が一番気になっているのは、先程も耐震とか老朽化の問題もあります。それ以上に70人を超えた。今、私、ノートを見ましたら、次長が言うように74人でした。マックス74人が集まる子どもたちで、国の方は2007年度に大規模加算という補助金を一時とりやめたのです。廃止しよう。なぜかという、大規模になると子どもたちの生活の安定は守れないということで、そのために国の方が奨励して71人以上の学童保育所に対しては補助金はあげませんということで、そういう形でもって数年大規模にならなくて、71人以上の学童保育所はみんな分割という形になったのです。

今、方向がプランでも出ていますが、およそ40人が望ましいということなのです。子どもたち40人と指導員が過ごすことが一番生活環境安定で、心の安定もあるという形でもって進められた経緯があるのです。

私思うのは、先程、増設というとすごく大きなことになりますが、私は増設という書き方をしたのですが、もう少し先じ詰めて言えば、71人を分割したいのです。分割していけるような、そうしないとこれから先、私自身も鶴岡で学童保育指導員をやったときに、70人を超えたときに、子どもたちは本当に落ち着かなくなります。日々の生活がなかなかうまく、みんな集まっても子どもたちは伝わらない、そういう状態になって、最終的には私が勤めたところは120人を超えて、特に二つに分けたという形になったのですが、でも70人を超えると本当に子どもたちは落ち着かない。だからそういう面では、今、国の基準では、数字が定かではありませんが、ほどよく分けたところ、36人に一番補助金が厚く出るような形になっているのです。そう考えれば、今、施設のことはさておいて、子どもたちを分割することが、今、三川学童にとっては大事なことではないかと思います。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） ガイドラインにつきましては、私どもの方でも承知していただいて望ましいと。常時70人以上というような場合は分割したほうが望ましいというようなガイドラインがあるというのは承知しております。

ただ、私どもの方で、町長が現時点では困難だというふうにお答えはいたしました。当然、これは運営主体がございますので、ここで絶対ダメだとか、そういうことを言っているのではございません。現時点では困難ではないかというようなお話をしておるわけです。

ただ、補助的な話を言わせてもらえれば、補助対象額が少人数になると若干確かに増えます。それに対しての2/3補助というのが当然あるのですが、町の方は、田中議員ご承知していると思いますが、うちの方は収入と支出でやっているのではなく、あくまでも国からきた補助金に対して支出をしているのではなく、学童保育所の支出をみて、その2/3ということで出しているのです。ですから、普通に対象額、国で示すのは児童の人数とか、そういうので出しているのですが、私どもの町としては、あくまでも支出の2/3、細かく言えばもっとあるのですが、そういう形で出しているものですから、小さくしたから、私どもそっちの方が補助金が増えて有利だとか、まったくそういうのは関係なくて、町の方では非常に

有利な補助体系を作って支出しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 町の補助金については、私も今次長が言ったように、本当に手厚く三川町はしていると、私もこれは認めます。素晴らしいと思います。ただ、先程言ったように、施設、それから分割問題、これから起きてくると思うのです。早いうちにやらないと本当に子どもたちが生活では安全が維持されないと私は思います。今のうちから準備してほしいと思います。

学童の方はこれでおしまいにして、介護保険制度の方に移っていきたいと思います。

先程、町長の答弁もありました。国の動向をみて決めていくということでしたが、既に国の方で本当に今、私が胸が痛むようなことが起きているわけです。具体的な問題、来年の通常国会にというのは2015年4月に実施するというので、何かと言うと、要支援者向けの介護保険サービスを一時は廃止すると言ったのですが、今はデイサービスと、もう一つ、保健サービスの中で訪問看護とリハビリと訪問入浴、介護だけを残してあとはすべて町の方の事業の方に丸投げするという事なのですね。

そうすると、私自身も学童保育指導員の後に介護職員として働いていました。本当に今、デイサービスに来る要支援の方は本当に楽しみにして、そしてそこで生気を得て帰っていらっしゃいます。そして要支援の方の家族にとっては、そこは預かり場所というか、デイサービスに通っている間は家族の人も安心して休んでいる、そういうことがなくなるということです。それを上限を決めて、町の事業でやれということになれば、この人たちはほとんど、結局初期であれば病気が重症にならないのですが、そういうことでもって廃止になったら、この方たちはむしろ重症になって、それがかえって医療費が高くてついてしまう、そういう事態にも私はなると思うのです。まず、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今ご質問ありましたとおり、先の国会の中で成立しましたプログラム法案、その中には具体的な内容は載っていませんが、見直しをするというようなことで載っております。それで、厚生労働省の中の社会保障審議会介護保険部会の中でも具体的な議論がされておりますが、今お話ありましたデイサービスとホームヘルプサービスの関係、これにつきましては平成27年を目途に地域支援事業に移行していく、全国で必須であると言われていたところでございます。

このデイサービス、ホームヘルプサービスの今後のあり方につきましては、ある程度、27年を目途にということですから、それまで時間がございますので、その中で三川町としてどういう取り組みがいいのか、当然、一昨日の補正予算の中でも県の高齢者等安心生活課題調査の事業をやるということでお話しておりますが、そういった中でも課題を明らかにしながら、三川町としてどういうふうに対応していったらいいのか、そういうことを検討していきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ホームヘルプでしたね、私も確認したいと思います。それと、今、

一番私が心配しているのは、認知症の支援の方、この方が本当にこういうことである場合に、どこに、どうなるのだろうか、そのことが私は一番心配しています。その辺は今後、27年だということではありますが、今時点で、もしそういう見直しがあったときには、町としてどのような対応をしていくお考えでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今回の介護保険制度の見直しの大きな部分は、地域包括ケアシステム、これは現在も取り組んでいるわけですが、これは2025年までの間に確立していくと。当然、今、施設介護、そういったものがクローズアップされておりますが、施設から在宅介護、あるいは在宅医療ということで、そういったものを連携させて取り組んでいくと。ケアパスという表現になっていきます。ですから、医療、介護、それから住まい、生活支援、介護予防、そういったものをどういうふうにネットワークを作って結び付けていくか、ただ単に施設介護から在宅介護へというふうに叫んでも、なかなかできないと。そこを制度としてどういうもので補完をしていくか、どういう人間を組織の中に配置していくか、そういったものが国で考えている地域包括ケアシステムというふうに言われているわけですので、現在、国の方でいろいろ議論されておりますが、そういったものを捉えて、町としても対応していきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、認知症のことで話を承っているのですが、老人介護施設、そこで介護度3以上、介護度1・2度の人は入れないという見直しがあったのです。そのことで認知症の家族の方が大反対してしまして、それで下げたという経緯があると思うのです。そうすると、最後になります、待機者、三川町の待機者、現在いらっしゃると思うのですが、その方はますます施設に入れないと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ご質問のとおり、待機者につきましては今後も増える傾向にあるかと思っております。ただ、そうした中におきましても、先程、町長の答弁にもございましたが、町としてどういう支援をしていくかということで、町の保健事業であるとか、いろんな事業で支えていく、行政的な立場、それから町内会においては災害時要援護者の計画を立てて、それで町内会としてどういう人を見守りしていかなければいけないのか、そういった計画づくりも実際に今計画に基づいてそういう行動も進めているわけですので、そういったことも大切ではないかなと思っております。

ただ、待機者対策ということになりますと、大きな視点で捉えれば、国が今言っていますように、要介護度3以上の方が特養に入るような形にしていく、そういう考えも示されておりますが、そうなりますと、そこに入れなかった方がまた待機者として増えていく。それは今申し上げましたとおり、国でそういった方々に対してどういうふうな支援をしていくかということで、認知症を支えるための支援の推進員であるとか、認知症の初期支援集中チームであるとか、そういったものの制度化も現在考えておりますので、総合的に、マクロ的に捉えていくべきだろうと思っております。

- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員） この見直しというのは介護、支援者にとっては保険を40歳から払って、それが受けられない、_____これについて町としても反対してほしいと思います。これで私の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前11時45分）
- 議長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 1時00分）
- 議長（成田光雄議員） 次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。
- 6番（町野昌弘議員）

1. 土曜授業について	1. 国では土曜授業の全国展開を目指し、地域教育力の向上を考えているが、町の考えを伺う。
2. 子育て環境について	1. 本町では全国に先駆けた幼、保一体型の「みかわ保育園・幼稚園」を設置しているが、社会情勢の変化から土曜、日曜の利用も求められてきている。町の考えを伺う。
3. 小売店業者振興支援事業について	1. プレミアム商品券は、今年度、売れ行きが始め鈍ったが、小売業の活性化に役立つ事業と考える。今後の取り組みについて伺う。
4. 田田温泉の排湯利用について	1. 田田のお湯を毎日捨てているが、歩道や町有敷地の消雪に利用する考えはないか伺う。
5. 空き家問題について	1. 空き家対策の中間報告は出されたが、危険家屋の対応と活用の制度設計など、その進捗状況について伺う。

平成25年第8回三川町定例議会において、先に通告に従い質問いたします。

まずはじめに、土曜授業についてであります。今の安倍内閣において、教育再生は経済再生と並ぶ重要課題であり、三つの施策を掲げております。一つに幼児教育の段階的無償化、二つ目に世界に勝てるグローバル人間の育成、そして三つ目に土曜授業の全国展開を目指し、地域教育力の向上をと掲げております。町の考えを伺います。

二つ目に、本町では全国に先駆けた幼保一体型のみかわ保育園・幼稚園を設置していますが、社会情勢の変化から土曜・日曜の利用も求められていますが、町の考えを伺います。

三つ目に小売業振興支援事業についてであります。プレミアム商品券は今年度売れ行きははじめ鈍りましたが、小売業の活性化に役立つ大事な事業と考えます。今後の町の取り組みについて伺います。

四つ目に田田温泉の排湯利用についてであります。田田のお湯を毎日捨てておりますが、歩道や町道、町有敷地の消雪に利用する考えはないか、町の考えを伺います。

最後に、空き家問題についてであります。空き家対策の中間報告はいただきましたが、危険家屋の対応と制度設計など、その進捗状況を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の土曜授業につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、みかわ保育園・幼稚園における土曜・日曜日の利用についてのご質問ですが、みかわ保育園・幼稚園では、地域の多様な保育ニーズに応えるため、特別保育として早朝保育、延長保育、土曜日保育及び一時保育を行っております。一方、認可保育所であります「いのこ保育園」においては、みかわ保育園・幼稚園で実施している特別保育の他に、病児病後児保育や日曜日及び祭日などに対応した休日保育を行っているところであります。

確かに、近年の勤務体系の変化などにより、一部の保護者から日曜日の開園を要望されておりますが、公設のみかわ保育園・幼稚園における休日の開園については、職員体制並びに運営経費などの面から、現時点では困難であると判断しております。

本町といたしましては、みかわ保育園・幼稚園といのこ保育園が相互に連携を図りながら、保育需要に対応するとともに、今後も、より良い保育環境の充実や多様なニーズに配慮しながら、地域や家庭、保護者の方々から信頼される幼保一体施設の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付き商品券の今後の取り組みについてご答弁いたします。

この事業につきましては、町野議員ご承知のように、平成20年度より本町における消費の喚起をねらい、消費の拡大並びに町内商工業振興を図ることを目的に実施してまいりました。今年度も昨年度同様に4,000万円の商品券に10%のプレミアムを付け7月から販売を開始し、昨年度より時間を要しましたが、10月上旬には完売となったところであります。

状況をみますと、昨年度より町民の購入者が増加し、同様に大型店以外の町内加盟店における換金額及び換金率も大型店をしのぎ増加していることは、地元加盟店の販売努力の賜であり、地元小売業の活性化の一助になり得たものと評価しているところであります。

この事業につきましては、景気の動向に留意しながら臨機応変に対応するとしておりますが、事業運営に今後の課題はあると思われるものの、来年度は、消費税の増税を控え、消費の冷え込みが懸念されていることから、事業を継続すべきと考えているところであります。

依然として地元商店等による消費の低迷は継続しておりますが、地元加盟店ならではの新たなプレミアムを付け加えるなどアイデアを出し合い、さらなる消費の拡大と活性化に繋がる展開を期待しているところであります。

次に、第4点目の温泉の排湯利用についてであります。現在、なの花温泉田田は、2本の井戸から安定的な温泉を供給できるよう動力揚湯しており、町営4号井戸は毎分90リッターを汲み上げすべて浴用に利用し、町営3号井戸は毎分300リッターを浴用と特養施設に分湯しながら、残分については専用水路に廃湯している状況にあります。議員ご提言のとお

り、町としても排湯利用について消雪利用を検討した時期もありましたが、設備整備に多額の資金が必要であり、温泉の特性によって空気に触れると成分の凝固が見られるため、施設の維持経費も大きいことから見送られた経過があります。設備の維持管理につきましては、指定管理者制度を活用しながらみかわ振興公社にお願いしておりますが、新たな排湯の活用は、採算性から見ても相当の割高な経費となりますので、現時点では消雪等に利用することは考えていないところであります。

次に、空き家問題についてであります。先の議員全員協議会に空き家対策の最終案をご提示申し上げ、ご意見をいただいたところであります。

まず、空き家は個人等の資産である以上、所有者等が適正な管理を行うことを義務化し、管理不全なものや老朽化した危険空き家にならないように行政指導ができる条例を制定し、所有者等の責任や行政手続きの明確化を図っていきたいと考えております。条例制定後は、老朽化した危険空き家を中心にしながらその対策を実施し、あわせて、空き家増加の抑制とともに地域活性化の一方策としての利活用対策を、民間事業者等から協力いただきながら進める仕組みづくりを検討してまいります。さらには、相談窓口や適正管理の啓発を機会を捉えながら随時展開していき、快適な生活環境の確保と活力ある地域づくりを進めていくため、鋭意努力してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

土曜授業についてのご質問であります。このことは教育現場である学校に関わるご質問でありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

土曜授業につきましてのご質問であります。土曜授業を復活する主な理由としては、開かれた学校づくりや学力の向上、授業時数の確保などがあげられております。文部科学省では本年3月、「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げて土曜授業のあり方について検討を進め、9月に最終まとめが発表されました。その内容は、学校において子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくするように、学校教育法施行規則の改正を行うこととしております。併せて、「土曜日の教育活動推進プラン」の実現などを通じて、学校・家庭・地域の連携により、全体として子どもたちの土曜日の教育環境が充実したものになるように、支援に取り組むことをあげています。

本町の小・中学校においては、代休日を設けずに土曜授業を実施することは認めていないところであり、また、土曜日の授業については、運動会、学校祭等の学校行事や学校公開日などに限って行っており、その場合には代休日を設定しているのが現状であります。

本町教育委員会といたしましては、今後の国の動向に注視しながら、土曜授業について、学校週5日制の理念を踏まえながらも、これまで以上に充実した学習機会を提供する方策の一つとして議論を進めていくことが重要であると考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） それでは、再質問させていただきます。

まずはじめに、ただいまの土曜授業についてであります。国の方では土曜授業をやってくださいということで推薦しております。それで、この授業を前からやっている大分県の豊後高田市というところがありまして、ここは先進的な土曜授業をやっております。豊後高田市であります、大分県の方で土曜授業をやる前は県下、当時23市町あった内のワースト2、下から2番目だったそうではありますが、この土曜授業をやってから、今、8年間トップ1ということで、勉強の方も進んでいるというふうな先例があります。

土曜授業は私が知る限り、学校の先生が多くまた土曜日やってくださいというようなものではなく、地域でできる力で子どもたちに勉強をやらせようというような授業でありまして、小学校低学年に英語を教えたりとか、ダンスを教えたりとか、地域ぐるみでいろいろ教えているということでもあります。この土曜授業、国の方でも進めていますし、これに対する支援もするというふうなことを言っておりますので、来年度からは是非進めてもらいたいと思いますが、所見をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今、他県の例がありましたが、土曜日の授業を開催するにあたっては、教員は多分使えないはずで。というのは、40時間労働、それからシフトを半日オフとか、いろんなことで設けなければいけない。ただ、どうして5日制になったか。これは国の方針としては、経緯は元々日米貿易摩擦において、日本人はあまり働きすぎだからということで、40時間労働、プラザ合意で合意して、そして企業が、それから公務員が40時間労働、5日制になったわけです。

教育公務員もということで5日制、そのときには私学の場合にはおかしい、学力が低下するということで、私学は全部反対しました。ところが、地方では「いや、地方で面倒みるのだ。」と。文科省の方でも5日制の目指すものとしては、とにかく学校・家庭・地域の役割を明確にしながらいろんな体験をさせ、そして自ら学び、自ら考える力、そういうものを地域・学校、それから家族、家庭で面倒をみよう。これが目指すものだったわけです。

ところが、やはり地域もなかなかそういう人材もいない。人材がいればいいのですが、土曜日やって子どもたちになんとか提供しよう。でも、三川の小さい規模の中においては、議員ご存知のとおり、「元氣塾」、「まなび隊」とかいろんなこと、それからスポ少もやっています。いろんなことをやりながら対応しているということで、やはり今後は国の動向をみながら、いろんな形で国の動きを参考にしながら対応しなければいけないのではないかと。

今、土曜日やりなさいと言っても、人材、誰がどんなことを教えるか、これは英語をやるといっても特別授業になりますから、学校の授業以外になりますから、いろんな諸々クリアしなければいけないものがある。ということは、町独自としては、もう少し様子をみながら対策を考えなければいけないのではないかとというのが現状でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 今、町独自の事業に対してはもう少し様子をみたらというふうなご

答弁でありましたが、やはりこれはよその町、今現在、土曜授業をやっているのは全国で2%くらいというところで、確かに周辺市町村もそういう話は聞きませんが、全国で先駆けてやっていい成果を出している場所もありますので、これは是非よその動向を見るのではなく、文部科学省は来年からすぐやるところには予算も付けるというふうに言っていますし、下村文部大臣の話の聞きますと、「これは首長の意欲だと思います。首長が意識を持ってやるかどうかで決まるのだ。」というふうな答弁をされていますので、町長からこの辺どういう考えかお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今の教育現場の現状からいたしますと、やはり学校、家庭、そして地域の連携ということが言われている状況の中においては、やはり先程も鈴木教育長の答弁にありましたように、それなりの体制づくりをどうするかということが一番重要ではないかと思うところでもありますし、本町においては学校教育、あるいは社会教育、生涯学習、あらゆる分野で子どもから高齢者まで各年代に沿った形での事業展開も行っております。そういう状況の中でどのようなこれからの教育のカリキュラムを作成していくかという段階においては、先程の教育長の答弁にあったように、教育委員会として、その点については十分検討していくというようなことでありましたので、町としても「教育のまち」ということで今までも施設、あるいは内容についても充実をしてきたという経過もあるわけでありますので、町野議員のご意見というのは、まさに「教育のまち」の実現のためには必要なことだというのは理解しつつも、これからの教育環境を考えたときには、そこまでいくまでの住民の理解、そして行政とのその認識の共有というものを図っていくことが重要であるというふうに思っておりますし、思いは町野議員と同じであるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 大体は思いは同じだということで安心はしました。

それで、このプログラムやるまでにいろいろ準備がかかるというふうなところで、今、二の足を踏んでいるような感じを受けますが、別にそれは義務ではなく、本当に各自治体の努力に国がお金を出すというふうに言っているのではありませんので、「あれをしなければならない、これをしなければならない。」というような、最初から重く考えないで、できるところからやっていったらどうかと思います。

ライオンズクラブの方でクエストという事業がありまして、それで地域の子どもたちいろいろな生涯教育ではありませんが、いろいろな力をつける授業もやっておりますので、そういうものも活用しながら、是非早い時期に町としても取り組んでいただければと思います。

続きまして、子育て環境についてであります。町の方は本当に全国に先駆けて幼保一体型の保育園・幼稚園をやっておりますが、やはり親御さんからは仕事をしながら子どもを預けられる施設がほしいねというふうな声が上がっております。それで、保育園の方ではこの保育園というふうな民間の施設もあるのでそちらの方でというふうなことで対応しているというふうに町当局はお考えのようではありますが、保育園はどちらかといえば預かってとにか

く過ごせばいいというふうな格好でありますし、小学校に入る前の幼稚園の方は学校教育の文部科学省の所属でありまして、自分のところは働きで預かれないから保育園にやると。でも、小学校に上がったときにみんなと一緒に仲良くなれるだろうかというふうなことで、自分は家庭としては保育園にやりたいのだけれども、学校に行ってからみんなと仲良くなりたい、子どもの仲間づくりには幼稚園にやりたいのだけれども、幼稚園では時間的制限があって預けられないというところで、せっかく幼保一体型、同じ建物にあるのでありますので、預ける分を預けるように、普段は幼稚園で預けて、土曜日とかは保育園の方というふうな使い分けできないものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） お答えいたします。今のお話で、一番最後の話ですが、そのような土曜日だけ、あるいは日曜日だけ預かるということではできません。

ただ、その前のお話を少しお答えしたいのですが、いのこ保育園、10月1日の段階で94人ほどいるのですが、その内、三川町内は42名おります。半分が三川町内の園児がいるということですので、それが最終的には小学校に上がっていくということでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ただいま、いのこ保育園の方に42名、これは幼稚園に入れる年齢の子どもさんが42名おるといっていいのでしょうか、それとも0歳からの人数でしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 内訳としまして、42名の内、0歳から3歳までが38名、4歳児・5歳児が4名でございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） そうですね、やはり小学校に上がる前は幼稚園の方にやりたい。でも、やりにくいから、みんな幼稚園になるとみかわの方に預けるというふうな、望んでしているのではなく、仕方なくそういうふうになっているなと私は思いますが、その辺、前からあったみたいですが、認定子ども園という制度があります。これは文部科学省、厚生労働省どちらも合わせて、子どもの子育てに使いやすいようにやりましょうということで設けられた制度でありますし、実際、山形県を調べるとほとんどが民間であります。一つだけ公営でやっている町もございます。この認定子ども園にすれば両方選びながら通わせるというふうな幼保どちらでも使い勝手のいいように預けられるというふうなことではないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） 今のみかわ保育園・幼稚園は、最初の3歳児までが保育園で、その後に幼稚園という形になっていますので、むしろ、認定子ども園の先駆けをいっているわけです。認定子ども園というのは、民間の方で今考えているのは、いのこ保育園を仮に例にとりますれば、認定子ども園をいのこ保育園が取得した場合は、5歳児までということで、幼児教育もそこでできるということで、今まで保育園として幼児教育等ができなかった部分

を補うために、それを民間の方が5歳児までの部分で幼稚園の部分もやるというようなことで認定子ども園というのができていますので、これができたからといって、例えばいのこ保育園自体が認定子ども園を目指すのであればそういうことも可能になるのではないかと思います。

先程、町長が答弁したように、当然、今のライフスタイルが変わりまして、そういう需要が確かに一部あるわけですが、すべてが公設であるみかわ保育園、あるいは行政の方ですべてそれをやらなければいけないかということを一歩考えてみなければいけないと思います。先程、町長が答弁したように、職員体制とか、運営費を考えると、なかなか教育に関して費用対効果というのは言いたくないのですが、やはりそれはあるということでありまして、これはかなりの額になると思います。

幸いなことに、先程、町長がいのこみかわ保育園の連携を密にしということで答弁しておりますように、せっかくいのこ保育園がありますので、それと連携を密にして、棲み分けということで、民間の良さ、そして公設の良さということで、これからまた子ども・子育て支援法でいろんな議論が入っていったら、必ずしも、この形態が三川町としていいのかというのは議論になるとは思いますが、今現時点では、いのこ保育園とみかわ保育園・幼稚園の棲み分けで一応続けていきたいなと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 三川町としても、民間の保育園を呼んだわけですので、その辺の棲み分けというのは私も十分理解できます。でも、棲み分けといっても三川町の場合、4歳・5歳児になれば、小学校でまた一緒になる。そのときに保育園で別で、新たにそのとき小学校で一緒になったときに一緒に仲良くやれるかというふうな親御さんの心配、私非常によく分かるので、この辺、これから新しい制度で子ども・子育て支援新制度というのが来年・再来年に向けてだんだん始まるというふうなことで、今、ニーズについても調査されているということでありますので、是非、この辺はニーズを考えて町の政策を考えてほしいと思います。

もう一つ、保育園の方で、保育料の金額の件であります。三川町で保育料に対して手厚い政策をしているという認識でございましたが、三川町では兄弟・姉妹で2人以上同時に入園している場合、第2子は半額、第3子が無料というふうになっておりますが、鶴岡市の方は幼稚園・保育園だけでなく、小学校に入っている児童を対象に2人・3人目から割引をしているということでもあります。

保育園・幼稚園で短い年数に子ども3人いるというのは皆無に近いのではないかと思います。2人くらいならよくあるのかなと思いますが、この辺、鶴岡市並みに小学校まで含めて、教育にかかるお金というのは大きくなるわけでありまして、範囲を広げて割引ということは考えていないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 成田保育園主幹。

○説明員（成田 弘保育園主幹） それは保育園の担当として、一応、議論した経過はあります。意外とその人数は数人というレベルではなく、結構いるということも承知しております。

しかしながら、私どもの方としては、この辺ではない幼稚園の保育料無料化という施策もやってございますので、それについては一つの施策でありますので、私の方から軽々に答えられませんが、その辺は承知していますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 子ども・子育てが町にとっては重要な政策でありますので、今後ともご議論してってください。

続きまして、小売業商工支援事業であります。町長の今の答弁にもありましたが、今、特に商業であります。疲弊しております。それから来年4月の消費税8%に向け、消費が落ち込むというのは過去の歴史からいっても分かることでございます。

消費税というのは長いスパンで考えれば、また戻るような景気もございしますが、商業というのは来年・再来年、将来大丈夫だから今も大丈夫かというふうな話ではありません。いくら将来大丈夫な会社であっても、今日・明日のお金がなければ来年の話はできないというふうな性質のものであります。

そこで、今、4月から消費税8%になるようではありますが、それに向けて、町として一番需要が、商店の売上げが下がるところに、落ち込みを支えるような政策としてプレミアム商品券、4,000万円ほどのものが町内の商店に、小売業にあるというのは大変大きなことであります。今、答弁で来年度の予算に向けてというご答弁でありましたが、3月の議会を通して、実行するまでには6月・7月というふうになってしまうと思うのですが、4月、消費税が決まっていますので、町としてその前に、今せっかく来年もというふうにご考えてくださっているようでありますので、その前に手当てをするというような考えはないのかお聞きします。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） お答えします。ただいまの質問はプレミアム付き商品券の事業の継続にあたり、来年度の実施時期を今年以上に早めて実施できないか、そのための予算措置が可能かというご質問と受け止めましたが、これについては、実際、実施する場合にあたっては、当然、商工会の方とも時期等も踏まえ、計画というものを作りながら実施しているという状況と聞いております。とすれば、この時期についても、3月の当初予算の議会があるわけですが、それに向けていくらかでも早くできるような体制づくりというものは私の方も必要かと思ひますし、この件についてもまた事業の金額についても正式な形で決定しているわけでもなく、この辺についてはまだ商工会の方とも詰める必要はあろうかと思っております。

また、この事業のやり方についても、以前、私、商工会の皆さんとプレミアム事業の検討会に出席させていただきましたが、今までと同じパターンでいいのかどうか、その辺についても再度協議しながら、来年度の事業に向けた形でいろいろ協議させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 大変前向きなご答弁でありがとうございます。やはり3月で議会通

して、可能とすれば、通せばすぐ4月1日から可能なのかなというふうには思いますが、そういう意味で、今までどおりではなく、やはり消費税増税に見越したタイミング、経済はタイミングでございますので、タイミングに合わせた政策をしていければと思います。

また、今年、昨年もそうでしたが、プレミアムが10%というところで、それが原因かどうか分かりませんが、今年の売上げが鈍った要因もその辺にあるのかなと、私個人的に思っています。一番最初やったときには15%で、即完売みたいな盛況ぶりでありました。是非、15%に上げて、三川の小売業の景気を上げるのだというところで、よその市町村からも「いいな、三川。」と思われるくらい金額を上げて、消費税対策に向かうというふうな考えはございませんか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） プレミアムの率の話でございますが、この件についても確かに検討要望会の中でも様々話が出ていたかと思えます。この件について、この場で15%にするということではできませんので、なお、先程申し上げましたように、いくら事業にするかということもまだ確定しているわけでもなく、また、先程私が申し上げました、さらにどういう形で事業をやる商工会の皆さんが今のプレミアム事業をさらにいい事業に仕立てていくか。消費者の皆さまにとって、さらにいい事業になるように、そういった努力も必要ではないかということを検討会の中でも話をさせていただきました。そういったことも含めながら、もう一度商工会の皆さんとはこの実施の内容については相談させていただきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 時期も含めて検討していくということでありました。先程も言いましたが、お金を出せばいいというのではなく、商売、生き物でありますので、タイミング、時期、これは非常に重要なファクターであります。ですので、その辺は十分に検討していただきたいと思えます。

続きまして、田田温泉の排湯利用についてであります。今、答弁に技術的に前検討したけれども、空気に触れると温泉のお湯は処理が大変だというふうなご答弁ありました。方法はいろいろあるかと思えます。お湯をそのまま流せば空気に触れますが、熱交換、ヒートポンプ、熱交換して別の媒体を道路に敷くとか、そんなふうなことをやりながらやっている、それがほとんどかと思えますが、そういうふうな検討はされましたでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。温泉のお湯の状況であります。当然、今、二つの井戸からお湯を汲み上げておまして、いずれかが高く、いずれかが低いというお湯の温度になってございます。4号井戸が温泉の温度としては60°Cでございますが、汲み上げて実際に源湯施設、要するにうちの方の施設としましては一度お湯の管理施設に集めまして、成分が凝固しないような形でまた温泉に送るというような処置で施設がございまして、その施設にいきますと、大体47・8°C程度に温泉のお湯が落ちます。もう一方、35・6°Cの温泉になってございまして、これを入れるためには加熱しなければならないとい

う状況になってございます。当然、温泉の方では熱交換しながら、熱いお湯から冷たいお湯に温度を上げさせる効果をもたらしまして、でき得る限り加熱をしないで供給をしているところであります。

消雪関係で直に消雪するというのではなく、駐車場にそういったパイプ管を敷きながら整備するという案も出ておりましたし、また、それ以外にもハウス関係で利用できないかというような内容ですと、具体的に実施設計を組みながら検討した時期もございました。そうした中で、かなり施設関係に負担がきて、維持費に経費が相当数かかる、そういう結論からそういった排湯の利用については断念をしたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 一応検討して排湯利用をやったけれども、維持費で断念したというふうなことであります。技術は日進月歩進んでおりますので、今、またいいのが出ている可能性もあります。私もまだそこまでは把握しておりませんが、そのように技術の進歩をみながら、是非、排湯、せっかく汲み上げているお湯でありますので、これを有効利用して、そうすれば注目も浴びますので、「三川でお湯を使って消雪している。やるものだな。」ということで、三川がまた注目を浴びて元気になるというふうなことも十分考えられますので、ご検討してください。

続きまして、空き家問題についてであります。私が通告した段階では最終報告いただいておりますので、通告のときはどうなっていますかということで、中間報告を通告させていただきましたが、その後、最終報告をいただきました。その最終報告について、これから最終報告の最終はこれからパブリックコメントをやって住民の声を聞きながら条例を制定していくというスケジュールであります。今、この対策について4・5点、疑問点というか、違うのではないかとこのところがありますので、その辺お聞かせください。

まずはじめに、空き家バンク、これは大変いいと思います。今まで空き家はあるけれどもどこに相談したらいいか、普通の民間の不動産屋に行けば、儲けをいっぱい取られてあまり信用もならないというような考えを持たれる方もおるかと思いますが、こういうふうに町が窓口とバンクというふうなものを設けて、それを紹介していただくということで、売りたい人、買いたい人のマッチングがスムーズにいくと、これは私も大変よく理解できますし、いいのではないかと考えています。

それで、一つ目は空き家の定義の中に、この文章を見ますと、屋根がなくなってしまったような空き家、考えられると思います。法律上、空き家の家は屋根のないものは家とみなしませんので、多分、この条例からは外れてしまうのではないかと考えていると思いますが、その辺はどう考えていますでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。空き家の屋根がない、想定するのは屋根を作らなかったのではなく、倒壊して屋根がないという表現、理解でよろしいのかなと思いますが、本町の空き家対策に関しましては、「空き家等」というような形で規定したところでございます。

この「等」につきましての理解であります。家屋の廃屋、要するに廃棄された家屋という部分以外にも、更地であっても管理が不適切な空き地、さらには広告等が以前からあって壊れて危ない、そういった部分も含めまして、空き家等の対策を考慮に入れたところでございます。したがって、屋根がないという規定での対策を講じないということでは考えていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 大変よく分かりました。

次に、定義の（1）空き家等、町内に所在する建物その他工作物で常時無人の状態にあるというふうにあります。常時無人というのは大変難しいので、盆正月たまに帰ってくるというのは常時無人かというふうにありますし、「俺、居るのだ。」というふうなことを本人に言われたら常時無人というふうにならないのではないかと思いますし、この辺は居住していない状態というふうな文言に変えた方がいいのではないかと思います。ご意見を伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 字句の表現という部分でございますが、空き家条例関係については、案として、今現在いろいろなご意見をいただいている最中でございます。したがって、議会の方にも先にご説明を申し上げましたが、さらにその後、町内会長にもご説明を申し上げました。そして、年をまたぎまして一般住民の方からもパブリックコメントをいただくということにしてございます。したがって、その段階でいろいろ不適切な部分ですとか、そういった部分をこれから逐次訂正してまいりたいと考えております。

「常時無人」という部分につきましては、何を基準に「常時無人」にするのかという表現でもありますし、無人でなくても適切な管理をされている方が町内の空き家等の部分でも数多く見受けられます。そうした部分では、無人というよりも、いかに適切に管理していただくかという部分が最大の焦点になろうかと考えております。なお、文言については参考させていただきます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） これから作る条例でありますので、また今後いろいろな意見があると思います。その中でも一つだけ、その中で言わせていただきたいのは、2番で立ち入り検査、大変最後の方によくよく命令までしてならないと立ち入り検査ができない、最初の段階では外から外観を見るしかできないような内容になっておりますが、空き家で問題になるのは外から見て分かるものだけではなく、中にはここにも書いてありますが、不審者が入ってきているとか、害獣、ハクビシンだとか、ネズミだとか、そういうのがいて困るといのは外からぱっと見ただけではどんな状態になっているか分からないというふうなことでありますので、この辺も最初の段階で中に入れるような条例というのは作るべきかなというふうに思います。

一番最後に言いたいのが、「命令に従わないときに公表する」とあります。これは公表すると、元々空き家で困っている家というのは、そこに住んでいなくて、公表されて困るよう

な人はほとんど空き家にしないと思います。持ち主はいるのですが、どこに住んでいるか分からない、分かっても連絡がとれないというふうな人が一番最後の「公表」にあたるかと思いますが、こういう人が公表されても、何も困らないと私は思います。その後「必要なことは規則です」というふうにあります、行政代執行は規則では多分できないかと思いますが、最終的には言うことをきかなければ、行政代執行もある、やる・やらないは別としても条例の中に最終的には行政代執行やりますよということは入れておくべきかなと思いますが、当局の考え方をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。第1点目の立ち入り調査でございます。これにつきましては、他人の敷地に入るといことは不法侵入に今の法律上はあたるところでございます。したがって、ある程度、所有者のOKをいただかないと立ち入り調査ができないという実情にあるかと思っております。そうした場合には、ある程度の調査で外観調査なり、そういった部分で助言指導しながら、そういった部分についての説明をさせていただこうかと。それである程度処置命令等で済めばそれでよろしいわけですが、それでいかなければ再度、中を確認しながらということで、今現在考えております、

それから、公表されても、空き家の所有者が困らないのではないかとということですが、確かに、困る・困らないはその人の考え方ではございますが、土地、もしくは家屋の所有という部分からしますと、登記簿上、その人の権利にあたるわけでございますし、その権利を不法に侵すこともできないところでございます。また、公表されて困らない部分では代執行をすべきではないか、通常、行政代執行という形で行われますが、行政代執行は法律として別個に法律がございまして、この法律で空き家対策ができるかどうかという部分も、今、国の方で議論されていると考えておりますが、行政代執行をするという部分になりますと、公表されても困らない人が行政でほとんど利用できないものを処分してもらって、その代執行に係る経費については本人から支払いをしていただくということで、代執行がなされております。それが拒否された場合に町民の税金でそういった部分の経費を全部負担するということがある程度町民に理解された段階で、代執行等は含むべきなのではないかというふうに考えております。

ただ、今現在、国で空き家対策についても全国の市町村で問題視し、条例関係を制定している関係から、検討しているというような話も聞いてございますので、その状況をみながら条例の制定を進めたいというふうに考えておりますが、まず当面は代執行については本条例には入れないで進めてまいりたい。ある程度、そういった理解がいただけるようになりまして段階で条例改正で、そういった部分も含めながら、また、国の動向も考慮に入れながら、法改正をしていくという形で進めてまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今、行政代執行は今のところは考えていないということでしたが、やはり先程の答弁の中にも、困るか、困らないかはその人の考えだというふうなことでありますが、困るか、困らないか、その人の考えでは困るわけですが、やはり困ってもらわ

ないと、この条例を作った意味がないわけでありますので、是非、行政代執行も含めた条例の制定というものを望んで、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)
- 議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時15分)
- 議長（成田光雄議員） 次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。
- 8番（梅津 博議員）

1. 農業振興策について	<p>1. 食料の安定供給、農業経営の安定的な継続のために、適正な生産数量への調整が不可欠である。今後とも、国・地方自治体・生産者が一体となって、米の生産調整に取り組むべきと考える。当局の見解を伺う。</p> <p>2. 人・農地プランと農地・水保全管理支払事業は、今後の農地中間管理機構（農地集積バンク）と新たな直接支払制度に連動するものと思われる。今後の人・農地プラン策定と農地・水保全管理支払事業の推進について伺う。</p>
2. 福祉行政について	<p>1. ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防策について伺う。</p> <p>2. 第6期介護保険事業計画（2015～2017年）では、大幅な制度改革が予定されており、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築が求められている。 特に在宅介護に対する取り組みは、その重要性が増すものと思われ、きめ細かな見守りと地域が一体となった支援により、介護に当たる家族も含めた世帯全体を支える体制づくりが必要である。今後の対応について伺う。</p> <p>3. 介護や支援を必要とする人、及びその家族の健康状態の把握、保健指導等、見守りの強化のために、保健師の増員を検討すべきである。当局の見解を伺う。</p>
3. 防災対策について	<p>1. 防災行政無線の難聴地域解消に向け、新たに開発された地域連絡用無線システムを導入すべきである。当局の見解を伺う。</p>

平成25年第8回議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

最初に、農業振興策について伺います。食料の安定供給、農業経営の安定的な継続のために、適正な生産数量への調整が不可欠であります。今後とも、国・地方自治体・生産者が一体となって、米の生産調整に取り組むべきと考えます。当局の見解を伺います。

また、人・農地プランと農地・水保全管理支払事業は、今後の農地中間管理機構（農地集積バンク）と新たな直接支払制度に連動するものと思われまます。今後の人・農地プラン策定と農地・水保全管理支払事業の推進について伺います。

2点目に、福祉行政について伺います。ロコモティブシンドロームの予防策について伺います。

また、第6期介護保険事業計画（2015～2017年）では、大幅な制度改革が予定されており、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築が求められています。特に在宅介護に対する取り組みは、その重要性が増すものと思われ、きめ細かな見守りと地域が一体となった支援により、介護にあたる家族も含めた世帯全体を支える体制づくりが必要であります。今後の対応について伺います。

また、介護や支援を必要とする人及びその家族の健康状態の把握、保健指導等、見守りの強化のために、保健師の増員を検討すべきであります。当局の見解を伺います。

最後に、防災対策について伺います。防災行政無線の難聴地域の解消に向け、新たに開発された地域連絡用無線システムを導入すべきであります。当局の見解を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

はじめに、米の生産調整に係る今後の取り組みについてであります。政府は11月26日、農林水産業・地域の活力創造本部会議を開き、経営所得安定対策や米政策の見直しの全体像を決定いたしました。その中でも、米の直接支払交付金は、激変緩和のための経過措置として半減し、しかも平成29年産までの時限措置としております。また、主食用米以外の米生産に誘導すべく飼料用米への交付金の拡大や日本型直接支払制度の創設など大きな転換を図る内容となっており、農政の根幹にかかわる米政策が、生産現場、関係機関等との十分な議論・検討もなく短期間に進められ、行政のみならず生産現場でも大きな不安が生じているところであります。

政府は、5年後を目途に、行政による生産数量目標配分に頼らず、生産者や集荷業者・団体を中心に需要に応じた生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むとしております。

ご承知のように、米の生産調整は、開始から40年余りを経過し、米の消費量が減退する中で価格の下落傾向が続くなど様々な問題を抱えております。農水省による平成26年産米にかかる米の生産数量目標は、山形県にあっては、25年産米の目標に比べ4.2%、面積で2,630ha減少しており、これまでの最大の削減幅になったところであります。市町村には、今月下旬に数量目標が示される予定であります。米政策の見直しから米の直接支払交付金

が半減されるなど米農家をめぐる情勢が大きく変化し、農家経営に多大な影響が及ぶものと懸念しているところであります。

しかしながら、本町といたしましては米をめぐる情勢からみれば今後とも適正な米の生産調整は不可欠なものとしており、国・県・生産団体等と一体となり、日本の食料の安定供給と農業経営の安定的な継続を図る必要があると考えております。

次に、人・農地プランと農地・水保全管理支払事業につきましては、このたびの農政改革においてそれぞれの持つ事業特性が、今後の営農活動において重要性を高めているところであります。

今回の改革の柱の一つである農地の集積と集約を促進するための農地中間管理機構制度においては、農地の貸付けにあたって、農地利用の効率化と高度化に資するよう配慮し、公正かつ適正に行わなければならないとされております。そのため、この機構は地方公共団体から認定農業者、人・農地プランの中心経営体等について情報を求め、借入を希望する農業者を公募し、農地の貸付先を決定する仕組みとなっております。

また、日本型直接支払制度では、現行の農地・水保全管理支払は、仮称ではありますが、「資源向上支払」として組替・名称等変更され、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る共同活動に対し交付され、同様に農地を維持するために行う、農地、水路、農道等の共同保守活動に対しては「農地維持支払」がそれぞれ活動組織に対し交付されるものであります。新制度及び経営所得安定対策の見直しにより、個人へ支払われる交付金の目減り分は組織活動をする組織に交付する仕組みになっているところであります。

本町における人・農地プランにあつては、今年度中に全集落において計画策定される見込みとなっており、地域営農を継続する上で、より集落内での出し手・受け手の話し合いが求められることとなります。これまであまり進まなかった農地集積を農地中間管理機構制度により促進し、担い手の育ちやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、現「農地・水保全管理支払」については、名称等変更なるものの、これまでの共同活動をベースに、より一層の拡大と集落の活動組織を中心に話し合いを活発にし、地域農業の活性化と農地の維持管理活動を推進してまいりたいと考えております。

次に福祉行政についてお答えいたします。

まず第1点目のロコモティブシンドローム、通称「ロコモ」と呼んでおりますが、この予防対策について、超高齢社会となった現代において、「メタボ」や「認知症」と並び、「健康寿命の短縮」、「寝たきりや要介護状態」の3大要因の一つとなっているところであります。とりわけロコモは、運動器の障害により「要介護になる」リスクの高い状態となるものであり、骨・関節・筋肉の機能はすでに40代に大きな曲がり角を迎えていることから、運動器の老化を進行させない生活習慣や運動習慣に取り組むことが求められています。そのようなことから、『第2次三川町健康づくり計画』においては、健康寿命の延伸を目標に、「栄養・食生活」「生活習慣」「運動」の望ましいあり方について、各世代の目標を掲げ、家庭や地域、学校、職域、関係組織団体等が一層の連携を図りながら、ロコモ予防を含め、健康の保持・増進のための環境づくりを推進しているところであります。

第2点目の「第6期介護保険事業計画」について、国では、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけ、介護保険制度の見直しにより、地域の将来を見据えた取り組みなど、現在、国の段階で具体的に議論されているところでもあります。また、国の素案には、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所等の支援機関を繋ぎ、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の設置や複数の専門職が、認知症を疑われる人、認知症の人やその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置などが新たに位置付けられているところでもあります。ご質問のように、地域が一体となり、介護にあたる家族も含めた介護支援ができる「地域包括ケアシステム」の構築が重要であることから、国の議論、指導を踏まえながら、「第6期介護保険事業計画」に反映させ、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

第3点目の保健師の増員については、今後の「地域包括ケアシステム」の構築を推進するなかで、必要とされる業務量に見合った適切な人員配置を鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、防災対策における地域連絡用無線システムの導入に関するご質問ですが、本町では、現在、災害情報の迅速かつ的確な収集と伝達を行うため、衛星電話や防災行政無線、全国瞬時警報システムJ-アラートなど、複数の情報通信システムを整備しているところであり、さらに、今年度においては、J-アラートによる緊急速報メールの配信にも取り組んでいるところでもあります。また、通信事業者においては、携帯電話への地震速報等緊急速報メールの配信サービスも行っており、災害情報が音声情報だけでなく、文字情報としても伝達されるなど、その伝達方法は年々充実しているところでもあります。

ご質問の地域連絡用無線システムについては、災害時の一方的な情報伝達のみならず、地域での平常時の連絡、助け合い活動とともに、防災行政無線との連携も図れるシステムと伺っており、情報通信手段の多重化とともに、コミュニティの維持、活性化を図るという点においても有効な無線システムと理解しております。

しかしながら、この無線システムの導入にあたっては、町内会の新たな体制整備や、高い割合での住民の賛同が必要となるとともに、どの程度の費用負担を住民に求められるかなど、多くの課題を抱えている取り組みと考えております。さらに、この事業については、町としての支援も必要と考えるところであり、その財政負担も相当程度見込まれることから、将来的な検討課題とさせていただきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、順番に従って再質問させていただきます。

生産調整に関してですが、今後とも継続した形で国・県、あるいは生産者団体と一体となって進めていきたいというふうな答弁だったように思います。

それで1点確認したいのですが、今回、政府の出した改革案、その中では原則として国が数量の提示はするけれども、全体的な調整まではやらないというふうなニュアンスだったよ

うに思います。ただ、自民党のこの問題を検討してきたプロジェクトチームの座長であります宮腰さんにおきましては、要するに生産調整の廃止ではなく、手法の見直しだというような発言もあるようです。この真意はどうか。政府が今予定している改革案そのものが5年後までに順調に予定どおり進むとすれば、数量の見通しだけを示しながら調整からは撤退するというような内容でいいのかどうか、その辺の説明、県の方からどのようにあったのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） お答えします。先月の末に担当課長等に対してのただいまの米政策をめぐる様々な情報の整理が私どもの方に示されました。

その中で、今ご質問の5年後の件でございますが、これについては生産調整については5年後を目途に行政による生産数量目標配分に頼らずとも、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産団体・現場が一体となって取り組むというような説明でありました。

この件について、現場等でも果たして需給調整というものが5年後の話ですが、自らの判断で可能なのかどうか、逆にその辺が生産調整という部分で本当に調整というものになり得るのか、非常に疑問な声も出ております。私もそう思いますし、この件については、簡単にいえば、4年間の中でということになるかと思いますが、この中で集荷業者等を含め、どのような情報を出しながらこの4年間の生産調整を進めていくかというやり方にかかっているかと思っております。そういった意味で、本町としても先程の答弁にもありましたが、国・県、生産団体等と一緒にあって共有の理解のもとで生産調整を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 課長の段階でもおそらく5年後までのプロセスそのものが見えてこないのではないかと思います。今の答弁を伺いましてそうだと思います。

国の方向性としては、要するに米自体の数量調整はしないのだと。ただ、その周りの部分、要するに転作部分の調整といいますか、支援というものを手厚く、クローズアップされたのは飼料米という形ですが、ただ、我々素人が考えても今回の政策に関していえば、今現在で20万t程度しかない飼料米の生産を450万tまで増やすのだというような内容ですので、それは非常に難しいのかなと。まして、10a 8万円、あるいは上限10万5,000円という財政の出動に関しても、これは450万tになった場合には非常に膨大な、今現在生産調整に係わっている財源よりもさらに多くの財源を必要とするということから考えれば、当然、そういった飼料米単独では十分な生産調整というのはならないのだろうと私は思います。

だとすれば、何が自主判断での生産調整の手段となるのか、これが非常に見えてこないわけですね。これをどう解決するのか。米に関しては確かに消費量も減っております。1990年においては農業生産額の27%ほどが米でしたが、2010年においては19%ということで、品目別からみれば畜産、それから野菜、それに次ぐ品目に落ちたわけですが、ただ単品ということからすれば、米というのは非常に大きな割合を占めている。まして、主食ということで

ございますので、これを勝手に生産者自ら、あるいは生産者団体、あるいは自治体の段階でうまく調整してくださいというのは、あまりにも国は無責任だと私は思います。

確かに、米の競争力といいますか、今後おそらくTPP関連でもクローズアップされてくる時期がくるかと思いますが、それに向けた対応というものの一歩目だというふうな捉え方もできるわけですが、私は競争というものも当然それは分かるわけですが、稲作農業そのものは国土の保全、先程、町長も触れましたが、それから生態系や景観の維持、それからなによりも食の安全保障という観点で、国民の命を守る生業であるのではないかと私は思います。競争力云々の次元の問題ではないと私は思っていますが、これは日本を代表する穀倉地帯である庄内地方、その中のまた真ん中であります三川町の首長といたしましても、声を高らかに重要性、あるいは必要性、なくてはならないものだということを全国に向けて、あるいは政府に向けて発信すべきであると私は思いますが、どうですか、町長。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の国の農政の大改革というのは、これは梅津議員の言われるように、庄内平野、しかも米の主産地であるというような地域、特に本町のように町の面積の中でも水田面積が7割以上を占めているという地域の影響力というのは計り知れないものがあるということは私も同感であります。

このような中において、これからどのような国の農政の改革に地方が対応していくかといったときには、これからの進めようとしているところにおいて、一つは農家の所得の安定をいかに図るべきかということを中心に考えていかざるを得ないというような状況ではないかと思えます。特に今回の国の方針の中においては、転作は生産者、あるいは農業団体、集荷団体等の判断によるといったことからすると、国では需給見通しは責任をもってやりますといったときに、これから4年間、5年後の段階において需給バランスがどうなっているかという状況からすると、現状からしても、今年の生産されている米の概算金の支払いをみるとおりに、昨年からの在庫、これは経済という部分からすれば、当然、生産と販売、その部分での需給調整の中において米が過剰だ、生産が過剰だということになれば、その年々の気象条件にもあるわけでありますが、これからの米の消費、あるいは生産からすると、やはり米というのは供給過剰というような状況を予測せざるを得ないというようなことになろうかなと思うところであります。

こうした中において、県、あるいは市町村も同じ思いであります、特に来年度の生産数量配分においても、今までの経過の中においては庄内地域は米に対する経営の割合が高いというようなことから生産数量配分においては、ある程度傾斜配分を受けておりましたが、今年度から傾斜配分をどんどん縮小するような方向になっているということからすると、5年後の米の生産調整に係わる検討課題においても、全国的な課題、県内の課題、それが非常に私はある面においてそれぞれの市町村の本音の部分が出てくるのではないかと考えております。

現状においては、県の町村会においても今回の農政の大改革においては農業所得の減少をいかに抑えるか、そして持続可能な、しかも後継者が育つような農業支援というものがどう

あるべきかということも国に対しても求めていくという状況であります。しかしながら、これからの5年後をシミュレーションした場合に、本当に担い手が育つような環境になるのかといったときには、梅津議員言われるとおり、今行動しなければならないということは、これは私も認識を同じにしておりますので、来年の生産に向けた様々な取り組みの中においては、先程も言われましたように、農家への支援の部分は経過措置というようなことで、あまり影響がないというようなことは言われておりますが、これはそのときの単なる机上の計画であります。それを中長期的なこれからの需給バランスというものを自ら町もそういった面においては十分予測しながら、先程の答弁に付け加えさせていただければ、その部分も含めた形で検討すべきではないかと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 野菜、あるいは花などは農家自らの判断で、その年その年の作付けの計画をつけながら、やりながら、生産している。その中で、5・6年、あるいは10年単位の長いスパンでの経営感覚を持っているというふうになってはいますが、米に関しては先程来言われているとおり、長い間、40年以上の生産調整というものがスタンダードスタイルになってきたわけですし、今度ともこういったスタイルを維持しながら、さらにもう一步、別の形での農業の展開というものがあって然るべきと思えますし、今後、全国との意思統一、あるいは協力体制というものも様々な機会を捉えながら、首長含め、あるいは我々議会も含めて国に対して運動すべきと思えます。

次の課題ですが、今、出ました細かな政策に関して、人・農地プランは今年度中に全集落が策定できるという見通しになるようですし、あるいはその中で担い手というものも確定してくるのかなと思えます。そういったことが農地集積バンク、中間管理機構に対して連動していくということは間違いありませんので、よりしっかりとしたプラン、見直しも含めた形でやれるということですので、見直ししながら今後の農地集積に対応していただきたいと思えます。

課題としては、日本型の直接支払制度、ただいま答弁の中で説明ありましたが、私の集めた情報によりますと、今現在行われている農地保全管理支払交付金事業の今は共同活動事業と向上活動事業の二つに分かれているわけですが、この共同活動支援事業の方が今度の新しい直接支払制度に事業替えなるという情報のようです。農地維持支払、これも仮称ですが。あるいは資源向上支払ということで、農地維持支払が10a 3,000円、資源向上支払が2,400円ということで、これは今までやられてきた農地・水の共同活動の中で、集落で行われている共同の草刈り、あるいは景観保持のための花壇の作成とか、そういったものに支払われるようですが、今現在、農地・水事業を行っている集落、あるいは地区、九つくらいだったかと思えますが、その箇所は今までどおり行えば、単に横滑りするだけでいいわけですが、今まで実施されてこなかった地区に対してどのようにこれを推進していくのか、この問題であります。

答弁の中では話し合いを活発化させたいという内容だったわけですが、やはり目の前に迫っている状況でありますので、今まではこの事業は手挙げ方式でやってきたわけですが、

やはりある程度、体制、制度を整備しながら全集落から取り組んでもらうという姿勢が私は必要なのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 私も梅津議員の考えと同様でございます。先程の答弁の中でも実質的に今回の農政改革による見直しにより、農家への交付金というのは減るわけです。しかしながら、新しい制度によると、農地維持支払とか、資源向上支払とか、これがこれまでの農地・水支払制度の内容ですが、これらがあってはじめて、これらは今までと同じように個人ではなく活動団体に交付するという性格のものでございます。それで先程、私が言いました個人への直接的な交付金というのは減るのだと。

それからしますと、まだ全町内の中で現在の農地・水支払交付制度の取り組みをされておられませんし、この件についても制度の見直しと併せ、もう少し制度の内容が出てくるようであれば即座にまとめ、情報を提供する必要があるのではないかと。

今月の20日過ぎに、予定としては新しい農地・水支払制度の変更点についての担当者を集めた会議が予定されております。詳しくはその辺の中でもう少し見えたものが出てくるのではないかと思いますし、集落の中で、そういった活動に取り組むことで実質的な農家の支払いが新しい制度を使うことで支払いが減るというような形になるわけですので、これからの新制度を踏まえた新しい集落づくり、住民参加の活動、農地の維持・保全、そういったものを今後とも継続して行ってほしいし、未実施の集落については是非取り組んでいくよう、こちら働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） その働きかけの中で、今回2期目に入っておりますが、当初から言われてきたのは農地・水の事業の事務的な煩雑さといいますか、事務の労力が非常に多いということだったわけです。これも何度も言っていますが、隣の庄内町では一括して事務を引き受ける部署を設けたと。これは別に行政がやる必要もありませんので、要するに、事業の中で事務費というものがございまして。それを出し合って事務員を雇う。場所くらいは役場の中においてもらえばありがたいのですが、そういった形で煩雑な事務を一括して事務員にやってもらいながら、今まで各集落で行ってきた共同作業、草刈りであるとか、泥上げであるとか、あるいは農道の整備とか、そういったものが事業の対象になって、これらの交付金の支払い対象になりますので、なにも今までやってきた以上のものをやる必要もないですし、あるいはやりたいことがあればできる場合もありますので、そういったことも含めてやればいいのだと思います。

こういった新しいことをやるために、一つのマニュアルといいますか、雛形というものを設けながら、どこの集落もすぐ取り組める、そういった体制整備を私はやるべきだと思いますがどうでしょう。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 確かに、現在の農地・水支払交付制度の事務については各集落で担当し、行っているわけですが、これが今度、制度の見直しで全集落を対象にこちら

も呼びかけるということになれば、また新たな初めての事務業務がその集落にとっては始まることになろうかと思えます。

ただ、現時点ではこれまでも実際やっているわけですので、この件についてはこれからのこちらの検討事項として考えたいと思えますが、まず、今のやり方で事務指導をする形での対応で可能ではないかと私は思っております。この件についても、先程言いました新しい制度の担当者会議がありますので、どの程度の事務量が生じてくるのか、その辺も見極めた形で考えていくべきかと思えます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 制度の具体がまだ不明ということで、是非、そういった具体が分かりましたら生産者側との協議をもちまして、是非そういった事務事業の体制整備というものがあれば対応すべきと思えます。

次に、福祉行政について伺います。

ロコモティブシンドロームの予防策ということでございます。先程、答弁の中にありました今年の3月にできました第2次三川町健康づくり計画、この中で関連して進めていきたいという話があったのですが、残念ながら、この会議に私も出たのですが、この段階では「ロコモティブシンドローム」という文言が出てこなかったのです。それほど新しい課題なのかなという受け止め方もしますが、それはそれで追加しながらやればいいのだと思えますが、問題は啓発活動もそうですが、日常的に体を動かす習慣、この動機付けを具体的にどうやっていくのか、この辺なのですがいかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ロコモにつきましては、今ご質問ございましたとおり、近年出てきたようなものと思っております。

ただ、啓発なり、広め方ということでございますが、ロコモにつきましては一つはならないように予防する、もう一つは少し関節等が痛んできた人につきましてはそれ以上悪化させないようにする、そのようなことが必要と思っておりますし、ですから、指導の対象となる年代といいますか、壮年、それから高齢者、指導の仕方は違うのかなという思いをしております。そういったことも含めまして、保健活動の一環として婦人会の健康教育でありますとか、保健委員会の場であるとか、それから老人クラブの会合の場であるとか、それからミニ健康祭りの場であるとか、そういった場におきましてロコモ予防の関係につきまして講師を呼んだり、あるいは保健師が直接指導したりという経過で今まで進んできたところでございます。

ただ、秋口に入りまして「花の山形！しゃんしゃん体操」ということで、県知事も先頭に立って進めているロコモ予防の体操がございます。これは前もあったのですが、今回、バージョン2ということで、比較的広く皆さんに覚えていただいてロコモ予防に繋げていただくということでバージョン2のDVDが出ました。このDVDにつきましては、コピーフリーということでございましたので、さっそく最初に100枚コピーしまして、それで12月6日でございますが、福祉員と民生委員との合同研修会がございました。その場で福祉員と民生

委員の皆さんに配りまして、それで福祉センターのテレビ、結構大きいわけでございますので、あのテレビに映し出しまして、総勢50人でみんなでやってみたと。私、大変好評だったのではないかと感じておりまして、現在、各町内会のテレビの配置をみましても、すべて大画面化になってございます。そういうことで各町内会に配付することによりまして、いろんな機会を捉えてやっていただきたいということで配付をしたところでございます。

これから保健委員会であるとか、いろんな私どもの方で抱える組織・団体がありますので、そういった場でも一生懸命配付をさせていただきまして、「花の山形！しゃんしゃん体操」を広げていきたいなと思っております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 「花の山形！しゃんしゃん体操」ですが、噂によると、課長も指導員の資格を持っているほど上手だという話でございます。各町内会に配付されたということで、だんだん輪を広げながら、いろんな機会で、この体操に限らず、私もトレーナーといえますか、資格を持った人の楽しい体操の指導を受けたことがあります、いろんな機会楽しく体を動かせる機会を是非作ってもらいたいと思っております。

次に、在宅介護でございますが、先程、同僚議員から福祉行政に関して質問がありまして、その中でも関連がございました。結論から言えば、第6期の次期の介護保険計画、事業計画、これらに様々な検討課題ということで取り組みたいというようなことだと思います。そのため今回、高齢者等安心生活課題調査を実施するというところでございます。非常に大きな問題なので、どの辺から進めればいいのか、あるいはどういった内容まで詰めればいいのか、悩みながら質問するわけでございますが、要するに、新しい地域包括ケアシステム、これは私も勉強不足なのですが、一言で言えば、在宅生活の限界点を上げるというような理解ができるのかなと思っております。

ただ、そういった中で、その地区・その地区、あるいはその自治体・自治体でできること、できないこと、得意分野、不得意分野というものがあるのかなと。例えば私ども産業建設厚生常任委員会が視察に行きました大蔵村、これは村立の診療所を持っております。人口は3,600人くらいなのですが、その中で医師が3名、看護師が4人ということで、実に24時間体制で在宅医療に対応していると。非常に素晴らしい取り組みだと思います。在宅での看取りというものが年間大体30人くらいということでございました。

この中で当然、医師、看護師、これが重要な役目を果たしてはいるのですが、それ以上に保健師が非常に重要な仕事を果たしていると伺っております。要するに、地域を見守る、ケア会議というものの中心は保健師でありました。医師も看護師も、保健師のプログラム、あるいは計画、あるいは段取りによって動いているということでございましたし、そういった意味では保健師というものが非常に今後の在宅の介護、あるいは医療というものに非常に重要な役割を果たすのではないかと私は感じたところでございます。

その関連で最後の質問も出したわけでございますが、残念ながら、三川には医師、あるいは看護師というものが、行政の中にはないわけでございます。そういった中で、三川としてはこのケアシステムをどのようなスタイルで誰が中心になって構築し、マネジメントし進

めていくのか、この一番の大前提といいますか、骨組み、これをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今ご質問ございましたとおり、国におきましては 2026 年までの第 9 期、これまでストーリーを作ってみようと。ですから第 6 期の介護保険事業計画につきましては、もっと先までの介護保険料の算定、そういったものもすべきではないかという議論も出ているところです。

例えば第 9 期まで計画を立てて、なおかつ、3 年ごとに見直しをしていくと。つまりどういうことかといいますと、先程来、2025 年というお話もしておりましたが、団塊の世代が後期高齢者になっていった段階で財政的な措置、財源、そういったものとかサービスの供給、そういったバランスについて、今、ここで介護保険制度の見直しの段階で来期分だけではなく、さらにその先まで見越してストーリーを立てようと、それが今の国の考え方であります。これが地域包括ケア計画といわれるものでありまして、これを実現するためのものが地域包括ケアシステムとなります。

それで、国の考え方としては、一つが医療と介護の連携を捉えておりますし、それから認知症の施策をどうすればいいか、それから地域ケア会議、これは現在ございますが、地域包括ケアを進めていく上で現在の形ではなく、もっと他職種連携という形で地域ケア会議を進めていって、地域包括ケアシステムの構築に係わる中核的なものにしていこうと、そのようなことで言われております。それから生活支援、介護予防ということで、五つの大きな柱で捉えられております。

地域包括ケアシステムにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、住まい、医療、介護予防、生活支援ということで、これまでですと、自宅から施設入所、施設で看取りというような形が一般的でございましたが、これからは逆の流れでいこうと。在宅での介護、在宅での医療を進めながら、在宅での見守りにもっていこうと、これがケアパスでございます。

そうした中でポイントとなりますのは、町長の答弁にもあったわけでございますが、認知症の地域支援推進員、これを新たに平成 30 年度まで設置しなさいと。それから認知症の初期集中支援チーム、これも平成 30 年度まで設置しなさいと。

ただ、団体が単独で設置できない市町村、これにつきましては事業の共同実施等を可能とするというのがあります。他の自治体と一緒にやってもいいのだという言い方をしております。この中で、保健師の話が今出ましたが、認知症の地域支援推進員につきましては保健師等が担うべきではないかという議論になっておりますし、それから認知症の初期集中支援チーム、これにつきましても保健師を含めた形で看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等、さらには嘱託の専門員、そういったものを加えたチームを構成して、地域包括ケアの構築する上での柱と、そういうふうに今議論されているようでございます。

そういった意味におきましては、保健師の役割はご質問にございましたとおり、ますます役割は高まるのかなという思いはしているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 非常に大きな問題ですので、なかなかこの場で骨格といいますか、大きな全体像が見えてこないわけですが、要するに、本町にある人材といいますか、それは保健師、民生委員、保健委員等、あるいは町内会の役員、あるいは連携の立場で医師、看護師といったところかなと思います。そういった方たち、「他職種の連携」という言葉がございました。あるいは五つの要素、非常に多くのが絡んでくることなわけです。そういった多くのを誰がマネジメントするのか、これが一番重要なのかなと思います。

今、認知症に関しては保健師という話がございました。認知症以外でも介護、寝たきり、あるいは寝たきりの前の段階もそうですが、在宅での介護なさっている方に対しての見守りという表現でいいのかどうか分かりませんが、それが一つの計画、あるいは全体の推進のための一番基本的な活動ではないのかなと私は思います。

言葉として24時間定期巡回、訪問看護というような言葉もございますが、三川町の保健師も訪問している状況があります。ただ、数字からみると、まだまだ低いのではないかと。確かに、事務分掌などを見てみますと、保健師の活動が非常に多くのを抱えているということも理解できますし、現在の事業の中では訪問もままならない状況なのかなと思います。やはり保健師の本来の仕事、様々な事業に対する事務関係の仕事も重要ですが、やはり住民の方々に出向いて行って訪問する、そういったことが一つの基本になるのかなと思います。

人員の増員に関してですが、今後の計画の策定の中で必要とされる場合は人員配置するというようなこととございます。三川町が今まで行ってきました職員の適正化計画の中で、職員が91名ということがございますが、やはり時代に合わせて、時代の要請に応じて、あるいは時代を先取りして職員というものを今後重点的に行う事業のために配置していくといった姿勢が私は必要なのかなと思います。

福祉の三川と言われるためには、今後の増員も含めた人員配置というものが私は必要なかなと思いますが、その辺の先取りした人員配置について獲得、あるいは増員に対してどのようにお考えか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 福祉行政に対する職員の増員というなお話でございました。職員適正化計画に沿いまして、現在、条例上は103名の定数になっておりますが、91名という体制で、現在、業務執行しているわけとございます。最終的には90名くらいが標準的なモデル的な行政スタイルとしては適正な人員ではないかと思っているところでございますが、確かに、介護保険制度、平成12年に始まりまして、第6期計画からまた新たな計画ということで、新たな需要が出てくるということにつきましては一定の理解をいたしているところでございますが、地域包括支援センターが設置された時点での保健師の増員、それから地域包括支援センターの以前につきましては在宅介護支援センターという形で行政の内部に置かない形での委託という形で実施してきたところですが、それを包括的なケアシステムの確立という形で地域包括支援センターを福祉課内に設置して保健師との連携業務を重要視し

てきたという形で現在まで進んできたところです。

本町の場合、保健師の活動というのは非常に高く評価されていることは議員もご承知かと思いますが、健康事業、あるいは予防事業におきましても介護保険制度の施行以前から高く評価されて、それが医療費の縮減に繋がってきたということで、総合検診等をはじめ、各町内会に出向いての健康づくり活動とか、多様な取り組みをしてきているということでございます。

地域包括ケアシステムのマネジメントをどういう形でこれから進めていくのかという非常に大きな課題があるわけですが、一部アウトソーシングをすとか、業務のアウトソーシングをすとか、保健師業務について外部へ委託するとか、私は地域包括ケアシステムの本来的なマネジメントというのは行政、それも社会福祉主事、あるいは社会福祉士が専門的な職業としてあるわけですので、その職種がきちんとした町の将来的な地域包括ケアシステムをマネジメントしていくというのが、私はそれが筋だと思いますが、なかなか人材等につきましても不足しているというのが実情でございますので、その部分もアウトソーシングできるのか、できないのか、それも今後の課題かと思えます。

いずれにしても、町全体の中で行政課題に適切に対応した人員配置と職種を配置していくという形で考えておりますが、現時点では増員、定数の増とか、あるいは職員数の増ということは考えられない、コンパクトな行政、あるいは効率的な行政執行に努めていく。いうなれば、人件費の縮減に努めていくということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3時16分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3時30分)

○議長（成田光雄議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 平成26年度の予算編成について | 1. 予定されている、消費税の増税による町財政への影響をどう捉えているか。

2. 基幹産業の農業に於いて、米価の下落は税収減が予測されるが、町ではどのように歳入を確保する考えか。

3. 平成26年度に於いて、第3次総合計画の重点政策は。 |
| 2. 政府による経営安定対策や米政策の見直しの対策について | 1. 急な政策見直しに、農家は困惑している。情報をどのように伝え、総合的対策は。

2. 今後の農業所得の向上対策、農村社会のあり方をどう考えているか。 |

- | | |
|----------------|---|
| 3. 事業展開の方策について | 1. 町の各種事業展開に於いて、国や県からの情報不足が感じられるが、収集の対策は。 |
| 4. 地域振興の方策について | 1. 商工業の振興策で、新たな考えは。
2. 農業、商工業の連携した振興策の考えは。 |

平成25年第8回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

はじめに、平成26年度の予算編成についてであります。消費税の増税が4月より予定されています。町の財政についての影響を伺います。

基幹産業の農業において、25年産の米価下落は税収が減ると予測されますが、町ではどのように歳入を確保する考えか伺います。

平成26年度において、第3次三川町総合計画事業での重点施策を伺います。

次に政府による経営安定対策や米政策の見直しの対策についてであります。農家は今、急な政策見直しに困惑しております。情報をどのように伝え、そして総合的な対策を伺います。

今後の農業所得の向上対策、農村社会のあり方をどう考えているのか伺います。

続いて、町の事業展開の方策についてであります。町の各種事業展開において、国や県からの情報不足が感じられるときがあります。収集の対策について伺います。

最後に、地域振興の方策についてであります。商工業の振興策で、新たな考えを伺います。

そして農業、商工業の連携した振興策の考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

本町の平成26年度の予算につきましては、第3次三川町総合計画の実現に向けて、町民、地域、行政の「協働」による取り組みを根底に、町民の立場に立った前向きな視点とともに、コスト意識をもって、その編成にあたっているところであります。

はじめに、消費税増税による町財政への影響についてのご質問ですが、歳出予算においては、主として公共施設の一般管理費及び維持補修費等の物件費、さらに、事務事業及び業務の委託料等の増加が考えられ、一方、歳入予算においては、地方消費税交付金の増額を見込んでいるところであります。

次に、町財政における歳入の確保についてですが、米価の下落により農家所得が減少し、それにともない町税の減少も予想される場所ではありますが、町といたしましては、国や県の補助制度の活用などを図り、さらに、状況に応じて基金繰入を行うなど、歳入の確保に柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度における第3次総合計画の重点施策に関するご質問ですが、まず、本町においては、緊急性、優先度の高い事業として位置付けております公共施設の耐震化・長寿命化を計画的に推進することとしております。さらに、町民生活の確保と活力ある

町づくりを推進するため、子育て支援対策や保健福祉施策の一層の充実、雇用対策や地域経済対策、農業振興施策等の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営所得安定対策と米政策の見直しについてご答弁申し上げます。

今回の米政策をめぐる政府の改革内容は、大きく分ければ日本型直接支払制度の創設、経営所得安定対策の見直しとなっております。さらには、農地集積の加速から農地中間管理機構の創設もあり、TPP交渉の先行きが不透明な中、農政の根幹にかかわる政策が、行政機関はじめ農業関係機関・団体等との十分な議論・検討もなく短期間に進められ、本町農業行政のみならず生産現場でも大きな不安が生じているところであります。

農業を基幹産業としている本町にあつては、米は農業所得の約70%を占めており、このたびの米の直接支払交付金の減額は、本年産米の出荷ベースでみると、町全体で約1億円の減額になるものと試算しており、大きな影響があるとみております。本町といたしましては、国は、米の需給見通しの策定など適切な関与のもと、実効ある需給調整が自ずと確保される体制づくりの構築と食料の安定供給並びに農業経営の安定確保に十分な配慮が必要と考えております。

現時点では未確定部分も多く、生産農家に対しては、できるだけ来年度計画に支障をきたさぬよう、また新制度を効果的に活用し得るためにも、県及び集荷団体等の情報の収集に努め、1月下旬を目途に生産数量目標の配分方針及び水田フル活用ビジョンの方向性を協議し、2月上旬の集落説明会により、来年度の需給調整方策の説明と対応をしてまいりたいと考えております。

農業経営にあつては、生産数量目標が減少傾向にある中、このたびの新政策により、これまでと同様の営農計画では持続が困難になるものもあろうかと思われまふ。良質米生産地である本町は、その知名度の向上を図りつつ、かつ集落内の営農形態の見直しのための話し合いや収益性の高い作物への取り組み等、さらにはそれらの取り組みを後押しする周辺環境整備の推進を今後も支援してまいりたいと考えております。何よりも農業者においては、自らの創意・工夫と経営努力により、生産・流通・加工・販売各部門でしっかりした長期的経営ビジョンを持つことが肝要であり、強い農業づくりに繋がるものと思われまふ。

一方、農村社会においては、このたびの経営所得安定対策の見直しや農地中間管理機構制度により農家の減少傾向は加速する要因として推測されるところであります。農業環境の維持・整備活動を今後とも継続するためにも、町といたしましては、集落内の話し合いにより、新たに創設される日本型直接支払制度を活用することで、非農家を含めた地域住民による農業の多面的機能を発揮した共同活動を推進するきっかけになるものと期待しているところであります。

次に、情報収集対策に関するご質問であります。町が取り組む事務事業は、その多くが国や県の施策によるものであることから、新たな制度の創設や改廃等の情報については、随時、国や県から提供されているところであります。さらに、町といたしましても、町政全般にわたり情報の収集に努力しているところであります。

また、本町においても、隣接市町等との連携により、国や県との情報交換会、さらに、経

済団体や民間事業者との会議などを開催し、広範な情報収集に努めているところであり、今後も、引き続き、このような取り組みを維持し、積極的な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興策につきましては、本町では商工会活動を通じた経営改善の支援をはじめ、金融対策事業として、融資保証料補給金の負担による企業活動の円滑化を促進しているところです。

また、リーマンショック以降、長引く経済不況を改善すべく、町内の小売店業者の振興を図るため、商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業を継続的に支援してきたところでもあります。

来年度においては、消費税増税にともなう反動が懸念されることから、景気浮揚策として、引き続き同事業を支援し、消費の落ち込みをカバーすることにより商工業の振興を図る考えであります。

加えて、本年度から、町では商工業者への新たな支援策として三川町地域産業活性化支援事業を創設し、新規事業の開拓や事業拡大などのため幅広く活用できるよう支援しているところでもあります。

これら町の支援策と併せ、国・県等の各種支援制度の活用についても検討しながら引き続き商工業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業、商工業の連携した振興策について申し上げます。

本年度、町では緊急雇用対策事業の財源を活用した企業支援型地域雇用創造事業に取り組んでおります。これはいわゆる6次産業化法の規定により認定を受けた町内の農業生産法人が計画した事業を支援することにより、新たな雇用と農産物を使用した新商品の開発と販路拡大に繋げていくものであります。

本町では従来からがんばる農家支援事業において、農家が主体となった6次産業化のための支援や産直等の販路拡大、さらには農業体験の受入れ事業により、都市交流と実需者連携の両面から支援を行っているところであり、さらに来年度から地域産業活性化支援事業にも取り組みながら、商工業者が主体となった連携事業についても支援できる体制を整えたところでもあります。

これらの事業の推進については、窓口を産業連携推進室に一本化しており、情報の共有はもとより、農業者と商工業者との連携を常に意識しながら、産業の振興を図ってまいる考えであります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） はじめに、関連がありますので、いろいろの質問で順序には従わないと思いますが、ご了承願いたいと思います。

はじめに、来年度の事業で、先程の答弁でもあった緊急性ということで耐震等に優先するというものでありましたが、学校施設の整備改修、26年度当然予定されておりますが、今後、年次的にはどのくらい学校設備等改修にはかかると予測しているのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） お答えいたします。学校等の改修に関しましては、公共施設等の整備計画にも載っておりまして、議員もご承知のこととは存じますが、25年度で横山小の改修を始めまして、来年度は校舎棟を改修するというような計画を立てております。その後、押切小学校ということも、これも今回の第3次の計画の中で、少し年次があれですが、その中で押切小学校の改修も考えております。さらに幼稚園、学校ではないのですが、保育園・幼稚園に関しても、その年度で改修をしたいと計画しております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 来年度、改修等、整備で1,100万円ほどやっております、27年度になりますと350万円と減っていきます。そうした中で、緊急性なければ、普通、年間、学校設備改修にはどのくらいかかると基本的に考えているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 質問がちょっとあれでしたが、理解がうまくできなかったみたいなのですが、改修工事を来年度やるということで、それはあくまでも改修の部分でありまして、普通、改修でなくても学校に関しましてはいろいろと修繕等が発生しております。その修繕等も場面・場面で金額が一定ではございませんが、多くても今みたいな何千万円単位というようなことではありませんので、今回、私どもで26年度の方にはある程度の金額を計上したいと思っておりますので、それで改修費用は膨らむと。ですから、改修費用と修繕等とは別物というふうに理解しております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今まで災害、緊急用、太陽光発電、蓄電池、ソーラー発電の街灯等の設置ということで行ってきたわけですが、来年度へ繰り越すもの、例えばソーラー発電の街灯とか、取り残した部分、将来的にソーラー発電の街灯の設置を増やしていく考えがあるのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 太陽光発電のソーラーパネルの件に限りましては、教育委員会の方では横山・押切小学校を今回工事しておりまして、早晩できる予定になっています。これは年次的に考えておりまして、来年度につきましては東郷、それから三川中、その後にはみかわ保育園・幼稚園の方に繋げていきたいという計画をしております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 太陽光発電の方、分かりましたが、発電による道路等、あとは外の街灯を計画していたのではないかと私は思っていますが、そういう計画はなく、来年度そういう計画は持たないという予定でしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） お答えいたします。防犯灯における電気の関係でございますが、それにつきましては、町といたしましてLED化を推進することとしておりますが、太陽光の計画は持っておりません。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 前、私、定例会でも申しましたが、災害があった場合、夜の暗いのが一番怖いということでした。例えば被災地を訪れた東京の都民でさえ、電気不足のときとか、やはりそういう場合、ソーラー発電で蓄電して街路灯を灯せば、災害があった場合も明かりが可能なわけであります。その計画、前、私、指摘した経緯あるのですが、何ら発展がないようですので、その辺の計画は来年度中、計画はあるのか、ないのか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 再生可能エネルギーの関係でご説明をさせていただきますが、先程、教育次長の方から説明ありましたとおり、今年度、横山小学校、押切小学校、それからその後、中学校、幼・保、東郷小学校、それぞれ来年度と再来年度、各街路灯3基ずつ設置する予定で事業費を総合計画上の実施計画でも計画してございます。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、事業展開の部分と第3次総合計画の重点政策ということを見ますと、関連性が少し薄いのではないかと思います、もう少し要旨に沿った質問をしていただくようお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私、質問にあるとおり、第3次総合計画の事業計画、その中には実施計画というもので3年ローリングで予算化しております。その中身を、私、質問しているのです。それをご理解願いたいと思います。

来年度、いっぱいあるわけですが、特に来年度から消防の三川分署建設に着手するわけですが、女性消防士の対策はとってあるのか、消防学校は既に女性消防士用の設備を完備しております。これからの計画で、もう2年間、多額の投資をして建設するわけであります。その際、今、男女雇用均等法等ありますので、女性消防士用の設備を整えた分署建設になるのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町におきましては、三川分署の改築ということで、その事業に現在取り組んでおりまして、今年度におきましては概略設計ということで、一般的には基本設計的な設計に取り組んだところでございます。

これを受けまして、新年度は実施設計を行うこととしておりまして、その中で女性消防団員の配置も想定した施設にするべく、いろいろな角度から実施設計の中で考えてまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、農業政策の方ですが、先程、同僚議員も質問なさっていましたが、その中でいろいろ事業を理解を一緒にしていたものがありました。そこで改めて伺いますが、例えば、飼料米は今年度までは面積10a 8万円でしたが、来年度からは収量であります。普通、この地域の平均収量を上げれば8万円、そして収量を多く上げれば上限が10万5,000円、下限が5万5,000円であります。その制度、変わっておりますので理解するべきだと思います。

そこで問題になってくるのが多収の品種の確保です。例えば、今年まではOKだったわけですが、「はえぬき」という品種を作付けした場合、例えば、この地域が平均 600 kgだとすれば、600 kgを上げて8万円ということになります。

ところが、転作跡地等に飼料米として作付けする場合、今まで転作した土地、土は転作によって団粒構造が変わっております。この地域の平均反収を上げるというのも大変であります。その場合、減った場合は補助金を少なくもらえばよいと思われがちですが、普通の主食用の品種ではそれに該当しない。飼料米としての品種を植えていれば収量が少なく、自分が7万円、6万円ももらうことができる。逆に多収性のもの、700 kg、720 kg採れるものであれば上限の10万5,000円がいただけるという政策です。10万5,000円が先走りしたり、例えばこの制度を理解していないという面もあります。このためにも多収性を勧めた場合、収量の上がる品種の確保はできているのか生産者は不安であります。その辺はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいま志田議員の心配している飼料用米の件でございますが、私の方も飼料用米については地域の平均反収がベースで、その前後によって収量で、先程の最大で10万5,000円とか、5万5,000円とか、そのような認識で状況は把握しているつもりでございます。

その多収品種の種の確保というお話かと思いますが、この件につきましては、飼料用米そのものの性格が、誰でも植えていいとか、そういうものではなく、やはり出口がありまして、それを必要とする畜産農家等がないと、そこの契約が必要となるわけですが、そういったことで、私はあまり進まないのではないかと、数年経てば分かりませんが、そういった意味で、種子の確保については集荷業者である、例えば農協、そういったところでの状況を今現在調査中であります。その確保できているかという部分については、マスコミ等でも報道されていますが、そう多くはないだろうと、そんな話も聞こえておりますし、一番は先程の三川にとって新たに転作されていた土地に飼料用米、あるいは生産目標数量が来年度は減るかと思っております。そういった角度で飼料用米への作付けの増加というシナリオにはなるかと思っておりますが、現実的には必要とする需要者があっての飼料用米ということで捉えているところであります。

ただ、いつまでその種子が確保される見込みが分かるのは、今時点では分からないところでして、ある程度、農協の方でもその状況について把握中だという情報しか、私の方では捉えておりませんので、質問に対して正確な答弁ができないところです。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、飼料用米に出口があり、あまり作付け者が増えないのではないかと。やはり三川に適した米ということではありますが、ここで話題になっておりませんが、加工米を複数年、3年間の取り組みでは10a 1万2,000円が入るということがあまり報道されておりませんが、そういうことがあることも確認して、2月上旬の座談会等には知らせるべきだと思います。

そこでもう一つ、仮称であります。農地維持支払、これが農地の水路の農道等の補修活

動等で管理のための共同活動で、田んぼの場合10a 3,000円、畑で2,000円、普通の草だけのところは250円というものがあります。もう一つの仮称、資源向上支払、これは今までの農地・水ですが、農地維持支払が例えば三川町内の集落であればほとんどのところに生産組合があります。この生産組合で行う共同の水路の清掃等に田んぼの場合10a 3,000円、生産組合の活動に下りるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 農地維持支払、これは仮称の名称でございますが、現時点で分かっている情報からみれば、農業者等で構成される組織が農地を農地として維持していくために農地とか、水路とか、農道等の基本的な保守活動に取り組む場合は、共同作業の場合ですが、それについては交付するというような内容で情報を得ております。

ただ、やり方にもあると思うのです。というのは、これは一つの交付金制度ですので、何らかのそういった事務的なことは必要でしょうし、集落内での合意形成というものも、参加している農業者集団とはどういう組織なのかとか、補助事業を得るために最低限必要な手続きは何らかのものはあろうかと思いますが、この場合、本町の場合はどこの生産組合であってもこれに取り組めると私は思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そういう場合、とかく交付金ですので、後で会計監査が入るとか、今までそういう経験あるわけですが、こういう場合、例えば生産組合に下りて、それを個々の農家に面積割で支払った場合、会計監査の対象になるのか。あくまでも、この組織でプールしていかなければならないのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） この事業そのものは共同活動をした組織への交付ですから、個人の個々への交付金相当額といいますか、その支払いはあり得ないことです。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） その時点でよく問題になるのが、こういう組織がプールしたお金の国の交付金に税金がかかるということが今までもあります。それが心配されますので、そういうことも調べていろいろ協議会等で話し合っ、やはり組織だけにプール、お金がどんどん増えていっても、逆に会計監査等で指摘を受けるという状況になりかねませんので、その辺の活用をうまく活かす方法も研究して、行政展開すべきではないかと思っております。

そして、先程から12月20日に担当者会議があると答弁しておりますが、担当者会議において質問を受けるだけなのか、あるいは質問ができるのか、その状況、この間、課長もニュースの中でちらっと出ていましたが、ああいう席で質問できるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 担当者の会議ですので、当然、事業の不明な部分については担当者の質問というのは当然あり得ることであり、ただそれによって変わるというものは分かりませんが、ただ、説明があるということは、何らかの具体的な事務レベル部分でも国

の方で示されているということが前提での担当者会議と私は理解しております。

そういったことで、内容等を見てみないと、どの程度の内容なのか分かりませんが、先程の同僚議員の質問の中にも事務的な部分での町の対応はできないかというような質問もありましたし、それらも説明によってどの程度の事務ボリュームがあるのか、そういったところも見極めていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私、なぜこういうことを聞いたかということ、今日の質問にもありますが、国・県の情報をいかに早く政策に取り入れるかということでもあります。三川町は山形県でただ一つ山のないところ、平坦部、先程、町長が言ったとおり7割が米の作付けをしているところでもあります。とかく、国の政策、県の政策は全体にあてはまる政策を打ち出します。今までやった農地・水環境保全事業でもそうでした。西日本とも同じ政策でやってきて、この適地に合うかということでもあります。だからそういう情報をいち早く取り入れて、説明会の場で、三川の場合、こういう場合はこういう対応はできるのかとか、そういう質問もすれば、農業者としてはいち早い対応を歓迎しているわけですので、可能になるわけですので、そこで町長に伺いますが、やはり政治姿勢として、こういう情報を早く取り入れる方策としての政治姿勢はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程から答弁いたしておりますように、本町といたしましては国・県からの情報というのは確実に情報収集を行い、そしてその情報によって町としてどのような対応が必要かというようなことで、各部署での検討、あるいは課長会議等での議論を経て議会、あるいは町内会長等に、また、生産者団体等への説明は十分やってきていると思うところでもあります。

ただ、今回のような農政の大改革というような部分からすると、これからどのような方針は決まったけれども、具体的な事業によって、それぞれの市町村がおかれている状況からすれば、志田議員いわれるとおり、本町と例えば中山間地を抱えている自治体にとってはその対応が違う部分も当然出てこようかと思えます。

そういった面においては、実際の情報というのは正しいものを的確な時期、あるいはその手法で伝えるということが最も重要ではないかと思うところでもありますし、情報不足といったところが、例えば今の質問にもあるように、なかなか対応についてはその状況等においていろいろな変化があるのではないかと、様々なことが予測される状況においてはそれをしっかりとその情報を伝えるという手段を講ずるプロセスというものが当然必要だと思うところでもあります。

そういった面で、志田議員からも、もし情報不足というようなご指摘があるようであれば、その情報については確実に、迅速に、それは町としても対応させていただきますので、そういった部分については是非、議会と当局がいろんな面の共有というものを図るべきと思っておりますので、そういった部分についてはご助言をいただければと思うところでもあります。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今回の施策では政府の中でも産業競争力会議の案、農林水産省の案出ておりますが、やはり産業競争力会議の方がもっと現実より厳しい提言をしておるわけがあります。それも踏まえて、農林省が緩和措置をとっているわけであります。

ただ流れとしての大規模化とか、そういうことで、農業者の数が当然減っていくと、同じ面積で大規模になれば農業者が減るということは当然のことではありますが、三川の今まであった集落等では農業を中心にして動いてきたと思います。地域の伝統文化、神社等も豊作祈願とか、祭り等も、そういうもので成り立って、その地域の住民の拠りどころの神社とか、そういうものになってきたわけですから、このように農業者が減れば、農業に対する理解者が減って行って、農村社会の逆に絆が希薄化してくるのではないかと心配されます。それらの対策の考えはどうなのでしょう。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 大変、私は難しい質問だと思っています。確かに、農村であつても、農村集落であつても、以前のように農家というのは何軒あるのでしょうか。そういった現時点を捉えた場合、それは集落の様々な伝統とか、やってきた行事等いろいろあろうかと思ひます。いろんな活動もあろうかと思ひます。それについては行政がどうこうということではなく、集落も一つの自治体と私は考えています。

そういった意味で、職業問わず、集落の中で維持すべきもの、変えていくもの、そういった話し合いというものが非常に大事ではないかと思ひます。そこで、たまたまというわけではありませんが、今の農政の新しい制度の見直しが出ておりますが、この中で農業関係に特化した内容とはなっておりますが、農家のみならず、そこに住んでいる住民が一緒になって農地を守ろうと、そういった農業の環境を守ろうという活動に対する一つの支援といひますか、そういった制度の内容になっております。

そういった意味で、私はせつかくある事業出ておりますので、是非、農業だけではなく、いろんな意味で集落の中でのこういったコミュニケーションづくりというものはこれからやっていかなければならないのではないかと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続きまして、地域の振興策であります。先程、同僚議員の質問でも、先程の答弁でも、来年度もプレミアム付き商品券、消費税絡みでやるということでありました。本来ならば、来年度はプレミアム付き商品券の支援はなかったはずであります。その中で、商工会の皆さんと話し合っているいろいろな支援策を話し合われたと思ひます。

その中で、プレミアム付き商品券の要望だけでなく、商工業者からの要望、例えば仕事上、大工さんでも、建設業でも、やる上でこういう規制があつてなかなか難しい、商売上というようなことはなかったのか。そういうことがあれば、特区申請とか、そういうもので行政の支援、私はそういうもので支援していくのが行政だと思ひておりますが、すぐお金さえ出すだけのもの、前も言ひましたが、プレミアム付き商品券は起爆剤と思ひておりますが、それが何年も同じ形での継続というものは、私は前も言ひましたが疑問視しておりますので、そういう商工業者自らの要望・提言はなかったのか伺ひます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 先程の同僚議員の質問に対するその中で、私がプレミアム付き商品券の関係での反省検討会のときのことをお話したわけではありますが、この中で、私はすごく良かったなと思うのは、商工業者の方から、せっかくこういったプレミアム付き商品券の事業があるのだから、自分たちももっとそれにさらに考えられるプレミアムを付けて、もっとお客さんが楽しんで三川で買い物できるように考えるべきではないかという話もありました。

また、ある方からも似たような話ですが、自分は土木業関係なので、直接的なものはないかもしれないけれども、こういった事業を商工会でみんなで考えながら知恵を絞ってやっていくのであれば、是非、自分もそれに参加すべきだと、みんなで盛り上げていきたいというような話がございました。

そういったことで、先程のプレミアム付き商品券の話についても、せっかくやる事業主体が商工会ですので、自分たちがいろんなアイデアを出し合って、この事業を一つの起爆剤としてさらに活性化に向けたものに使っていくべきではないかというような話もさせていただいたということを申し上げたわけです。

たまたまその席上ではプレミアム付き商品券の話だったので、個々の各種職種からみたらいろんな、先程、志田議員がおっしゃったようないろんな規制があるとか、活動しにくいとか、そういったものは個別にはなかったところですが、こういった会員の皆さんといろいろな会議等をやる中で、いろいろこちらでも把握しながらできるものはやっぺいこうという考えは持っているところです。

ただ、議員もご存知かと思いますが、地域活性化支援事業ということで地域産業活性化支援事業、今年度それを立ち上げ、その事業についての取り組みを商工会の方からも積極的に取り組んでほしいということをお願いしていたところです。まだ件数的には数件なのですが、そういった事業を活用することで、自分たちがやろうとする事業の何らかの阻害となっている要因をこれで払拭できる、解決までいかないかもしれませんが、一つの打破するきっかけになるのではないかと。さらに、そういったことがまたさらに要望としてそれも同種業者のいろんな考えを集約した町への要望という形になろうかと思いますが、そういったものは真摯に受け止めながら一緒に考えて、そういった活性化に向けた考えをとっていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今の商工業者の何十年前とは変わって大変な状況にあるということも私も理解しております。我々議員も年1回、商工業者との役員との話し合い、10年くらい前は「いろんな支援を受けている農業者はどういう努力をしているのですか。」と、逆に質問を受けてきました。私も農業をやりながら議員やっておりましたので。その中で、我々は毎年、消費者を田植え体験、稲刈り体験等に招いて理解を得て、その中で結果的に1俵60kgあたり普通の米より1,000円高く買ってもらっているとか、そういう努力をしていますと答えてきた経緯があります。

逆に商工業者も自ら努力して、今回、プレミアム付き商品券やるとするならば、該当する商店、事業者をもっと増やすような努力をするべきと思ひまして、話し合いがあればそういう点も議題に乗せるべきではないかと思ひております。

次に、地域振興策の中でのあれですが、私、公務員制度はよく勉強しておりませんで、こういうこと、これはあくまでもこの地域の振興のために、商工業発展のためという考えで述べますが、この間出ましたとおり、手当、ボーナスありますが、その職員ボーナスの中のをめて3%くらいを地元、そういうものの商品券で配付することはできないのかということ提言したいと思ひますが、公務員法の絡みもいろいろあるかと思ひますが、可能性、できるのか、やるつもりあるのか伺いたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 地方公務員の期末勤勉手当の支給に関するご質問でございますが、期末勤勉手当そのものについては現金支給が原則になっておりますので、そういった形での支給はできないものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 出産祝い金とは性格が違うということをお分かりはしておりましたが、やはり町で支給するならば、このような形もあるのではないかと思ひて提言させていただきました。

それで、こういうものは条例で決まっています、各自治体が条例改正で可能になるのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問の手当の支給に関しましては、法律で規定されていることということから、町独自の判断ではできないものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そこで、ならばというわけではありますが、やはり地域発展のために一体となった発展のために、地域振興券の発行、生産者、あるいは集荷業者、町が出し合うというような形になりますが、例えば一般消費者が農作業を手伝えば、それに手当てとしてではなく、本当にボランティア的な手伝い、あるいは農業を理解するという意味の手伝いで、やってくれたら三川で使える振興券を発行すると。それをいただいた消費者は三川で買い物をすると。その財源はどうするかということではありますが、生産者、集荷業者、例えば農協等、町等で負担しながらその分野にお金をつぎ込んで消費の拡大、地域の活性化に結びつけるという方法もあるのではないかと思ひますがどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 以前にも地域振興券というものはあったわけですが、志田議員が今提案されているのはまた別として、まずは手伝いといいますか、労働を受けた農家が支払う町内で使う地域振興券の財源といいますか、手立てというのは農家と町と一緒にやってということ、例えば1,000円の券を作るときに、それに両方で500円ずつ出すというような話なのかなと受け止めましたが、実際、似たようなことも全国では例があるのかも

しれません。しかし、この件については、非常に今ここで即答できるような話でもありませんし、こういった農家への支援、消費からみれば商工業者への支援というふうに戻っていくのかもしれませんが、その辺、もう少し計画にも具体的なものがあれば、また検討というものもあるのかもしれませんが、現時点で私もそういったことをまだ考えてはおりませんし、町の財源も当然必要となる話ですし、そういった意味で、地元商工会の方もどういう考えがあるのか、一つの話として出せるものが形として整備された事業でないと、話の方向性も定まらないものになるのではないかと思います。この件については貴重なご意見として承らせていただきます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 一歩踏み込んで具体的となりますと、やはり先程言ったとおり基幹産業の大方を占める米であります。米の現物提供、それを集荷業者、そしてその米、学校給食で町はお米を買っているわけでありますので、提供を受けたお米にお金を出して、それを財源にするというような方法もあろうかと思いますが、そういうことを議会と町は、よく両輪といいます、その辺をお互い勉強して地域振興のために頑張りたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議 長（成田光雄議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第4号「過労死防止基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 報告書に従い報告いたします。

平成25年12月12日

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 梅 津 博 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
4	平成25年 12月10日	過労死防止基本法の制定を求める 意見書提出に関する請願	採択	請願の趣旨に 沿うことが妥 当である	

以上、決定いたしました。

なお、審査の経過について若干申し上げます。

請願者並びに紹介議員の出席を求め審査いたしました。最初に請願者から請願に至るまでの経過、過労死の現状を含め請願趣旨を説明していただき、説明に対する質疑応答を行いました。

審査においては、法整備を行うべきとの意見が多く出され、採決の結果、全会一致で願意妥当とし、採択の結論に至りました。議員諸兄のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決を行います。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり決定されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第3、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第5号「平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願」の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） ただいま上程されております請願第5号の審査の結果を報告いたします。

平成25年12月12日

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

三川町議会総務文教常任委員会

委員長 成 田 元 一 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
5	平成25年 12月10日	平成26年4月からの消費税増税 延期を求める意見書提出に関する 請願	不採択	請願の趣旨に 沿うことが困 難である	

このことにつきまして、審査の結果について若干申し上げます。

請願の説明者といたしまして、消費税廃止田川地区各界連絡会会長 菅原健一氏と連絡会事務局担当の鈴木 勇氏の両氏から請願趣旨の説明を伺いました。

政府は10月に国会での閣議決定を踏まえ、26年4月に増税実施の環境が整ったと判断し、消費税率8%への引き上げを決定いたしました。国も地方自治体も26年度の予算に取り掛かっている時期でもあり、予算編成の遅滞を招くことは避けるべきです。時期的に実行性についても疑問があります。

また、少子高齢化が進む中、社会保障の一体改革を含め、消費税増税への影響を避けるために政府も経済対策を具体的に表明しております。平成27年10月に予定されている消費税率の10%への引き上げは経済状況を勘案して、判断時期を含めて適切に決断すると保留しており、景気弾力条項を活かして再度提案するべきとの意見もあり、この請願については不採択と見たものです。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議 長（成田光雄議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、はじめに原案に賛成者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 総務文教常任委員会において、原案不採択でありますので、以下の理由で原案賛成の立場からの討論を申し上げます。

師走を迎えた今、町民の暮らしは10月からの年金は引き下げられ、ガソリン・灯油などをはじめ、年末を控え、食品価格がじわじわと値上がりしています。中小零細企業の経営も厳しく、この上、消費税増税は耐えられません。

昨日の請願審査の中で願意は理解できると話し合われたことは地方議会としての当然の意見であります。したがって、町村議会には有権者である町民の代弁者として政府機関にその意思を伝えることが第一義的責務です。予算編成や消費税実施実務は政府の責任であり、それを理由とした不採択は理解できないものです。よって、原案のとおり請願者の意見を尊重した対応を求め討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番 阿部 善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） それでは、反対の立場から討論いたします。

日本政府は10月1日、閣議決定によりまして、消費税率を平成26年4月1日より、現在の5%から8%への引き上げとしました。国の借金が1,000兆円を超すと報道される中、来年以降の国債発行額を抑制するため消費税上げを決めました。人口減少、少子高齢化社会が急速に進展する中で、後年度につけを回すことは若い人たち、次世代の人々に大きな負担を強いることとなります。日本経済は今、世界経済の中で日々動いており、競争力の強化が求められています。

1年前に誕生した安倍首相の安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスに対する期待感もあり、それまで低迷していた株価は上昇し、ドルに対しては円安に転じるなど、景気面では一筋の光明が見られます。

一例をとれば、住宅産業や自動車産業は好調に推移しており、関連業種も含めた部分での地域雇用の拡大にも繋がっております。増税分については今後年々増加するであろうと思われる社会保障費、介護、医療、年金等の需要が高まりつつあります。

増税時におきましては、軽減税率の適用や生活弱者救済策として一時金の支給等も検討されています。この秋には国民の代表である有識者による今後の経済動向も含めた公聴会も開催、審議されております。

消費税は国税ながら、地方、本町にも一部還元され交付を受け、地方財政の貴重な財源、収入源ともなっています。今、求められているさらなる雇用の拡大と、社会保障費等の充実に向けて必要、重要であると思います。

以上、討論といたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから請願第5号「平成26年4月からの消費税増税延期を求める意見書提出に関する請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 2 名 不起立 7 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第5号は否決されました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午後 4時43分）

平成25年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成25年12月13日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
成田弘教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉 議会事務局長 高橋朋子 書記 齋藤 哲 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月13日（金） 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議第 60号 | 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 61号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 62号 | 三川町子ども・子育て会議条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第 63号 | 三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議第 64号 | 三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 65号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 66号 | 三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議第 67号 | 三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場 建設工事（電気設備）請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議第 68号 | 三川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議第 69号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第11 | 発議第 6号 | 特定秘密保護法に反対する意見書提出について |
| 日程第12 | 意見書第5号 | 過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出について |

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、議第60号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第60号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

いろり火の里施設につきましては、平成12年のグランドオープン以来、町内外の大勢の皆さまからご利用いただき、町民福祉の向上や産業振興及び文化交流など、本町の交流人口の拡大に大きな役割を担っているところであります。

今般、国が消費税率を来年4月から改定することを受け、これまでの燃料費の高騰や現下の経営環境に鑑み、弾力的な運営ができるよう、このたび利用料等の所要の改定を行い、質の高い新たなサービスの展開を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、燃料費の高騰や補修などの経費増加に係る上昇を5%程度とし、その範囲内で類似施設との競争力を高めるため基本利用料はすべてを以下表示とするとともに、今後に予定されております消費税率の改定を考慮し、入浴及び休憩の大広間利用以外は、消費税を別途加算する方式に改めたところであります。また、料金改定にあたっては、施設予約状況や近隣類似施設の利用料金などを考慮し、指定管理者である「株式会社みかわ振興公社」に選択を委ねることとしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 2・3点お願いしたいと思います。1点目は消費税の内税・外税の関係でございます。説明の中で入浴の基本料金利用料、それから休憩の際の大広間に関しては内税、それ以外は外税という区分をしたということでございますが、利用者からみれば、統一した方がいいのかなと私は思ったわけで、区分した理由を伺いたと思います。その方が利用しやすいという判断だったのか伺いたと思います。

それから、このような料金改定の中で運営する側、振興公社の側が運営するわけでございますが、こういった必要な経費分を上乗せした形での値上げによってメリット・デメリット、それぞれ生じると思います。運営の方にどのように影響するのか、その辺をどう判断しているのか伺いたと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。今回の改正で入浴、さらには大広間の休憩以外について外税としたところでございますが、この区分した内容につきましては、入浴施設は他の以前第3セクターといわれます類似施設が近郊に数ヶ所あるわけでございます。鶴岡市を中心としまして、今現在、本町と同じ400円ですべて内税で徴収するというようなことで統一なっているようでございます。したがって、基本的には入浴施設については、他の類似施設に合わせた形で展開していきたいということですが、以下表示でございますので、運営で町長と協議することとなっておりますが、それ以下の料金でも販売できると。特に、イベント等で開湯祭等で定期券を数枚いくらというようなことで、それ以下の価格でも販売している状況にあります。そうした部分では、具体的には内税でより利用する方々が分かりやすい利用表示にする。また、当然、他の施設を利用しながら本町の施設も利用する方々が多くなってございますので、これを外税方式に改めると、非常に利用しづらいというような部分がございます。

一方、大部分が外税になったところでありまして、文化施設については従来から外税というようなことで取り扱ってきたわけですが、入浴施設、宿泊施設については、今までは内税で行ってきたところでございます。これについては今後、消費税が上がった場合についてもそのまま条例として変えなくても、税金のアップによって利用料を変えるということができるだけ省きたいということで、今回、すべてを外税にするというようなことで考えたところでございます。

したがって、例えば入浴料に外税としますと、先程言いました他の市町村との均衡、さらには分かりづらい、また、料金に円単位の料金が付くということで、利用者に不便をかけるという部分もございまして、内税と外税に区分をしたというようなことでございます。

それから経費、上乘せのメリット・デメリットというお話でございました。これにつきましては通常、今までの運営の中で21年度から比較しまして、重油関係で約160%のアップになってございます。金額にしまして約560万円ほどの経費負担増というようなことで、今まで推移してきておりました。

一方、電気料につきましては、このたびの電気料金改定で、東北電力からは200万円程度というような通知をいただいているところですが、既に10月の電気料の支払いを済ませておりまして、それによりますと、20万円から25万円程度のアップになる。全体では約900万円程度のアップに近い金額が電気・重油関係だけでも見込まれている状況にあるわけでございます。今回、5%をアップしたことによりまして、24年の経費的には24年の経営収支からみまして約5%で900万円ほどの収入増が見込めるというような状況であります。

しかしながら、当然、デメリットとしまして、こういった料金のアップにつきましては、利用者の敏感な反応が見られるようであります。特に宿泊施設ですと、近郊のビジネスホテル等の料金設定もありますので、そうした部分を勘案しながらも、以下表示でそれ以内のできる対応、もしくはそのイベント等でそれ以下にしまして、販売しているという現状もありますので、そういった部分で経営戦略を立てやすい環境にするため、すべてを以下表示にし

たということで、今回ご提案を申し上げたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） デメリットの部分、想定しながらの改定の予定でございますので、それは理解いたします。また、以下表示ということで、弾力的な経営ができるということで、その点についても理解できると思います。

ただ、内税・外税の関係なのですが、今はほとんどのものが、物品、あるいはサービスそのものが内税でやられているということですが、今度、消費税の増税、あるいは2段階目の部分も含めて、外税方式が一般的になりそうだというふうな情報でございますので、例えばスーパーから何から、物品、それからサービス、すべて外税方式になっていくのではないかと私は思うわけです。

今の答弁の中で、近隣の同様の施設が内税方式でいくよさだということで合わせるということですが、周りが全部外税方式になるとすれば、これもやはり金額の表示の仕方、いろいろな表示の仕方はあると思いますが、本体の料金、それからカッコ書きして税金分、それで全体で430円というふうな表示の仕方、当然あると思うので、表示の仕方の工夫で内税でなく外税という理解での統一というものが、私は好ましいのかなと思いますので、その辺もう少し考えるべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 法律では内税・外税の部分についての規定はないものでございます。ただ、当初、消費税が発足した際に内税であるか、外税であるか、消費者にとっては分かりづらいということで、金額表示については税込みの表示をなささいというような形になったところでございまして、通常の商店では表示価格が税を入れた表示の額だということでもあります。

今回、入浴施設について、内税にしたところでございますが、先程も申し上げましたとおり、通常利用の場合で、回数券・定期券以外の購入で7割の方が毎日利用していただいている状況にあるわけございまして、そうした方々に表示についても内税・外税という部分よりも表示の仕方外税方式で430円というような表示の仕方はいかがだろうかという部分がありますが、それ以外に入湯税も入浴料には含んでございます。そうしたいろいろな内容のものがございまして、表示の方法については他の入浴施設等の状況もみながら、検討はさせていただき予定ではおりますが、今回は使用料の条例については、内税方式での込みの表示をさせていただきというようなことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 入浴料の件でお伺いしますが、入浴者数は前年よりは増えているという話は聞いています。その割には今答弁あったように、経費でなかなか収益には繋がっていないという状況も聞いておりますが、この条例が通って、4月1日から430円という形にするのかどうかを一つ確かめたいと思えます。

そうしたとき、ただいま表示の仕方もありましたが、やはり毎日来るお客さまや時々来る人、たまにしか行かないという入浴者がいるわけです。その人たちには分かっていたか必

要があると思いますので、周知期間をどのように考えているのか。今、7割が入浴券を直接買っての入浴だというお話でした。そういう人たちというのはたまに来る客もあるのだろうなど。そういう人たちが来たときに「ここも上がっているのか。」と、来て驚かれるよりは事前に変わりますよというのを早く知らせるべきなのではないかと考えます。ということで、周知期間等をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 条例の施行については、4月1日からということで考えておりますが、値上げの金額、また、時期については指定管理者が町長と協議して決定するというようになっておりますので、具体的にどのようになるかは、今現在、希望的観測ではありますが、それぞれの施設ごとに時期をずらすという方法から、すべて一緒にするという方法まで様々あるかと捉えております。具体的には入浴施設だけではなく、宿泊施設もありますし、宿泊が6ヶ月前から予約を今現在承ってございますので、そうした意味では、予約時点での料金変更をお知らせしていかなければ利用者にとっては不便を被るのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、具体的な値上げの実施については、そういった内容も考え合わせながら、指定管理者が決定し、町長と協議をして町長が決定をするというようなことになろうかと考えております。

それから、周知期間という部分であります。先程の答弁でも申し上げましたとおり、他の鶴岡市等で今現在考えておりますのが、12月上旬の4月1日からという改定を考えているようですが、先程申し上げましたとおり、6ヶ月前の予約という部分もございまして、そういった部分では3ヶ月以上はできれば周知期間をとってまいりたいと考えておりますが、それが6ヶ月になるのか、その辺の対応について十分事前に周知申し上げながら利用していただくような、町としては指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今、12月の半ばに入りまして、振興公社の営業実績もほぼ1年間の決算見通し、おおよそ掴んでいるのかなと推測されますが、もしその報告をいただけたらお願いしたいと思います。

そしてまた、この改正案を見ますと、料金体系によっては非常に文化館の料金が大きく改正されているなという受け止め方をいたしております。宿泊研修施設につきましては、今、説明のようにこの業界の厳しい荒波の中で料金をなかなか上げていくことは非常に至難だということは誰しもが理解されるところでありまして、この利用区分の入浴と宿泊、それから文化館の今後の利用等々、その区分ごとの経営的なシミュレーションをどのように思い描いているか、そのためのお考えがあればお聞きしていきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 12月であり、決算の見込み状況というようなご質問でございましたが、一つには決算の見込みを町サイドで軽々に説明するものは非常にいかなものかというふうに考えております。

ただ、町でも各月の運営状況について収支状況を報告するようにということで規定してございまして、その内容については、既に10月分の収支まで報告をいただいているところでございます。昨年からみまして、若干、先程の質問でもありましたとおり、入浴施設については利用者の増、さらには宿泊施設についても利用者がある程度顕著であるという部分がございます。昨年からみまして、収支の状況はいいようになってございますが、ただ、これが経営となりますと、いろいろな部分がございますので、私の方から答弁は控えさせていただきたいと思っております。

二つ目の料金からみて、文化館の割合が高いのではというご質問でありましたが、基本的には今回の料金設定については宿泊施設を中心にしながら、内税を外税にしたということで、基本的に5%を上げるというような内容の部分で料金を見直したところでございます。

そうした中にありまして、文化館施設につきましても5%のアップで計上したところでございますが、中には屋外施設等では1,000円単位で表示されておりますし、多目的ホールも1,000円単位でなっていると。そういった部分での端数的な部分では若干整理をさせていただいた部分もございますが、基本的には5%のアップで、今回、改定をお願いしたいというものでございます。

三つ目の区別の経営のシミュレーションというような内容のようでもございました。経営戦略につきましては、先程来、説明しておりますとおり、指定管理者が経営方針をそれぞれ策定し、町の方に報告をいただいているところでございます。近年、入浴者数が減少を辿ってきたところでございまして、これを増加させる手立てとしていろいろ経営的に実施しているようでもございますので、具体的な経営シミュレーションについては指定管理者であるみかわ振興公社の方で策定し、町の方に報告をいただくというような形になってございますので、来年度以降の経営戦略、今後の経営戦略につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ご承知のとおり、指定管理者制度で運営されているわけでありまして、今、課長が申し上げるとおり、経営実態、中身についての報告については軽々と議会の中ではお話できない、その主旨については私も十分理解できます。やはり料金を改正していくベースとなるのは、やはり経営上の中身というのがおそらくベースになっているだろうと思います。できるだけ議場の中で報告される部分については、今、何度となく課長が答弁された中身が精一杯なのかなと私も認識を持ちます。

16期、25年度の振興公社の営業実績については、また26年に入ってからおそらく時期をみてまた報告をいただくということになるかと思っております。指定管理者と町とのリンク、例えば一番トップには副町長が座っているわけでありまして、また、今の企画課長も常務でありますので、非常によく分かりづらい、どこまでが仕切られているのかさっぱり分からない運営形態になっています。私どもなかなか理解できないところがございましたので、軽々と事業実績の方もお聞きしたところでありますが、なかなか中身については今回はいただけないなと私もある一面理解いたしております。

これからこうした公共的な施設の料金においては、篤と住民の利便性は勿論のこと、なんといっても施設の経営を安定的に進めていただかないと、住民の期待に応えることができないわけでありますので、慎重に条例改正に向けて進んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私は、せめて入浴料だけは料金を上げるべきではないと思うのです。なぜかといいますと、今、本当に、年金で暮らすお年寄りの中には、入浴を本当は毎日入りたいのだけれども、それを我慢して週に2回くらい入っていると。本当に少ない年金の中から積み立てて、「田田」の方に入りたいというお年寄りの声がたくさんあります。そうすれば、1週間に2回だった入浴が1回になってしまう。本当に毎日の健康増進のためにも本当に楽しみにしているお年寄りの楽しみを奪うと思うのです。そのところを私は強く思います。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 基本的にいろり火の里の運営につきましては、公社が責任をもってでき得る限り上がった収入の中で運営するというところで、町の方としてはそれを基本として運営委託をお願いしているところでございますが、それ以外にも当然、町の施設でありますので、町民の健康を目的として温泉を作ったということもございまして、したがって、町としてはお年寄りの方に無料券を配付して、その利用をお願いしているところでありますが、残念ながら、すべて使い切っていただけるという状況の中にもございません。

田中議員から質問ありました年金受給者という部分であります。年金受給者も程度によりましていろいろな方々がおられるというふうに思いますが、その中でも弱者に対しましては、町として年間の無料券、回数を区切りまして配付し、それも経営の中でその内容を収支をゼロにでき得る限り行っていくというようなことで、町でもいろいろな場面で振興公社を指導しているところでございます。

また、宿泊以外にもいろり火の里のホール関係ですと、町民利用、1,000円以上については減免するというような今現在条例での規定もなっております。それ以上の部分については、公社の運営の中でそれを出していくというようなことにもなりますし、そういった部分ではでき得る限り、町民の方、また、高齢者の方からも利用していただくというようなことでお願いできればなと思っております。

現在、利用の状況を見ますと、やはり若い方よりも高齢者の利用の方が非常に多くなっております。そうした意味でも、でき得る限り高齢者の方から気持ちよく入浴していただけるような対応を、サービスをこれからもみかわ振興公社の方に指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

- 5 番（田中 晃議員） 今出されている反対の立場から意見を述べさせていただきます。
- やはり、消費税を含めて値上げすることは、町民にとっての負担感が今のすべての様なものの値上がりのもとで、ますます生活が苦しくなると思います。その点について反対の意見を述べたいと思います。
- 議 長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 8 番 梅津 博議員。
- 8 番（梅津 博議員） ただいま上程されております議第60号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の討論をいたしたいと思います。
- 反対者の趣旨は、値上げによる年金受給者を中心とした生活者の困窮という立場で意見を述べておりますが、いろり火の里の中の施設の利用については、これは義務ではございませんので、利用できる方が利用するという事だと思います。この条例の改正に関して、その趣旨は、いろり火の里、振興公社の経営を維持するための料金改定と思います。そういったことからすれば、この条例の改正は妥当なものと思います。以上、討論といたします。
- 議 長（成田光雄議員） 他に討論はありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから議第60号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。
- お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
- （起立 8 名 不起立 1 名）
- 議 長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第60号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（成田光雄議員） 日程第2、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。
- 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。
- 本案につきましては、「大規模災害からの復興に関する法律」が施行されたことなどに伴い、本町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。
- その主な内容といたしましては、大規模災害が発生した場合において、本町に派遣された職員が住所または居所を離れて、本町の区域に滞在することを要した場合に、その職員に対して災害派遣手当を支給するというものであります。また、災害対策基本法に規定されている武力攻撃、新型インフルエンザに関する事項については、これまで読み替えにより対応していたものについて、今回、条文に明記するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 1点だけ確認したいと思います。

この説明文の中段のところにありますが、町に派遣された職員ということでありまして、本町での大規模災害ということで、派遣される職員はどういった方々が想定されるのか、それを伺いたいと思います。自衛隊、あるいは他自治体の職員という理解でいいのか、その点を伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町に派遣される職員の職種等の想定でございますが、今回の大規模災害等からの復興に関する法律において派遣されるその業務の内容につきましては、大規模な災害からの復興に向けた取り組みの推進を図る業務にあたっていただくということから、復興全般にわたりますので、事務方、それから技術、それから自衛隊等も場合によっては入るのではないかと思います。それはその時点で災害の状況によって本町において県を通し、国等に派遣要請を出し、その状況に応じた必要な人材の派遣を要請する、そういった形になります。災害の程度によっては広範な職種を依頼するということもあり得ると考えております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 派遣された場合の手当の支給であります。これは一律なのか、あるいは当職員が各行政体によって給料等違いますので、パーセントで出していくのか、それとも一律の手当となるのか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 支給されます手当の額につきましては、本町において災害派遣手当ということで規則において定めております。

一例を申し上げますと、派遣期間が30日以内の期間で公の施設等を利用した場合は1日3,970円、その他の施設を利用した場合については1日につき6,620円となっております。これは災害対策基本法で定める額と同額としているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 今、それぞれの派遣された費用といいますか、災害対策基本法、この基準については全国一律、国の方に基づいて既に決定されている額だという認識を持ちます。

職員にあってもいろいろな区分された手当がいっぱいあるわけでありまして、これらに派遣手当の支給の方法は、様々な勤勉手当とか、扶養手当とか、そうした手当と同じような支給方法をとられるのか。これは何らか別の方法で支給されるのか、その支給方法を教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 現時点で支給方法までの確認はいたしておりませんが、本町の

給与条例によつての支給になりますので、その条例に従ひまして、まずは一般職の職員の給与の支払いに準じて行われるものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程、確認したのですが、三川の職員の基準で手当を出すのか、それとも派遣先の給料体制で手当を出すのか、それを伺つたわけですが、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の条例改正において、三川町において支払いをするのは災害派遣手当のみでございます。給料等については本町では支払い等は行わないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この間の東日本大震災等でも職員派遣ありましたが、当町の規定で払うということ、給料ではなく手当部分出す場合、本町の職員の給料の基準の手当なのか、派遣された、例えば基準が高い給料の地域あるわけですが、その規定に沿つた手当で出すのかということですか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 先程もお答えいたしました、本町で定めております災害派遣手当につきましては、国の省令で定める額と同額としております。全国におきましても、法律のものと省令に定める額と同一にしている自治体がほとんどかと思つたので、まずは全国一律と考えていいものと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがつて、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第62号「三川町子ども・子育て会議条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第62号「三川町子ども・子育て会議条例の設定」につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、国の子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定めることを義務付けしており、同法第77条第1項においては、その計画の総合的かつ計画的な推進に必要な事務を処理する審議会等を設置するよう要請しているところであります。

このため、本町においては、教育・保育関係者や保護者、支援団体、学識経験者などからなる子ども・子育て会議を置き、教育・保育及び子ども・子育て支援の円滑な実施を行う支援事業計画を策定し、子どもが健やかに成長することができる体制づくりを進めるため、本条例の設定について提案するものであります。

なお、あわせて「三川町特別職の職員の給与に関する条例」を一部改正し、子育て会議委員の報酬について位置づけを明確にしたところであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、この中身に入る前に、議第62号ですが、議事日程として議運の中でも良しとしてこうした議事日程を編成しているわけですし、また、議長の専属の職権によって、このとおり進められているわけでありまして、何ら異を申すわけではございませんので、前もって言うておきたいと思っております。これについてはよろしいというふうに認識しております。

ただ、こうした議案と類似するものが時々議会に提出されてまいります。といいますのは、定例会の初日に既に補正予算を可決しております。その補正予算の中に子ども・子育ての会議条例に係わる予算が出てまいりました。既にこれは議決されているわけでありまして、一般的には施策である条例案の中に予算というものが計上されている場合に、条例案を先に議案として議決する、先議する、そうした方法と、また、予算を先にやっっていく方法と2通りあるわけでありまして、本町の場合は後者の方をずっと慣例的に進めてきた経過がございます。

この先議のあり方については、本町の議会運営委員会に対する県内、また、県外の市町村がよく研修に訪れますが、半分以上はこの件について、当町の場合はどのように処理されていきますかということをお聞きしますと、条例案を先にやるという方が過半数を超えていました。そうしたことは決して法律違反というふうに私は思いませんが、予算を伴う条例案を町が提出するという場合について、当局の方では、議決の進め方、これについてせっかくこうした議案が出ましたので、この機会ですので、どういうご見識を持っているのか若干説明をいただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 予算と条例の審議の順序というご質問でございますが、本町におきましては、以前からもご答弁申し上げているとおり、予算先議という考え方で議会に上程させていただいているところでございます。これにつきましては、今現在もそういう考え方で行っているところでございますが、条例審議が後で、例えば否決された場合は予算は凍結、執行できないということになりますので、条例が後だから審議がきちんとできない、そういうことはないものと考えております。どちらにいたしましても、審議そのものは担保されているものと考えております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 今、総務課長、そのようにご答弁されましたし、また、それも非常に理解のできるところでございますし、地方自治法の第222条の中でもきちんと議会に予算を提出した段階で、どちらを先に先議するかということを決めてもいいと謳われてございますので、何ら法に違反するものではないと思います。

ただ、一応、補正予算で議決してしまうと、中身にも入ってもなかなか深い議論は難しいのかなというふうに私は端的にそんな理解をしております。これは、どちらを選ぶかは会議規則第20条に謳われておりますので、どちらでもよろしいのですが、今、当局のこの件についてのご見解を最初に伺っておきました。

そこで、この会議の設置と計画策定について、先般の全員協議会の中でも説明を詳しくいただきましたが、今まで本町の場合は、次世代育成支援対策行動計画、非常にこうした計画を相当なエネルギーを費やして、10年間の時限立法ですので、あと終わってしまうので、この会議に移行するのだと思いますが、非常にこの内容が各機関、いろんな角度から非常に濃密な計画と私は受け取っています。これ以上のものはなかなか策定できないのかなというふうに思います。

しかし、国が今、子ども・子育て支援法改正とか、そうした法律によりまして各市町村がこの事務をやらなければならなくなりましたが、今度、こうしたものに向かう場合に、計画策定に向かう場合に、こうした計画策定よりは、保育、それから子育て、そこを中心的にそれに特化した計画に移行していくように受け止めます。

そうしますと、これを作った場合の策定委員会になりますか、協議会になりますか、おそらくこれを募る場合に、非常に子どもの子育てと保育に係わることが中心になっていくとすると、今まで策定に係わってきた関係団体、非常にそこは外れてしまうのかなと私は認識を持ちますし、また、役場の中にそうした推進本部を設置する、課長すべてが参加するのだらうと思いますが、それがゆえに、事務局体制は私はおそらく小さくなるのかなと思います。なぜ、そこにすべての課長が推進本部に加わるのか理解できません。自分の部下が事務局体制等に加わるのであれば、やはり縦の結びつきがあって、いろいろ策定業務にいろいろな意見を申すこともできると思いますが、推進本部のあり方と事務局体制をどう築いていくのか、この連結についてはどのように町は考えているのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 子ども・子育て会議の推進本部体制、また、事務局体制というようなことでのご質問でございました。推進本部につきましては全課の課長が本部員となりまして、その推進本部を構成する予定でございますし、また、事務局体制については関係する課の職員で構成すると。今、小林議員から申されたとおりの予定で今現在考えているところでございますが、具体的な部分で全課の課長が必要かというような感じのようにも受け取れたところでありますが、こういった大きな計画、従来から一部の関係課長のみで、例えば原案を作るにしても、全体の関係課以外の課長を含めた庁議にかけながら、その内容について話し合い等を進めてまいったところであります。

今回、前回の次世代育成については、その段階でも関係が薄いであろうと思われる課も当

然推進本部の中に入って、事務局体制としては関係する課という部分での構成で進めてまいったところであります。

関係しない課長もかなり経験豊富でありますし、いろいろな部分での気づいた部分等の意見もいただいているところがございますので、そういった部分では、いかに町民にその内容について周知していくかですとか、そういった部分について全体で、より丁寧な計画策定、また、その推進にあたっていくべきということで推進本部については全課長の本部員からなる設置ということで今現在考えているところがございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 内容については、今までのベースがございますので、しっかりしたものが出来上がると私は期待を申し上げたい。

ただ、これを策定時に事務局体制として少し構成員を絞って、いわゆる限定していくということも私はしっかりしたベースもございますし、私はそれほど職員、なるだけ数多くその体制に加わるということは避けて、少なくとも職員の業務が二重三重、重なっていくようなことだけは是非避けていただきたいと思います。こうした事務局体制の構成員については、もう少し考える必要があるのかなど。今までどおりの形をそのまま履行していくという形ではなく、子育て会議の設置につきましては、ある一種の中心的なものに特化して、あまり多くの職員がここに参画するようなことだけは避けていただいたらどうかと思いますがいかがですか。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。子ども・子育て支援事業計画の内容から見ていきますと、先の一般質問でもご答弁申し上げましたが、記載の必須事項、また、任意記載事項、それぞれございます。

必須事項につきましては、先の次世代育成計画からみますと、だいたいの範囲としては狭まっているということで私どもも捉えておりますし、そうした意味においては、事務局体制についてはある程度絞った形で進めてまいりたいと考えております。

ただ、任意記載事項に係わります部分をどこまで範囲を入れていくかという部分につきましては、これからの協議でございますので、そういった部分で関係する課・係等について、やはり事務局体制に含めて進めていくべきものというふうに考えておりますので、任意の記載事項をどこまで今後入れていくかという部分で判断をしていくものというふうに捉えておりますが、でき得る限り、職員の対応については絞って事務局体制を整えていきたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 昨日も一般質問で子ども・子育てのことについては質問したのですが、子ども・子育ての設置では「委員15人以内で組織し、」ということで主だった人たちのことを書かれています、県内では設置にあたって公募している、隣の庄内町は公募で今募っているということをお聞きしました。三川町でも公募という形で、本当に直に子ども・子育てに係わる、そういう人たちを会議の中に入れていくということが必要ではないかと思

います。

先程、同僚議員からありましたが、次世代で10年の時限立法だということをお聞きしましたが、そのもとでずっと三川町でもそういう流れの中で各役職の人たちが委員になっていると思いますが、それでなく、三川町に移り住んでくる新しい世代の人たちをできるだけ子ども・子育ての設置会議の中に入れていく、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。公募をという内容でございました。組織としては第3条第2項の方に「それぞれ次に掲げる者の内から町長が委嘱する。」ということになってございます。公募するか、しないかという部分については、この中でどのような委員を選んでいくか、委嘱していくかという部分でございまして、意見として参考にさせていただければというふうに思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 意見の参考ということなのですが、昨日も一般質問で一番これからの計画にあたって、学童保育の方も一つの事業として子ども・子育ての方に入っているわけですし、この中でどのように、特に子ども・子育て法案、2015年の4月に実行していくという形になって、その後、5年ごとにまた計画を立てられるという方向はあるのですが、具体的に学童保育について、どのように子ども会議の中で膨らませていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 田中議員のご質問は学童保育についての質問のようでございました。今、上程しておりますのは子ども・子育て会議で、子ども・子育て支援事業をどのように策定していくか、その内容を定める委員ですとか、会議の状況について、ここに設定をしたいというものでございます。したがって、学童保育についてどういうふうに進めるかという条例ではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第62号「三川町子ども・子育て会議条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町子ども・子育て会議条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前10時38分）

○議長（成田光雄議員） 再開します。 （午前11時00分）

梅津企画調整課長から答弁で訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。
梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程の質疑の中で、「燃料費 160%アップ」と申し上げましたが、正しくは「60%アップ」でございますので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第63号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第63号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、電気料金の大幅な改定や消費税率の改正に伴い、三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その内容といたしましては、体育施設等における使用料の適正化を図るべく、受益者負担の原則に照らし、その見直しを行ったものであり、具体的には利用者に配慮した時間単位での使用料の設定及び、照明使用料、冷暖房使用料の適正化を図るとともに、施設間での均衡にも配慮したところであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今出されております条例の制定であります。今までならば、教育施設ということで条例、体育施設になっており、今回は産業経済部門の設置までなっているわけであり。その理由等を伺います。

そして、ものによっては町民の在住者等、あるいは町外等、謳われている施設、あるいは謳われていない施設等もあります。それはどう判断すればよいのか。

そして、アスレナの花等で備考に放送設備を使用すれば1回1,000円とありますが、果たして1,000円を取る価値の放送設備なのか。この間、グラウンドゴルフの大会もありましたが、逆に1,000円が高くて利用していないのか、勝手に悪くて使用していないかは分かりませんが、自分たちで準備してきたスピーカー、アンプ等を持ち込んで使用しているのが現状であります。その点、適した放送設備にするのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の条例の設定につきまして、提案方法につきましてのご質問でございます。お答え申し上げます。

今回は、主に消費税の値上げを原因とすることでの見直しを要する施設が数多くあったところでございます。その施設については、今回お示ししている施設でございますが、そのように条例を改正する理由、原因となるものが同一である場合、また、その後の対応もほぼ同様の対応をとる場合は条例を一本で提案できるというものでございまして、今回、原因を同じくする公共施設の使用料の見直しについて一括で上程させていただいたところでございます。まずは、見直しをする理由が同じ、その後の対応もほぼ同様のものであるという理由でございまして。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） お答えしたいと思います。今、総務課長が言ったように、今回の改正の部分には、放送設備の部分は入っていないわけですが、一応、同じように何も修正をしなかったわけですが、それはあくまでも、電気料、消費税の絡みで改正した部分を今回上程しているわけですが、ただ、今、志田議員がおっしゃったように、実態としては、私もこの1,000円の部分で担当の方に聞き取りをしまして、内容は承知しております。回数も20何回くらい使っているということで、それで1,000円をいただいていると。その機種に関しましても、私も承知していますが、あまり良くないというご意見でございますので、それはご意見として承って、改善できるのであれば改善したいということで、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それから繰り返しになりますが、あくまでも今回は使用料、それに特に照明使用料等の部分の改正になっていきますので、在住在勤の方の取り扱いに関しましては、今までと何ら変更はございません。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員） まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第63号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、反対の立場から討論いたします。

いずれにしても、町民のスポーツ、あるいは施設に係わる消費税を含めての値上げに関しては、町民の負担感の面において賛成できないものとします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） ただいま上程の「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、賛成の立場から討論いたします。

電気料、町は今までも町民に対して減免等、いろんな施策をして使いやすい施設利用を行ってきました。今回の改正に関しては消費税もありますが、電気料の改定の中で出てきた改正でありまして、施設を運営するということは経費がかかるという部分であります。経費を町民の方々にも負担してもらいべきものは負担してもらい、それが高騰したときには一緒になって、町民も自分の利用する部分には責任をもって対価を支払ってしてもらいたいという考え方なのだろうと捉えています。

これからも町民に対していろんな軽減措置や減免等はそのまま続くということでありまして、やむを得ない条例改正と理解していますので、その意味で賛成の討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第63号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議長(成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、議第63号「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第5、議第64号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第64号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年5月開催の第3回議会臨時会において、ご審議ご可決賜りました「三川町税条例の一部を改正する条例」が、平成26年1月1日から施行されることに伴い、当該税条例の規定を準用している本条例についても、督促手数料並びに延滞金の割合について同様の対応とする必要があることから、関係条文の整備を図るものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

○議長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから討論を行います。

○議長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから議第64号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第64号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第6、議第65号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第65号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては「地方税法の一部を改正する法律」が本年3月30日に公布されたことに伴い、本町の介護保険条例の一部を改正いたしたく提案するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、普通徴収に係る保険料納付義務者の延滞金の割合等について、関係条文の整備を図るものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

○議長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。

- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから議第 6 5 号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 6 5 号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（成田光雄議員） 日程第 7、議第 6 6 号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第 6 6 号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税関係法令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたくご提案するものであります。

改正内容といたしましては、先般、来年 4 月に消費税を 8%に引き上げることが公表されたところではありますが、今後の消費税の段階的引き上げに対応するため、下水道等使用料について、現行の内税方式から外税方式への料金体系に改めるものであります。

本町の下水道経営につきましては、今後とも接続率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ効率的な維持管理に努力する所存であります。また、「農業集落排水事業特別会計」及び「下水道事業特別会計」につきましては、使用料等の収入によって運営することを基本としながら、受益と負担の適正化、さらには今後とも長期的に安定した事業運営を維持するため、当該使用料等につきまして所要の改定を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから議第 6 6 号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第 6 6 号「三川町下水道条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（成田光雄議員） 日程第 8、議第 6 7 号「三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事（電気設備）請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第67号「三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事（電気設備）請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る11月29日、町長執行による指名競争入札を行い、指名16業者による入札の結果、「東北電機鉄工 株式会社 鶴岡営業所」が8,478万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況等につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいませ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 去る11月29日に執行しました三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事の入札の執行状況等につきましてご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、電気設備業者16業者であります。

予定価格につきましては、税抜き価格8,000万円で設定し、入札執行の結果、2回目で「東北電機鉄工 株式会社 鶴岡営業所」が7,850万円、税込み価格8,478万円で落札いたしましたものであります。また、工期は平成27年3月20日までといたしております。以上であります。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 袖東のポンプ場の建設工事全体のことを若干伺いたいと思います。今回の電気関係の工事が最後の工事と受け止めますが、それでよろしいのか。

それから、今までの工事の進捗状況、予定されたとおりの工期でなされているのか、その辺を確認したいと思います。

それから、入札の状況を伺いましたが、98%という非常に設計価格に近い価格だったわけですが、今般、資材等の高騰、あるいは工事関係者の人数の逼迫といいますか、そういったことで工期が遅れている工事が非常にあるというふうを受け止めております。今回の電気工事に関して、その辺の工期の確認を十分取っていらっしゃるのか。取っているとは思いますが、その辺、確認したいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 今回の電気設備工事の関係で、袖東排水ポンプ場全体の計画を含めてのご質問でございました。

まず、今回の事業を含めた袖東の雨水排水のポンプ場の関係では、機械設備の方で落札額の部分で当初想定した額より低い価格で入札になりましたので、当初の想定より低くなってございますが、全体で、今後の見込みの部分も含めて約4億円くらいと想定しておりますが、

その内、現在、今回の電気設備工事を発注して、残りは外構工事ということでフェンス、それから建物の周囲の整備ということで、そういった部分を残せば、進捗率としてはポンプ場の部分で97%くらいまでいくのではないかとということで想定しているところでございます。雨水排水全体として、排水ポンプ場、それから幹線の排水はほぼ終わっておりますし、一部、排水ポンプ場の北側のクボタ周辺の部分になりますが、それから対馬公園の部分の支線排水路を若干残しておりますが、そういった雨水排水全体でみましても、今回の契約の部分を入れますと、ほぼ86%くらいには達するのではないかとということで考えているところでございます。

それから工期の関係含めた工事の状況であります。工期につきましては現在、27年3月ということで設定して、先程ありましたとおり、3月20日までということで設定しておりますし、その労務的な部分で今よく鉄筋工とか、いろいろな型枠大工さんとか、そういった部分の労務の人手が足りないという部分でいわれておりますが、今回のこの工事の部分についても十分そういった工程的なもの、それから機械の製作期間踏まえて工事の方を設定し、契約入札の落札した会社の方とも十分そういった工期的なものも踏まえて、製作期間、それから現場の方に搬入して据え付ける期間についても対応十分可能ということで、今回の契約の上程となったところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第67号「三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事（電気設備）請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第67号「三川町特定環境保全公共下水道事業 袖東ポンプ場建設工事（電気設備）請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第9、議第68号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されております議第68号「三川町教育委員会委員の

任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび本町の教育委員であります石田郁子氏が、平成25年12月24日をもって任期満了となりますので、再度、石田氏を教育委員に任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

石田郁子氏は、昭和47年2月のお生まれで、私立酒田南高等学校を卒業後、同年4月に殖産銀行に入行し6年半勤務され、結婚を機に退職、その後は家事・育児に専念されております。

また、石田氏は押切小学校PTA副会長として、三本木町内会では育成会の母親代表としてPTA活動に積極的に取り組み、児童の健全育成に尽力されてきた方であります。

平成21年12月25日からは本町の教育委員として、学校訪問などにおいては小学校・中学校の学校経営に対し保護者の目線によりの確かな指導・助言を行っており、また、教育委員会においても建設的な意見・提言を行うなど、職務に努めております。

このように石田郁子氏は人望厚く、人格、識見ともに優秀な方であり、教育委員として最適任者であることから、何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（成田光雄議員） これから議第68号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は先例により無記名投票で行います。

○議長（成田光雄議員） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（成田光雄議員） ただいまの出席議員数は議長を除いて9名であります。

○議長（成田光雄議員） 次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 田中 晃議員、6番 町野昌弘議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（成田光雄議員） 職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（成田光雄議員） 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は否とみなします。

○議長（成田光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（成田光雄議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異常なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（成田光雄議員） 投票漏れはありますか。
（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 投票を終了します。

○議 長（成田光雄議員） 開票を行います。

5番 田中 晃議員、6番 町野昌弘議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議 長（成田光雄議員） 開票の結果を報告します。

投票総数9票、これは投票者数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成8票、反対1票、以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、議第68号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議 長（成田光雄議員） 日程第10、議第69号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議 長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されております議第69号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび本町の人権擁護委員であります東野 彰氏が平成26年3月31日をもって任期満了となることから、再度、東野氏を人権擁護委員として推薦いたしたくご提案申し上げる次第であります。

東野 彰氏は昭和41年3月、山形大学文理学部を卒業後、山形県立鶴岡南高等学校に数学の教師として19年間勤務され、その後、鶴岡北高等学校に8年間、さらに左沢高校、山添高校、酒田西高校を経て、平成16年3月、鶴岡中央高校を退職するまで38年間教員として奉職されております。

現在は、私立鶴岡東高校におきまして、非常勤講師として生徒の指導にあたられておりますが、東野氏は県立高校在職時代から、人権には特に関心を持たれていた方であり、文部科

学省主催のカウンセリング技術講座等を受講するなど、相談・助言・指導等に精通されている方であります。

平成20年4月からは人権擁護委員として、これまでの経験を活かし、住民からの相談業務並びに人権啓発活動等に熱意をもって活動していただいております。

このように、東野氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、東野氏を再度推薦いたしたく、何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） この際、討論は行わず、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） したがって、ただちに採決いたします。

これから議第69号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第69号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前11時45分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 1時00分）

○議 長（成田光雄議員） 日程第11、発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」について、提案理由の説明を申し上げます。

12月6日深夜、参院で強行採決され可決されました法案、一部修正も含め、法律になりましたが、内容の本質はまったく変わっておりません。

第1点は、この法律について、今年夏、参院選の自民党としての公約にありません。日本版NSCの設置は掲げていましたが、日本の平和と地域の安定を守る法整備とあるだけです。臨時国会、冒頭の所信表明演説でも言及がありません。有権者に示さず、10月後半に国会上程するなど、国民はもとより、国会議員にも十分周知せず、アリバイ的に急遽開いた公聴会の意見も無視しての衆院強行採決をはじめ、参院でも実質わずか7日間、それも特別委員会の議決は速記議事録に聴取不能と記されるなど、国民に理解されるものではありません。

第2点はそもそもこの法律は防衛、外交をはじめ、国政の重要問題、重要情報で、国民の目と耳・口をふさぐ、国民の知る権利を土台から壊すものです。政府に不都合な情報を何でも秘密に指定できるものであり、不透明さを拡大させる多くの問題を含むものです。

この法律のねらいは、先に議決した日本版NSCと合わせて日本を海外で戦争する国に作り変えることとなります。特定秘密を漏らした公務員や、聞き出したジャーナリストや、一般国民にも懲役刑と厳罰を課すことを骨格としています。

一体何が秘密なのか、秘密の範囲が曖昧で不明確なものです。秘密を否定する決定権は外務省、防衛省など、行政機関の長に委ねられていることです。政府当局の恣意的判断で秘密は際限なく広がります。国民には自分が接した情報が特定秘密かどうか分からないまま処罰され、原発やTPPなど、対象にされる危険があります。

年金や医療、社会保障などの運動の中でも、税金の使い道の追求を通して特定秘密に触れるかもしれません。こうした国民の日常生活をも取り締まりの対象とすることは許されません。

戦前、治安維持法や軍機保護法などによる軍の憲兵や公安警察の弾圧を招き、民主主義が破壊された苦い教訓を再現させてはなりません。民主主義と憲法を守り、知る権利を守るためにも、この法律を認めることはできません。

強行可決された以上、その廃止を求めて運動することを、立場の違いを超えた議員諸兄の賛同を求め、提案理由といたします。

○議長（成田光雄議員）これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○議長（成田光雄議員）以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員）これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員）まず、原案に反対者の発言を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」について、反対の立場から討論いたします。

「特定秘密保護法」とは「防衛」「外交」「安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」、この四つの事項の中で、特段の秘匿の必要性がある秘密を「特定秘密」としている法です。

今日13日、公示がなされております。

公務員には守秘義務は課されていますが、それだけでは間に合わなくなっている状況になっているための法案だと考えます。

政府は外交・安全保障政策の要として「国家安全保障会議」を発足させる方針とのことです。米国のNSCなどとの機密情報の共有化には、秘密保全法制度の強化は不可欠としています。

民間人の監視の強化に繋がると懸念する声もありますが、民間人が「特定秘密」を故意に得るために、あざむき・暴行・脅迫、それから摂取や施設侵入・不正アクセスを防ぐためのもので、それ以外の人には該当しないとしています。

また、言論や報道の自由、国民の知る権利を損なわないように、拡大解釈や基本的人権の侵害を禁じる規定も盛り込むとしています。

何を秘密にするかをチェックする機関には、公平な立場の人を入れる必要はあると思いますが、施行までの間に改善していただくような対応は必要だと思います。適正な運用で国民の生命と財産を守るには必要な法であります。

議員諸兄の賛同をお願いし、討論いたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」に賛成の立場から討論いたします。

私どもの青年時代は、日本有数の穀倉地帯である庄内の米づくり農家として生産者を代表して米価闘争に明け暮れていました。むしろばたを掲げ米価審議会場で大声を張り上げ、米生産現場の実情を訴えた当時のことを思い出します。

今、国会議事堂前で声を張り上げるとテロ行為だと非難する政治家が出てまいりました。

この発言を聞いたとき、平和主義国家を貫いてきた国民として日本は誤った舵取りに向かっているのではないか、そんな不安を抱き民主主義国家の行く末に暗雲を抱く一コマとして危惧しております。

そうした中、国民一人ひとりの生活を脅かす恐れがある特定秘密保護法が成立しました。

どんな組織にも公開できない情報はあり、日本にはそれを守る法律も現在までしっかりあり続けながら、何ら問題なく平和国家を築いてまいりました。

しかし、新たな特定秘密保護法は、秘密の範囲を際限なく広げ、官僚や政治家の都合のいいように秘密を指定できるようにしました。さらに、秘密を扱う人たちのプライバシーの把握は家族まで及び、秘密の指定を監視する独立した機関もございません。

この法律が施行されたときに一般市民が罪に問われる可能性を、非現実的と非難する人たちもいるかもしれませんが、しかし、ものを言いにくい状態を加速するいわゆる戦前の治安維持法のように国民の目や耳、口をふさぐ結果は戦争への道を歩んだ戦前の教訓が伝え継がれてきたことを思い出します。この種の特定秘密保護法は明らかに拡大解釈を常としております。それは否めないことであることは歴史が物語っております。

今なぜこの法律が必要なのでしょう。急いで特定秘密保護法を成立しなければならない根拠はどこにあるのでしょうか。安全保障のためとありますが、国の進路にかかわる大事な分野であればこそ、国民の知る権利、ひいては国民主権の原理とぶつかる関係を忘れてはなりません。何が特定秘密かを決めるのは行政の長だといわれますが、その判断が適切かどうかを見張る仕組みがこの法律には明記されておられません。もっとも国民の監視が行き届く必要があるのではないのでしょうか。それでも法律の中には特定秘密の妥当性をチェックする第三者機関の設置についての必要性には言及されておりますが、この法律には明記されていないわけではありません。

こうした懸念や批判をかわそうと、国会での採決前、チェック機関として「保全監視委員

会」、そしてまた「情報保全諮問会議」、仮称になりますが、その設置を打ち出しましたが、これは政府内に置かれた官僚中心組織であることに変わりはなく、チェック機能が働くのか、その疑念は解消されることなく増すばかりであり、行政の外部に監視機関を設けなければ独立性が担保されません。

成立した特定秘密保護法は、国民の「知る権利」の明らかな侵害、そして秘密の範囲の曖昧さなど、多くの欠陥を抱え、問題点があまりに多すぎます。

民主主義を支えるのは情報公開ではありませんか。それをないがしろにして法の成立に走るありさまは、「よろしむべし、知らしむべからず」で政治を動かす者とそうでない者とが峻別されている封建社会の民衆政策の基本姿勢が復活するのと同様であります。

以上を申し上げ、特定秘密保護法に反対し、意見書提出に賛同するものであります。

○議長（成田光雄議員） 他に討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 3 名 不起立 6 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、発議第6号「特定秘密保護法に反対する意見書提出」の件は、否決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第12、意見書第5号「過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本件について、提出理由の説明を求めます。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております意見書第5号につきまして、提出理由を申し上げます。

経済至上主義、売上至上主義、行き過ぎた競争社会の中で労働者を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

労働基準法の規定があるにもかかわらず、限界を超えた長時間労働を強いられ、文字どおり命を削って働き、肉体と精神を病んで過労死、過労自殺に至る事例が今なお増加している状況です。

尊い命がこれほど軽んじられる現状を改善しなければなりません。すべての労働者が生命と健康を守ることができる健全な労働環境を確立し、過労死や過労自殺の撲滅を目指した過労死防止基本法の制定を強く求めるものであります。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから意見書第5号「過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第5号「過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、平成25年第8回三川町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

（午後 1時23分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成25年12月13日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番